

特許庁委託事業

アセアン主要国

(インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム) の
税関における知財関連法規・運用実態に
関する調査

2018年4月

日本貿易振興機構 (JETRO)
バンコク事務所 知的財産部

目次

	頁
1. はじめに	
1.1 背景、目的	1
1.2 調査概要	2
2. インドネシア	
2.1 インドネシア税関の組織・体制	
2.1.1. インドネシア税関の業務内容及び組織体制	2
2.1.2. 税関取締り実績の統計データ	10
2.2 インドネシアにおける知的財産関連法規と税関	
2.2.1 税関差止制度の概要	10
2.2.2 事前登録制度の概要	11
2.2.3 税関における知的財産関連法規の問題点	12
2.3 インドネシア税関における運用実態	
2.3.1 税関による権利侵害品の差止	13
2.3.2 知的財産権の事前登録	15
2.3.3 税関における運用実態の問題点	16
3. マレーシア	
3.1 マレーシア税関の組織・体制	
3.1.1 マレーシア税関の業務内容及び組織体制	17
3.1.2 税関取締り実績の統計データ	19
3.2 マレーシアにおける知的財産関連法規と税関	
3.2.1 税関差止制度の概要	22
3.2.2 事前登録制度の概要	27
3.2.3 税関における知的関連法規の問題点	28
3.3 マレーシア税関における運用実態	
3.3.1 税関による権利侵害品の差止	29
3.3.2 知的財産権の事前登録	34
3.3.3 税関における運用実態の問題点	34

4. フィリピン

4.1 フィリピン税関の組織・体制

- 4.1.1 フィリピン税関の業務内容及び組織体制 40
- 4.1.2 税関取締り実績の統計データ 44

4.2 フィリピンにおける知的財産関連法規と税関

- 4.2.1 税関差止制度の概要 45
- 4.2.2 事前登録制度の概要 48
- 4.2.3 税関における知的財産関連法規の問題点 49

4.3 フィリピン税関における運用実態

- 4.3.1 税関による権利侵害品の差止 51
- 4.3.2 知的財産権の事前登録 56
- 4.3.3 税関における運用実態の問題点 57

5. シンガポール

5.1 シンガポール税関の組織・体制

- 5.1.1 シンガポール税関の業務内容及び組織体制 61
- 5.1.2 税関取締り実績の統計データ 62

5.2 シンガポールにおける知的財産関連法規と税関

- 5.2.1 税関差止制度の概要 62
- 5.2.2 事前登録制度の概要 64
- 5.2.3 税関における知的財産関連法規の問題点 65

5.3 シンガポール税関における運用実態

- 5.3.1 税関による権利侵害品の差止 65
- 5.3.2 知的財産権の事前登録 71
- 5.3.3 税関における運用実態の問題点 71

6. タイ

6.1	タイ税関の組織・体制	
6.1.1	タイ税関の業務内容及び組織体制	72
6.1.2	税関取締り実績の統計データ	77
6.2	タイにおける知的財産関連法規と税関	
6.2.1	税関差止制度の概要	79
6.2.2	事前登録制度の概要	81
6.2.3	税関における知的財産関連法規の問題点	82
6.3	タイ税関における運用実態	
6.3.1	税関による権利侵害品の差止	82
6.3.2	知的財産権の事前登録	86
6.3.3	税関における運用実態の問題点	87

7. ベトナム

7.1	ベトナム税関の組織・体制	
7.1.1	ベトナム税関の業務内容及び組織体制	88
7.1.2	税関取締り実績の統計データ	90
7.2	ベトナムにおける知的財産関連法規と税関	
7.2.1	税関差止制度の概要	91
7.2.2	事前登録制度の概要	92
7.2.3	税関における知的財産関連法規の問題点	92
7.3	ベトナム税関における運用実態	
7.3.1	税関による権利侵害品の差止	94
7.3.2	知的財産権の事前登録	98
7.3.3	税関における運用実態の問題点	100

1. はじめに

1.1 背景、目的

我が国にとって、ASEAN は重要な貿易相手である。ASEAN 諸国との日本の貿易額は、中国に次ぐ規模である。さらに、日本は、ASEAN 諸国における知的財産の保護及び行使に関する事項に重大な関心を寄せている。2008 年 4 月以降、日・アセアン包括的経済連携協定 (AJCEP: ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership)が順次発効され、知的財産権の保護及び行使に関して日本と ASEAN 諸国の間での情報交換を促進している。このような協力により、日本と ASEAN 諸国の間での経済関係が強化され、知的財産保護のためのツールが、知的財産に関する特別小委員会の設置などが規定されるなど、経済関係の強化とともに、知的財産の保護のためのツールが整備されてきた。

2010 年 1 月には、中国・アセアン自由貿易協定(ACFTA: ASEAN China Free Trade Agreement)が発効された。当該協定により、ASEAN 諸国と中国の間で取引される品目の 90%の関税が撤廃された。

ASEAN 諸国と中国の間での貿易・投資活動が活発化することにより、中国から ASEAN 諸国への模倣品の流通が懸念されている。このような状況下、権利者は、模倣品が ASEAN 諸国のローカルマーケットに流入し流通するのを阻止する最も効果的な手段が ASEAN 諸国の税関職員によって実施される国境措置であると考えている。

ASEAN 諸国すべてが WTO の知的財産協定、すなわち、TRIPS 協定(知的所有権の貿易に関連する側面に関する協定)の加盟国であり、当該加盟国の領域に侵害輸入品を解放することを防止するように、知的財産権の権利者が税関の協力を得るために各国の法令に手続を取り入れることを加盟国に要求する点に留意すべきである。¹

税関の国境措置に関するこれらの国際的ルールが存在に関わらず、各 ASEAN 諸国の税関関連知的財産法及びこれらの法律の実際の運用に対する手続について未だに多くの不明点がある。従って、日本の知的財産権の権利者が各国において模倣品の問題に対して適用される適切な手段を決定するために、各 ASEAN 諸国の税関関連知的財産法及び実際の運用を知ることは重要である。

本調査では、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、及び、ベトナムにおける税関における知的財産関連法規の枠組み、これらの法規の運用実態、並びに、各国の税関当局に与える影響を説明することを目的とする。

¹ TRIPS 協定 51 条は次の通りである。加盟国は、この節の規定に従い、不正商標商品又は著作権侵害物品が輸入されるおそれがあると疑うに足りる正当な理由を有する権利者が、これらの物品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう、行政上又は司法上の権限のある当局に対し書面により申立てを提出することができる手続を採用する。加盟国は、この節の要件を満たす場合には、知的所有権のその他の侵害を伴う物品に関してこのような申立てを可能とすることができる。加盟国は、自国の領域から輸出されようとしている侵害物品の税関当局による解放の停止についても同様の手続を定めることができる。

1.2 調査概要

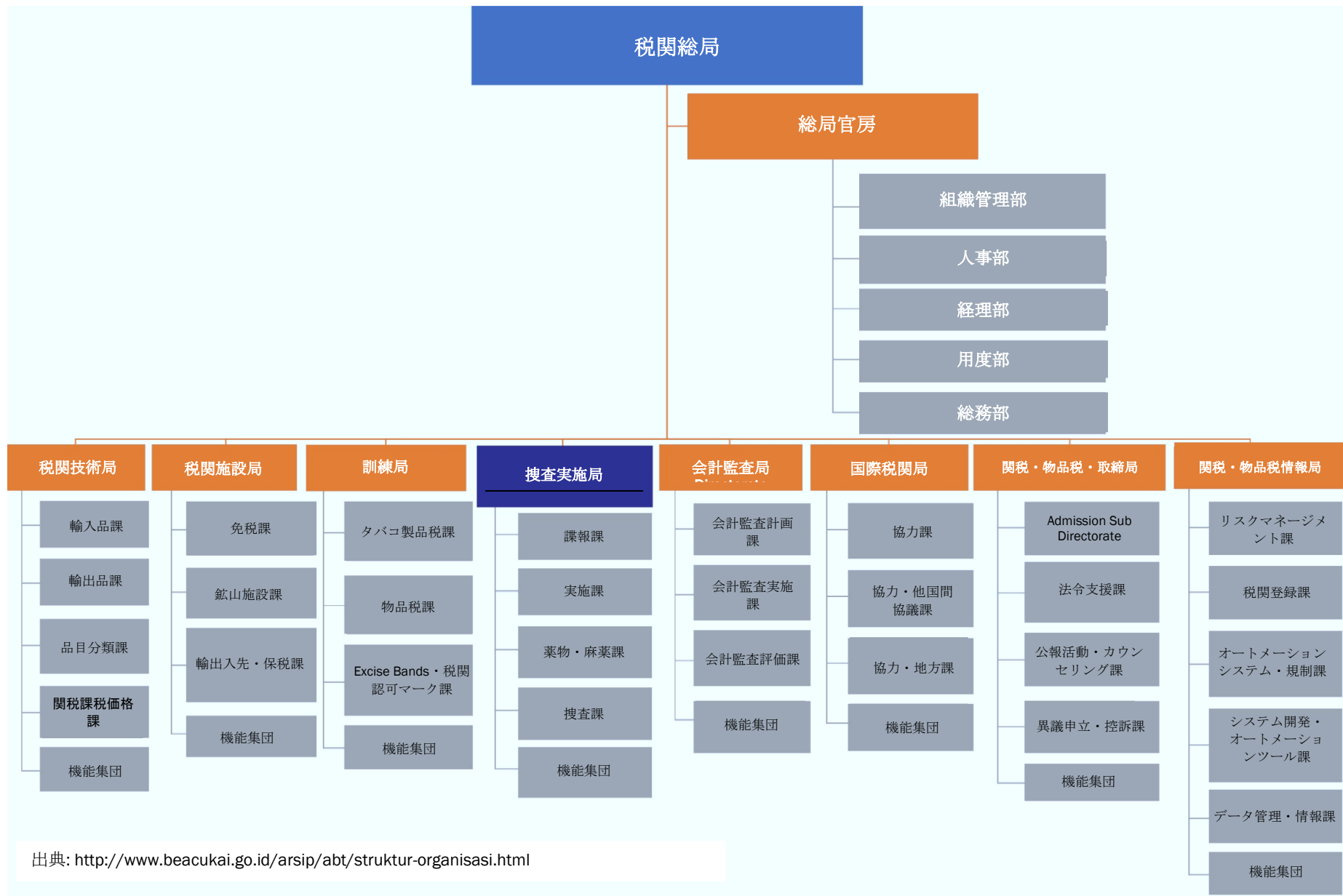
本調査では、次の ASEAN 6 ヶ国、すなわち、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、及び、ベトナムの各国の税関における知的財産関連法規の調査を行うとともに、その運用実態の調査を行う。

2. インドネシア

2.1 インドネシア税関の組織体制

2.1.1 インドネシア税関の業務内容及び組織体制

税関総局(DGCE: Directorate General of Customs and Excise)は、関税及び物品税の分野をつかさどる財務省の政府機関である。国境措置としての機能において、税関総局(DGCE)は、知的財産権を侵害する輸出品及び／又は輸入品を取り扱う、以下でオレンジでハイライトした捜査実施局(Directorate of investigation and Enforcement)を有する。



税関総局(DGCE)は以下に挙げた各地域にオフィスを有する。

1. Tanjung Priok, Jakarta
2. Soekarno-Hatta, Jakarta
3. Batam, Riau
4. Regional office of Riau
5. Regional office of West Java
6. Regional office of Bali, West Nusa Tenggara, East Nusa Tenggara.
7. Regional office of Maluku, Papua and West Papua.
8. Regional office of Nanggroe Aceh Darusalam.
9. Regional Office of South Sumatera
10. Regional Office of North Sumatera
11. Regional Office of Central Java and Yogyakarta
12. Regional Office of West Kalimantan
13. Regional Office of Banten
14. Regional Office of East Java
15. Regional Office of East Java II
16. Regional Office of East Kalimantan
17. Regional Office of Sulawesi

税関総局の総職員数は 14,172 名である。

インドネシアの輸出入額

2016 年のインドネシアの輸出額は 145,186.2 十億米ドルに到達し、2016 年の輸入額は 135,652.8 十億米ドルに到達した。2017 年 (2017 年 8 月までのデータ)、輸出額は 107,879 十億米ドルに到達し、輸入額は 99.68 十億米ドルに到達した。

主要規模港による輸入額(2011 年－2016 年)

州	大規模港	2011	2012	2013	2014	2015	2016
北スマトラ	Belawan	4 606.5	4 775.6	4 826.3	4 777.7	3 771.1	3 669.9
リアウ諸島	Dumai	1 175.2	1 084.9	1 064.5	778.1	641.0	597.3
リアウ諸島	Pulau Sambu	513.8	105.6	0.0	223.5	28.4	201.4
リアウ諸島	Tanjung Uban	1 214.6	2 624.9	2 417.3	2 072.7	988.6	743.5
北スマトラ	Musi River/Boom Baru	552.2	506.4	551.3	740.0	1 435.5	977.7
ランパン	Kota Agung	1 247.8	1 716.2	1 552.9	1 393.1	476.1	0.0
その他のスマトラ		13 694.0	15 158.5	14 218.2	13 189.9	11 220.2	10 772.0
ジャカルタ	Tanjung Priok	77 260.8	81 102.9	77 412.0	72 616.2	58 738.8	58 168.8
ジャカルタ	Sukarno Hatta ¹	11 047.9	15 303.6	12 110.4	11 663.4	12 160.5	12 902.0

バンテン	Merak	6 904.5	6 463.0	6 631.8	7 257.9	4 732.7	3 748.0
バンテン	Cigading	3 549.8	3 961.7	4 059.0	3 347.7	2 852.9	2 807.5
中部ジャバ	Tanjung Emas	4 904.8	5 103.1	5 704.7	5 949.5	5 484.8	5 315.9
中部ジャバ	Cilacap	8 093.3	8 869.3	10 031.1	9 818.4	5 232.2	3 453.2
東部ジャバ	Tanjung Perak	15 721.7	16 430.7	17 463.6	17 449.7	13 841.2	13 593.1
その他のジャバ		11 240.8	12 336.4	11 795.4	11 533.3	9 810.0	9 429.8
バリ	Ngurah Rai ¹	122.6	129.3	102.9	83.3	93.9	90.7
バリ	Benoa/Loloan	911.8	41.9	36.9	161.9	33.4	45.9
西ヌサ・トゥンガラ	Bima	306.8	263.7	171.9	97.9	1.0	0.4
東ヌサ・トゥンガラ	Waingapu	12.0	41.4	19.0	2.3	0.4	0.6
	Lembar						
	Buleleng						
その他のバリ・トゥンガラ		66.2	60.0	426.4	182.4	178.1	210.0
西カリマンタン	Pontianak	207.6	470.2	404.5	428.7	267.0	255.7
南カリマンタン	Kota Baru	2	2	2	2	47.5	555.1
		593.7	752.7	478.1	127.9		
東カリマンタン	Balikpapan	5 572.6	6 122.0	7 228.0	6 557.7	4 319.4	2 963.5
東カリマンタン	Samarinda	513.1	543.7	439.7	533.8	248.4	162.0
東カリマンタン	Tanjung Sangata	742.5	1 135.5	1 008.2	699.8	360.4	302.4
北カリマンタン	Lingkars Tarakan			93.7	33.0	7.2	3.9
その他のカリマンタン		1 306.9	1 303.6	1 328.8	1 192.6	2 379.1	841.6
北スラウェシ	Bitung	144.4	122.6	106.5	117.7	68.9	122.1
中部スラウェシ	Pantoloan	11.9	2.7	15.5	42.1	28.4	9.4
北スラウェシ	Ujungpandang	1 072.1	872.3	876.7	570.8	345.6	250.2
南スラウェシ	Malili, Sulawesi	292.4	308.5	313.1	243.5	0.0	0.0
その他のスラウェシ		269.7	497.1	838.6	847.3	1 798.7	2 226.9
モルッカ諸島	Ambon	340.9	423.8	354.7	387.0	256.6	204.2

西パプア	Sorong	40.3	14.2	30.3	27.5	30.8	2.5
パプア	Amamapare	1 099.2	1 020.4	503.9	1 011.2	653.0	614.0
その他のモルッカ諸島・パプア		81.2	21.1	12.8	19.6	163.0	411.7
合計		177 435.6	191 689.5	186 628.7	178 178.8	142 694.8	135 652.8

* 単位: 百万米ドル

主要規模港による輸出額(2011年－2016年)

Province	Major Ports	2011	2012	2013	2014	2015	2016
アチェ	Blang Lancang (Arun)	1 406.3	1 197.3	930.4	501.2	38.8	.0
北スマトラ	Belawan	10 057.7	8 871.9	7 982.3	7 808.1	6 618.1	6 768.7
西スマトラ	Padang/Teluk Bayur	3 030.0	2 362.9	2 208.6	2 105.4	1 753.1	1 708.1
リアウ諸島	Dumai	16 485.3	15 516.8	14 195.7	14 020.8	11 415.9	10 889.4
リアウ諸島	Batu Ampar	4 677.9	3 803.2	4 036.8	3 686.4	3 278.1	3 537.8
リアウ諸島	Sekupang	2 722.5	2 660.6	2 931.1	2 923.8	2 342.2	2 096.6
リアウ諸島	Kabil/Panau	1 531.6	1 800.2	2 096.7	2 265.6	1 911.1	1 757.9
北スマトラ	Palembang - Plaju	501.4	642.4	845.4	594.4	362.0	118.2
北スマトラ	Musi River/Boom Baru	4 489.7	3 629.9	2 979.3	2 353.4	1 883.8	1 665.0
ランブン	Panjang	3 222.6	3 698.4	3 892.3	3 856.7	2 315.9	1 873.6
	Pangkalan Susu	-	-	-	-	-	.0
	Pakanbaru / Rumbai	-	-	-	-	-	.0
	Pulau Sambu	-	-	-	-	-	.0
	Tanjung Pinang	-	-	-	-	-	.0
その他のスマトラ		18 636.6	17 725.2	16 587.9	15 603.6	12 476.3	11 269.6
ジャカルタ	Tanjung Priok	40 079.1	42 697.3	41 708.5	42 599.4	40 681.2	40 461.5

ジャカルタ	Soekarno Hatta ¹⁾	6 269.9	5 320.9	5 580.1	5 418.6	5 674.1	5 531.7
西ジャワ	Balongan	511.1	421.5	425.8	316.4	177.2	116.2
バンテン	Merak	917.1	634.0	825.2	533.2	297.2	383.2
バンテン	Cigading	189.4	85.8	103.2	362.6	294.0	352.1
中部ジャワ	Tanjung Emas	4 166.8	4 423.9	4 697.3	5 232.3	5 242.9	5 248.3
中部ジャバ	Cilacap	511.5	213.2	622.4	394.6	126.9	136.3
東ジャバ	Tuban	2 355.4	328.8	111.7	581.9	371.5	768.5
東ジャバ	Tanjung Perak	14 608.9	13 228.4	12 649.8	13 946.8	12 784.9	13 225.6
	Cirebon	-	-	-	-	-	.0
	Arjuna	-	-	-	-	-	.0
その他のジャバ		4 001.9	4 206.9	3 706.9	5 835.2	4 950.4	6 099.8
バリ	Benoa/Loloan	43.6	46.0	49.3	40.0	1.8	2.2
バリ	Ngurah Rai ¹⁾	331.8	301.0	277.3	256.4	252.2	256.5
西ヌサ・トゥンガラ	Bima	1 136.3	596.2	399.9	307.1	.0	.0
東ヌサ・トゥンガラ	Atapupu	18.0	7.0	9.0	16.1	21.2	19.9
東ヌサ・トゥンガラ	Tenau	7.7	36.6	10.9	4.7	2.7	13.2
	Kupang	-	-	-	-	-	.0
	Waingapu	-	-	-	-	-	.0
バリ、北ヌサ・トゥンガラ 他		1.9	1.4	2.9	2.6	1 473.5	1 575.5
西カリマンタン	Pontianak	1 260.8	964.1	893.5	596.5	495.8	459.0
南カリマンタン	Banjarmasin	4 899.3	4 654.7	4 318.9	4 047.2	3 379.2	3 077.5
南カリマンタン	Kotabaru	4 717.7	4 821.8	4 162.8	3 884.0	185.2	249.7
東カリマンタン	Balikpapan	3 274.4	3 688.1	3 066.9	2 933.7	1 889.3	1 121.2
東カリマンタン	Samarinda	6 245.8	6 025.8	5 366.9	4 698.4	4 161.3	3 525.4
東カリマンタン	Tanjung Santan	1 567.8	1 307.7	1 107.9	569.3	.0	.0
東カリマンタン	Tanjung Sangata	3 830.4	3 134.5	3 878.2	2 897.0	31.4	26.5

東カリマンタン	Bontang	17 079.8	13 577.9	11 566.6	9 485.4	6 013.3	4 095.7
東カリマンタン	Senipah	1 032.6	1 013.0	1 123.0	892.2	450.7	406.7
	Lingkas Tarakan	.0	.0	835.6	809.7	892.8	606.2
その他のカリマンタン		6 107.6	5 943.3	5 654.7	4 493.0	8 144.9	7 720.9
北スラウェシ	Bitung	744.0	941.8	665.4	833.2	676.7	693.4
中部スラウェシ	Pantoloan	147.1	85.1	38.8	118.6	340.2	364.4
南スラウェシ	Ujung Pandang	660.5	547.9	605.7	680.4	550.7	491.6
南スラウェシ	Malili	1 221.3	949.0	924.0	1 038.3	.0	.0
南スラウェシ	Hasanuddin ¹⁾	16.8	19.7	21.2	17.4	17.7	22.0
西スラウェシ	Mamuju	2.7	.0	.0	152.0	.0	.0
南東スラウェシ	Kolaka	38.4	108.0	101.8	6.0	.0	.0
南東スラウェシ	Pomalaa	720.0	486.3	307.4	272.3	128.9	107.1
その他のスラウェシ		584.0	805.8	925.5	306.3	1 469.5	2 345.3
モルッカ諸島	Ambon	134.9	166.7	134.3	111.6	2.8	85.0
北モルッカ諸島	Ternate	487.2	368.9	569.9	11.8	.0	.0
パプア	Amamapare	3 528.7	1 996.8	2 609.3	1 380.4	1 832.2	1 908.2
パプア	Bade Irian Jaya	75.5	72.4	63.3	72.2	68.5	44.6
西パプア	Teluk Kasim/Salawati	34.2	14.0	41.4	.0	.0	.0
西パプア	Sorong	194.4	222.4	203.2	156.1	86.3	54.2
	Bintuni, Papua	-	-	-	-	-	.0
	Muara Berau	-	-	-	-	-	.0
その他のモルッカ諸島及びパプア		2 978.7	3 646.9	3 498.9	3 949.7	2 801.9	1 906.2
合計		203 496.6	190 020.3	182 551.8	175 980.0	150 366.3	145 186.2

* 単位: 百万米ドル

主要原産国からの輸入額(2011年－2016年)

原産国	2011	2012	2013	2014	2015	2016
アジア						
ASEAN	51 108.9	53 662.2	53 851.4	50 726.0	38 794.9	34 696.8
タイ	10 405.1	11 438.5	10 703.1	9 781.0	8 083.4	8 666.9
シンガポール	25 964.7	26 087.3	25 581.8	25 185.7	18 022.5	14 548.3
フィリピン	852.4	799.7	777.4	699.7	683.1	821.8
マレーシア	10 404.9	12 243.5	13 322.5	10 855.4	8 530.7	7 200.9
ミャンマー	71.3	63.5	73.2	122.1	160.4	113.3
カンボジア	7.9	11.6	17.8	18.7	21.1	25.3
ブルネイ	1 018.4	419.8	645.4	594.3	131.4	87.7
ラオス	1.3	3.3	7.6	51.3	0.8	4.2
ベトナム	2 382.9	2 595.0	2 722.6	3 417.8	3 161.5	3 228.4
その他のアジア						
日本	19 436.6	22 767.8	19 284.3	17 007.6	13 263.5	12 984.8
中国	26 212.2	29 385.8	29 849.5	30 624.3	29 410.9	30 800.5
韓国	12 999.7	11 970.4	11 592.6	11 847.4	8 427.2	6 674.6
香港						
その他	22 505.3	24 086.7	24 471.9	23 050.8	15 123.6	13 681.0
アフリカ	4 029.9	5 703.4	5 549.6	5 465.6	3 739.2	3 525.0
オーストラリア & オセアニア						
オーストラリア	5 177.1	5 297.6	5 038.2	5 647.5	4 815.8	5 260.9
ニュージーランド	729.2	696.3	806.0	836.0	637.0	660.9
その他のオセアニア	37.6	62.4	23.4	38.5	27.4	37.3
アメリカ						
北大西洋自由貿易地域(NAFTA)	13 241.7	13 981.8	11 648.9	10 217.8	9 400.1	8 858.4
アメリカ	10 813.2	11 602.6	9 065.7	8 170.1	7 593.2	7 298.4
カナダ	2 015.8	1 810.8	2 067.4	1 860.2	1 609.3	1 383.0
メキシコ	412.7	568.4	515.8	187.5	197.6	177.0
その他のアメリカ	4 231.1	4 457.0	4 768.4	4 562.3	4 136.6	4 233.9
ヨーロッパ						
欧州連合 ¹	12 499.7	14 132.2	13 708.1	12 691.4	11 282.8	10 742.2
イギリス	1 173.9	1 366.3	1 081.9	894.8	818.9	893.8
オランダ	808.5	880.2	1 033.8	908.3	785.2	723.6

フランス	2 004.6	1 924.2	1 590.7	1 332.5	1 336.9	1 362.0
ドイツ	3 393.8	4 188.5	4 426.3	4 091.2	3 471.7	3 159.5
オーストリア	396.4	324.5	383.6	343.0	316.2	358.6
ベルギー	593.6	628.1	642.5	585.5	559.4	491.1
デンマーク	176.2	173.5	199.3	168.0	201.3	156.6
スウェーデン	886.2	1 298.7	825.6	691.1	691.2	526.2
フィンランド	500.1	448.8	442.5	668.4	534.1	338.6
アイルランド	107.9	109.9	115.8	100.9	103.3	110.3
イタリア	1 222.8	1 523.8	1 695.6	1 722.9	1 368.2	1 387.2
スペイン	379.6	459.1	545.2	517.1	472.5	484.1
ポルトガル						
ギリシャ						
その他の欧州連合	856.1	806.5	725.3	667.9	623.9	750.6
その他のヨーロッパ	5 226.6	5 485.9	6 036.4	5 463.4	3 635.8	3 496.5
合計	177 435.6	191 689.5	186 628.7	178 178.8	142 694.8	135 652.8

* 単位: 百万米ドル

2.1.2 税関取締り実績に関する統計データ

インドネシア税関によって行われた知的財産権に関する取締り件数はゼロであった。インドネシア税関は、密輸、または麻薬等の取引が禁止されている物品等の犯罪に対して、職権上の力を注いでいる。しかしながら、残念なことに、この点に関する包括的なデータは存在しない。

2.2 インドネシアにおける知的財産関連法規と税関

2.2.1 差止制度概要

2.2.1.1 国境措置の根拠法令

- ▶ 関税に関する 1995 年第 10 号関税法を改正した 2006 年法律第 17 号第 54 条から第 64 条
- ▶ 税関機関によって輸入又は輸出された模倣商標あるいは海賊版の抑制のための要件及び手続に関する 2012 年最高裁規則 No. 4 (The Supreme Court Regulation No. 4 year 2012 regulating the requirements and procedures for the suspension of the release of the imported or exported counterfeit trademark or pirated copyright goods by the customs authorities)
- ▶ 最高裁判所が発行した仮処分の請求を規制する 2012 年最高裁規則 No. 5
- ▶ 知的財産権侵害を構成する又は当該侵害から生じる輸出入品の取締りに関する 2017 年政令 No. 20

(1996 年改正) 関税に関する 1995 年法律 10 号第 62 条の下、税関職員は職権で、輸入品又は輸出品が商標権又は著作権を侵害するという強力な証拠がある場合、輸入品又は輸出品を差止することができる。一時差止を継続するためには、知的財産権の権利者は侵害に対して民事裁判を起さなければならない。関税に関する

る 2017 年法律 20 号政令第 7 条は、商標又は著作権の知的財産権侵害を構成する、又は当該侵害の収益に由来する輸入品又は輸出品に対して規制をかけることができる。

2.2.1.2 税関差止の対象となる知的財産権及びその法的根拠

商標又は著作権の知的財産権侵害を構成する、又は当該侵害の収益に由来する輸入品又は輸出品の規制に関する、関税に関する 2017 年法律 20 号政令第 2 条第 2 段落は、以下のものを含むが、これらに限定されない。

- a. 登録商標;
- b. 著作権及び隣接権;
- c. 特許及び小特許;
- d. 意匠権;
- e. 集積回路のレイアウト設計;
- f. 植物品種;
- g. 地理的表示

2.2.1.3 税関差止対象の貨物種別(輸出、輸入、通過)

貨物は輸出品及び輸入品を含む。輸入は税関地域に物品を持ち込む行為であり、輸出は税関地域の外に物品を持ち出す行為である。

税関差止に関する規定は、そのすべては商業目的用ではない、(1) 搭乗者の所持品、(2) 交通機関の乗組員、(3) 国境往来者、(4) 郵便業務又は宅配業務を介した積荷、には適用されない。

2.2.2 知的財産権の事前登録制度概要

2.2.2.1 事前登録制度の有無

2012 年、最高裁判所は、税関による、輸入又は輸出された不正商標物品、または著作権侵害物品の解放停止に対して要件及び手続を規定する規則 4 号を公布した。この規則の下、権利者は、侵害被疑品の解放停止のために、商務裁判所から一時差止命令を請求することができる。

不正商品の引渡しの留保を請求するための要件は以下の通りである。

- a. 著作権又は登録商標の所有者である旨の証拠;
- b. 著作権又は商標権の侵害を示す証拠;
- c. 差止請求された物品の説明、すなわち、船荷証券、航空貨物運送状、出荷番号、物品の分類と数量、荷揚げ港、原産国の説明
- d. 一時差止のために負担する費用を含む、差止された物品の数量に等しい現金又は銀行保証の形式での担保の支払い
- e. 倉庫賃貸料、滞船料、運送費の評価に基づく費用の支払い
- f. 保管料、滞船料、運送費の評価に起因する手数料の支払い。差止の期間は、10 営業日であり、追加の担保が商務裁判所から得られる場合、さらに 10 営業日延長可能である。

この間、権利者は保護された権利を維持するために、講じられた法的措置を税関職員に通知しなければならない。さもなければ、税関職員は物品の差止を終了する可能性がある。

さらに、最高裁は、2012 年、仮差止の請求を規制する 2012 年の規則 5 号を発効した。仮差止は、以下の意匠、特許、商標、及び著作権に関する知的財産権の侵害に対して請求人の請求に基づいてすべての当事者に対して拘束力を持つ、裁判所によって発行される命令である。

- a. 侵害物品であると思われる輸入品の禁止
- b. 容疑者／犯罪者による証拠削除の防止
- c. 損失を大きくすることを防止するための侵害の停止

権利者は、以下の要件を満たすことによって仮差止を請求することができる。

- a. 知的財産権の所有者であることを示す証拠;
- b. 知的財産権侵害の発生に関する強い虞があるということを証明する証拠;
- c. 証拠目的のために、請求され、依頼され、収集され、保護される物品／文書に関する明確な説明;
- d. 差止された物品の数量に等しい現金又は銀行保証の形式での担保の支払い。

2017 年政令 20 号により、知的財産権登録システムが導入された。第 5 条は、登録商標又は著作権の所有者又は権利者は、税関に申込書を提出し、職員に税関総局の登録システムのデータ収集を行わせることができる。しかしながら、インドネシアでは、事前登録実施システムはまだ利用できない。

2.2.2.2 事前登録制度がある場合のその法的根拠、事前登録制度の登録対象となる知的財産の種類

2017 年政令 20 号の以前、知的財産権の権利者は、侵害物品であると思われる輸入物品を防止するための裁判所命令を請求することによって自分達の知的財産を税関に知らせていた。物品が侵害しているという十分な証拠を提供することの困難さにより、このような事件例は存在しない。

2017 年政令 20 号の下、保護される権利は商標権及び著作権である。

2.2.3 税関における知的財産関連法規の問題点

(1) 税関における知的財産関連法規の問題点及び留意事項、(2) 税関への改善要求; 等

税関登録の法律はあるけれども、未だ登録のための手続及び手数料の規則は規定されていない。従って、実際には現時点で、税関で登録することはできない。

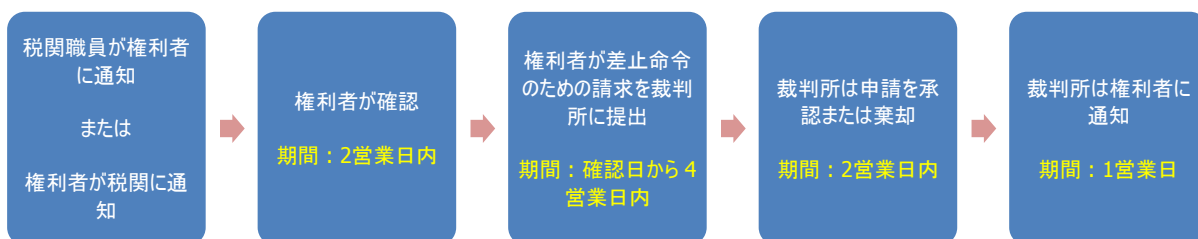
さらに、2017 年政令 20 号で創設された制度は、権利者が侵害被疑品の通知を受け取った時点で、権利者が商務裁判所で税関差止の申請を行うことが要求される。裁判システムは迅速ではないので、税関に問題を提起し得る。我々は、まだ定められた登録制度はないので、どのように留保手続の請求を行うのか不明である。

2.3 インドネシア税関における運用実態

2.3.1 税関による権利侵害品の差止

2.3.1.1 権利侵害疑義製品の発見から廃棄までのフロー

以下のフローチャートは、侵害を引き起こす恐れがある物品（疑義製品）を発見したときからその廃棄まで差止プロセスを示す。



商標権又は著作権を侵害する、または侵害の収益に由来する輸入品又は輸出品を発見した税関職員は、十分な証拠に基づいて権利者に通知しなければならない。

税関検査の間、税関職員は、税関総局において知的財産権登録システムで発見した情報に基づいて物品を分析することによって十分な証拠を発見しなければならない。侵害する可能性がある物品が発見されると、税関職員は所有者又は権利者に通知を送らなければならない。そして、権利者は、通知日から最大 2 日以内に商務裁判所に差止命令の請求を提出するために、通知を確認する必要がある。

確認に続いて、所有者又は権利者は以下のものを準備又は提出しなければならない。

- ▶ 裁判所長に差止命令を請求するため、行政上の要求(administrative requirements)の準備
- ▶ 銀行保証又は保険会社からの保証の形式で、総額 100,000,000 ルピアの運転資金保証 (operational costs security)を税関職員に届け出
- ▶ 請求書による差止請求を裁判長に、所有者又は権利者の確認日から最大 4 営業日内に提出。税関職員は、裁判長への請求書を通じて差止請求の要件を満たしている商標権又は著作権を侵害する、または侵害の収益に由来する輸入品又は輸出品に関する概要を提供する。

請求書は、申し立てられる侵害品が発見された場所の、輸入又は輸出行為が行われた税関地域をカバーする行政地区の裁判長に提出しなければならない。

裁判所は、差止の請求書の提出日から最大 2 営業日以内に請求書を承認又は棄却し、侵害疑義製品に関する差止命令の決定を、その決定日から 1 営業日以内に税関職員に通知する。

2.3.1.2 権利侵害疑義製品発見の通知とこれに対する権利者側からの回答

権利者は 2 日以内に侵害被疑品の通知に答弁しなければならない。この期間は延長することはできない。答弁において、権利者は、侵害疑義製品と登録商標又は著作権との間の類似性を説明しなければならない。権利者を代理して答弁する代理人を指定することができる。答弁書が提出されない場合、税関は侵害製品を輸入又は輸出することを許可する。税関は、製品及び流通網を説明することができる権利者の専門家を要求する。

2.3.1.3 権利者の義務 (担保の提供の要否、必要な場合その担保提供方法、担保金額等)

権利者は、侵害疑義製品を保管するための費用負担があるので、担保を提供することが要求される。権利者は、銀行保証又は保険会社からの保証の形式で総額 100,000,000 ルピア(約 7,500 米ドル)の運転資金保証 (operational costs security)を税関職員に届け出なければならない。

税関職員の情報によれば、保証金は保留状態にされる一方、権利者も現金の形式で運転資金を提供することが要求される。保証金は手続完了により払い戻される。しかしながら、現在までこれに関する規則はまだ存在する。

2.3.1.4 税関の権限

2.3.1.4.1 知的財産権侵害品の捜査権限の内容

1. 税関職員は、商標権又は著作権を侵害する恐れがある輸入品又は輸出品を規制する権限を有する。
2. 製品は 10 日間差止められるが、さらに 10 日間まで延長可能である。この期間内で、権利者は、民事裁判又は刑事裁判を続けるから否かを選択することができる。
3. 権利者は、裁判費用を負担する義務がある。
4. 権利者は、裁判前の出頭を含むすべての費用に対して責任を持つ。

2.3.1.4.2 知的財産権侵害品であると判断された場合の税関または検察庁の措置内容等

税関職員の情報によると、判断がされると、製品が侵害しているという公式声明が陳述される。

商務裁判所が、請求日を基準として 2 営業日以内に提出される差止命令を発すると、税関職員は差止命令の受領から遅くとも 10 営業日以内に(但し、さらに 10 営業日延長することができる)この差止命令を執行する。差止命令の執行において、税関職員は以下の事項を行う。

1. 輸出業者、輸入業者又は製品の所有者、所有者又は登録された商標権・著作権の権利者、及び、インドネシア知的財産総局(DGIP)に差止命令の通知を發し、
2. 登録された商標権及び/又は著作権の所有者又は権利者によって、提案の通り、特定の情報に従い、侵害疑義製品についての検査を行う。

侵害疑義製品の検査において、税関職員は、輸出業者、輸入業者、又は製品の所有者の有無に関わらず、登録された商標権・著作権の所有者又は権利者、裁判所の代表者、およびインドネシア知的財産総局(DGIP)の代表者に付き添われる。

2.3.1.5 税関の知的財産権侵害品にかかる取締に資する情報 (真贋判定マニュアル、ホワイトリスト、ブラックリスト等)、その提供方法、提供先

実際の登録がまだ行われ得ないので、税関による知的財産権侵害品の取締についての入手可能な情報は存在しない。

2.3.1.6 知的財産権侵害品の差止事例

政令は 2017 年 8 月 30 日に施行されたばかりなので、規則の実施はまだ施行されていない。従って、知的財産権侵害に基づく税関の差止は行われていない。

知的財産権侵害の訴訟事件はインドネシアでそれほど多くない。平均的には、2017年の商務裁判所データに基づく知的財産権事件に対する訴訟事件の総数は、52件であった。²しかしながら、商標権、著作権、特許権、意匠権に基づく事件のいずれであるのかに関する詳細は不明である。

2.3.2 知的財産権の事前登録

事前登録システムは未だ、インドネシアでは利用可能ではない。税関総局(DGCE)は、インドネシア知的財産総局(DGIP)と協同し、商標権の所有者・詳細・保護製品等のインドネシア知的財産総局(DGIP)のデータベースを税関のデータベースと同期させようとしている。これにより、権利者のデータがインドネシア知的財産総局(DGIP)と同じになることが保証される。

データベースが同期されると、税関を通じてもたらされる製品検査に必要な情報に、税関職員はより多くアクセスする。

しかしながら、システムは未だ稼動しておらず、また税関とインドネシア知的財産総局(DGIP)とが異なる製品分類を利用していることが問題の一つとして挙げられる。

2.3.2.1 事前登録方法、登録先

税関総局の登録制度は、インドネシアに定住する又はインドネシア企業の所有者又は権利者が利用する。

税関は、インドネシア知的財産総局(DGIP)の知的財産権データを同期させ、知的財産権の所有者名が関連付けられることを保証することを目標としている。これは、流通業者を介して取引する知的財産権の所有者(それぞれの会社名)が少なくともインドネシアの企業を設立することを要求することを意味する。

税関職員の情報から、企業名がインドネシア知的財産総局(DGIP)に登録された出願名と異なる場合、問題となる(例えば、商標権者名が XYZ.LLC である場合、税関登録の出願人は PT XYZ でなければならない)。

税関職員は、申請受理から最大 30 日以内に、登録申請を承認又は棄却するか否かを税関と決定する。

2.3.2.2 事前登録のための必要書類

登録用申請には以下のものを含む。

- a. 商標の登録証等の権利の所有を示す証拠
- b. 商標サンプル、商品、商号、製品外観、包装、流通経路、及びマーケティング資料、並びに、知的財産権が商標権である場合は領域内に市場に出された商品数量等の製品真贋特性に関するデータ
- c. 科学、芸術、文学の著作物、又は、知的財産権が著作権である場合は隣接権の特徴及び詳細に関するデータ
- d. 登録に起因する結果に対する所有者又は権利者の責任能力についての供述

申請書は、真正品及び商品流通網を説明できる専門家を指名することも含む。税関職員が分類することが必要があるとき、いつでも利用可能でなければならない。

² http://sipp.pn-jakartapusat.go.id/statistik_perkara

2.3.2.3 登録までに要する時間・コスト

時間及びコストは、登録に関する規則によりそれぞれ整理される。費用は財務省規則による定められるが、時間に関してはまだ不明である。

2.3.2.4 登録できた場合の登録の有効期間、更新が必要な場合の更新時期、更新方法、更新費用

1. 税関総局(DGCE)の登録システム内でデータ収集の承認は、承認日から最大 1 年間有効であり、更新可能である。
2. 登録日から 1 年、登録が認められる。
3. 更新方法に関して利用可能な情報は存在しない。
4. 更新費用は定められていない。

2.3.3 税関における運用実態の問題点

▶ 日本企業に対する問題及び留意点

- 税関職員は、侵害疑義製品の認識に関するガイダンス及び情報を有していない。日本企業が定期的にインドネシア税関に対して製品知識を提供することを提案する。税関と権利者とで協同すべきである。例えば、税関が模倣品を識別する方法を知ることは有益であろう。権利者は税関と協同し、自分等の製品の模倣品の判断に関する材料又は情報を提供すべきである。
- 日本企業は、インドネシアに拠点を置く製品専門家を有することが考えられる。この専門家は製品の流通経路を検査し説明することができるはずである。このことは、より効率的であり、また国内代理人そして税関職員の間関係を構築するのに有益である。

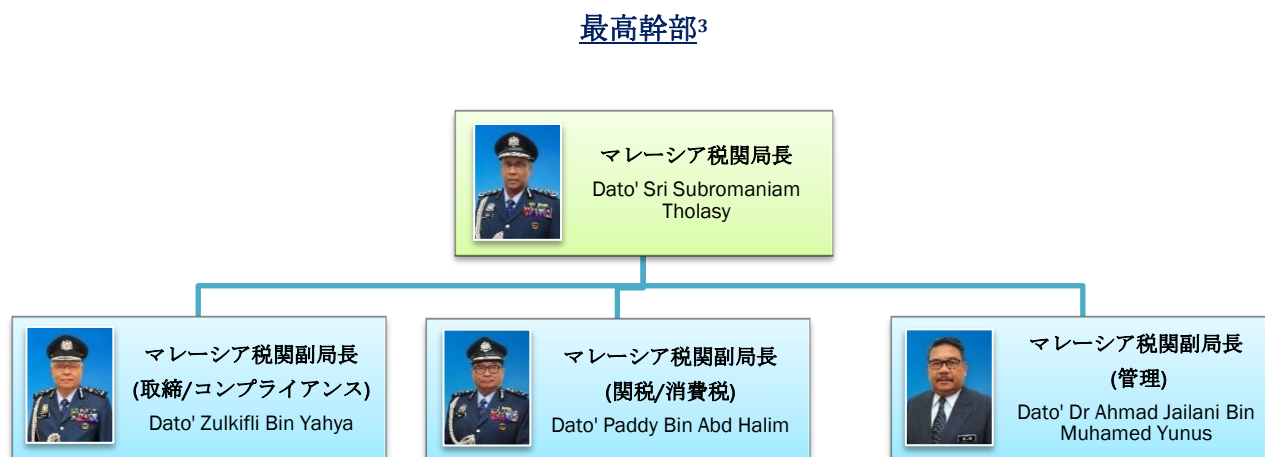
▶ 税関への改善提案等

- 差止を得るためには制度を変更しなければならない。可能であれば、差止を要求するために裁判所に行くという要件が除かれる、あるいは、裁判所が時間制約のある事件に応答する態勢を整えていないので、特別裁判所の職員が差止を承認又は棄却するために任命されるべきである。
- 製品数量が少ない場合、保証金が高額過ぎ、有益ではない。
- 理論的には、知的財産権の所有者は、特定の積荷である製品の通関手続を差止することを裁判所に請求することができる。しかしながら、実際には、通常、積荷の差止を裁判所に請求するため、疑義のある積荷に関する特定情報、並びに、裁判所に積荷を差止める裁判所の命令を発効させるために証拠となる書証を必要とするので、これらの規定は役に立たない。登録は未だ可能ではないので、知的財産権の所有者は製品に関する税関からもたらされる必要不可欠な情報を有していない。さらに、裁判所は未だ、通過中の製品を取り扱うような時間制約のある事件に応答する態勢が整っていない。
- 権利者は差止を得るために裁判所に請求し、差止を得るための時間枠が短いので、実際のところ、裁判所はタイムリーに判断を提供できそうもない。

3. マレーシア

3.1 マレーシア税関の組織体制

3.1.1 マレーシア税関の業務内容及び組織体制



マレーシア税関(RMC: Royal Malaysian Customs Department) は、3つの主要部門、すなわち、税関局長に直属する取締/コンプライアンス部、関税/消費税(GST: Goods & Services Tax)部、及び管理部に分けられる。マレーシア税関はまた、法務部と17の税関長を含む⁴。(付属書A(マレーシア税関(RMC)組織表)参照)

インドネシア税関職員の総数

匿名のインドネシア税関職員から、我々は、2017年現在、インドネシア税関(RMC)はマレーシア各地に配置された推定14,000名の職員を有していることが分かった。

³ 2017年現在のインドネシア税関(RMC)最高幹部の情報は次のURLから得られる。

http://www.customs.gov.my/en/ci/Pages/ci_tm.aspx, as of December 2017

⁴ States of Johor, Perak, Selangor, Sabah, Sarawak, Penang, Kelantan, Kedah, Melaka, Perlis, Negeri Sembilan, Pahang, Terengganu, Federal Territory of Kuala Lumpur, Federal Territory of Labuan, Kuala Lumpur International Airport and the Collector of Federal Customs Duties in Singapore.

主要税関のオフィス数

No.	州	主要オフィス	オフィス数
1.	マレーシア税関本部 (Royal Malaysian Customs Department Headquarters)	Federal Territory of Putrajaya	1
2.	クランタン (Kelantan)	Kota Bharu Rantau Panjang	2
3.	プルリス(Perlis)	Kangar	1
4.	サラワク(Sarawak)	Kuching	1
5.	ルブアン(Labuan)	Labuan	1
6.	サバ(Sabah)	Kota Kinabalu Sandakan Tawau Lahad Datu Keningau	5
7.	ジョホール(Johor)	Johor Bharu Muar Batu Pahat Kluang	4
8.	パハン(Pahang)	Kuantan Temerloh Bentong	3
9.	マラッカ(Melaka)	Melaka	1
10.	ペナン(Penang)	Penang	1
11.	ペラ(Perak)	Ipoh Teluk Intan Taiping Lumut /Sri Manjung	4
12.	ケダ(Kedah)	Alor Star	1
13.	クアラルンプール(Kuala Lumpur)	Kelana Jaya	1
14.	トレンガヌ(Terengganu)	Kuala Terengganu Kemaman	2
15.	セランゴール(Selangor)	Pulau Indah Subang	2
16.	ヌグリ・スンビラン (Negeri Sembilan)	Seremban	1
17.	クアラルンプール国際空港 (Kuala Lumpur International Airport)	Kuala Lumpur International Airport	1
合計			27

貨物量

公表されたデータに基づいて、我々は 2016 年の推定貨物量を以下に整理した。

輸送手段	数量 (トン)
航空貨物 ⁵	1,150
鉄道貨物 ⁶	5,991
海上貨物 ⁷	569,120
合計	576,261

3.1.2 税関取締実績の統計データ

以下のデータは、公表されたデータに基づいている。税関取締の件数、税関取締の数量、税関取締の数量に相当する金額に関するデータは存在しない。しかしながら、調書の件数、刑事事件及び民事事件の件数に関する 2015 年及び 2016 年における情報は公表されている。さらに、2012 年、2013 年、2015 年、2016 年のマレーシア税関の歳入に関するデータは公表されている。匿名のマレーシア税関職員から、我々は残りの年に関する報告はオンライン又は一般には公表されていないことが分かった。

2015 年及び 2016 年の、調書、告発、取締、及び、上訴の件数⁸

調書	2015 年	2016 年
検察当局に提出された調書の件数	2002	3014
法務部部長に持ち込まれた調書の件数	1252	2298
検察当局に提出された消費税(GST)に関する調書の件数	-	1540

⁵ <https://data.worldbank.org/indicator/IS.AIR.GOOD.MT.K1?locations=MY>

⁶ <http://www.mot.gov.my/en/Statistik%20Tahunan%20Pengangkutan/Transport%20Statistics%20Malaysia%202016.pdf> at page 40

⁷ <http://www.mot.gov.my/en/Statistik%20Tahunan%20Pengangkutan/Transport%20Statistics%20Malaysia%202016.pdf> at page 70

⁸ <http://www.customs.gov.my/ms/mp/Documents/LAPORAN%20TAHUNAN%20JKDM%202016.pdf> at page 120

2015年及び2016年の、刑事事件の件数⁹

刑事事件	2015年の 事件件数	2016年の 事件件数
新事件	1315	1236
被告による事件の件数	1450	1325
解決(罪を認めた)	1162	1080
訴訟待ち	254	192
無罪となり解放	20	26
没収	1	27

2015年及び2016年の民事事件の件数¹⁰

民事事件	2015年の 事件件数	2016年の 事件件数
訴えの提起	91	1081
下級裁判所に係属した事件(マレーシア税関職員によって持ち込まれた事件)	22	537
i. 消費税(GST)事件	0	528
ii. その他の事件	22	9
判決を得られた事件	0	225
判決の総額	-	6,921,384.00 リンギット
判決の執行	13	16
訴えの取下げ等	22	276

⁹ <http://www.customs.gov.my/ms/mp/Documents/LAPORAN%20TAHUNAN%20JKDM%202016.pdf> at page 121

¹⁰ <http://www.customs.gov.my/ms/mp/Documents/LAPORAN%20TAHUNAN%20JKDM%202016.pdf> at page 121

2015年及び2016年のマレーシア税関の歳入¹¹

年	2012	2013	2015	2016
単位	(リンギット)	(リンギット)	(リンギット)	(リンギット)
輸出税	1,968,425,799	1,931,579,265	1,031,920,873.09	980,022,698.10
輸入税	2,283,105,699	2,499,902,424	2,735,734,774.18	2,902,598,546.96
売上税/消費税 (輸入)	4,129,445,902	4,466,610,105	15,650,752,393.58	18,692,394,624.89
超過税(輸入)	3,770,446,034	3,800,244,792	3,890,176,233.11	3,974,892,062.97
車両課税	163,758,700	165,270,500	164,161,987.70	159,755,000.00
合計	12,315,182,134	12,863,607,086	23,472,746,261.66	26,709,662,932.60

2015年及び2016年のマレーシア税関の歳入¹²

商品	件数		押収した商品の価格 (百万リンギット)		税金 (百万リンギット)	
	2016	2015	2016	2015	2016	2015
車両	961	1183	68.67	56.93	51.63	66.82
たばこ	2663	2564	82.68	48.30	648.08	315.43
薬品	60	55	73.43	35.41	-	-
アルコール飲料	1601	1425	34.84	71.35	122.29	212.87
織物	88	139	3.97	6.10	0.43	0.78
花火(Fireworks)	253	238	3.00	4.51	1.89	2.78
その他	1111	1339	180.28	192.97	28.91	36.18
合計	6737	6943	466.87	415.57	853.23	634.86

2012年及び2013年のマレーシア税関の歳入¹³

¹¹ <http://www.customs.gov.my/ms/mp/Documents/LAPORAN%20TAHUNAN%20JKDM%202016.pdf> 64 頁

¹² <http://www.customs.gov.my/ms/mp/Documents/LAPORAN%20TAHUNAN%20JKDM%202016.pdf> 113 頁

商品	件数		押収した商品の価格 (百万リンギット)		税金 (百万リンギット)	
	2013	2012	2013	2012	2013	2012
車両	893	418	149.54	79.05	137.72	74.04
タバコ	3,294	3,377	36.63	42.05	212.33	254.73
薬品	127	117	118.21	161.94	-	-
アルコール飲料	883	1,015	10.69	12.92	24.57	29.79
織物	-	-	-	-	-	-
花火(Fireworks)	347	365	9.44	5.66	5.9	3.65
その他	1504	1589	230.25	301.14	62.31	72.83
合計	7048	6881	554.76	602.9	442.83	435.04

3.2 マレーシアにおける知的財産関連法規と税関

3.2.1 差止制度概要

3.2.1.1 国境措置の根拠法令

1. 水際取締措置の条項は、1976年マレーシア商標法、特に、2000年改正商標法によって追加された第XIVA部に規定されている。マレーシア商標法の第XIVA部は、国境措置が偽造商標商品の輸入を防止するために実施される枠組みとして制定された70C条¹⁴から70P条までを含む。これらの国境措置の条項は、未登録商標に適用されず、通関手続地で模倣品に適用されるだけである。
2. 第XIVA部の追加は、税関当局に与えられた権限を強化し、知的財産権を侵害する商品の国際取引を撲滅することを加盟国に要求する、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS: Agreement on Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights)の51条から60条のマレーシアの義務を遵守するものである。¹⁵
3. 1976年マレーシア商標法により、登録商標の所有者は、偽造商標商品の輸入を制限するために申出ることができる。1976年マレーシア商標法70D条(1)に従って、登録商標の所有者は、マレーシア知的財産公社(MyIPO: Intellectual Property Corporation of Malaysia)に商標登録申請し、そして、輸入業者の詳細、車両、航空機又は船舶の登録番号、疑義模倣品が到着している場所を含む積荷の詳細を提供しなければならない。

¹³ <http://www.customs.gov.my/ms/mp/Documents/LAPORAN%20TAHUNAN%20JKDM%202016.pdf> 113 頁

¹⁴ 1976年マレーシア商標法70C条は、「偽造商標商品」を、ある商品について適法に登録されている商標と同一の若しくは類似する、又は当該商標と本質的部分において区別し得ない商標であって、本法に基づく当該商標の所有者の権利を侵害するものが、許可なく付されている商品(包装を含む。)として定義する。

¹⁵ https://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/27-trips.pdf

4. そして、商標登録官は、申請書を審査することが要求され、そして、承認の場合、1976 年マレーシア商標法 70D 条(7)の下、すぐに必要な手続をとることを要求して、権限のある公務員に偽造商標商品を押収することを通知する。
5. 1976 年マレーシア商標法 70C 条は、以下の定義を与えている。

“権限ある公務員(authorised officer)”:

- a. 1967 年関税法において定義されている本来の税関職員; 又は
- b. 1976 年マレーシア商標法第 XIV 部において権限ある公務員に与えられる権限を行使し、かつ、課される義務を履行すべき者として官報における告示により大臣に任命される公務員をいう。

“偽造商標商品(counterfeit trade mark goods)”:

ある商品について適法に登録されている商標と同一の若しくは類似する、又は当該商標と本質的部分において区別し得ない商標であって、本法に基づく当該商標の所有者の権利を侵害するものが、許可なく付されている商品(包装を含む。)をいう。

6. 商標登録官の通知を受け取ると、権限ある公務員は、1976 年マレーシア商標法 70D 条(8)の下、通知で特定された商品を輸入することを禁止し、通過中の商品でなければ、同一の商品を差止して留置するために、必要な措置をとることが要求される。
7. 商品が差止られた後、登録商標の所有者は、民事訴訟を開始した日から 30 日以内に、その商品を輸入業者に解放することを禁止する裁判命令を得なければならない。それを怠った場合、商品は輸入業者に返却され、輸入業者は損害賠償請求を起こすことができる。
8. 以下のワークフローは、どのように国境措置が開始されるのかを示す。

1976年マレーシア商標法の70条(1)に従って、
押収申請が登録官に行われる

申請書は以下のものからなる

i. 以下の事項を示す申請書:

- 登録商標に関連する模倣品が取引目的で輸入されると考えられる、時間及び場所
- このような輸入に対する異議

ii. 1997年マレーシア商標規則の83A条の要求による宣誓供述書:

- 申請者が申請書を提出するために委任された登録商標の所有者/代理人であること
- 当該商標の登録番号
- 商標の代理人
- 標章の申請による利益 (あれば)

iii. 他の関係書類

- 商標登録証の写し
- 商標登録更新の写し
- 登録ユーザーの証明書
- 模倣品を輸送する船舶の出荷スケジュール
- 模倣品の証拠となる私的調査報告書
- 権限ある公務員が模倣品を識別できるための他の文書/情報

登録官による申請書の承認又は棄却

この承認は30日間、効力を持ち続ける

承認の場合、登録官は以下のために十分な保証金を登録官に預けることを申請者に要求する。

- 商品の差止に際し、登録官が負担する負債・雑費の払い戻す
- 乱用を防止し、輸入業者を保護する
- 裁判所によって命令された補償金を支払う

登録官の承認を通知されたマレーシア知的財産公社の職員を含む当局、及び、通知の中で侵害日の輸入を禁止するためにとられた必要な措置

職権上の措置(Ex-Officio Action)

1. 登録商標の所有者による国境措置手順とは別に、700 条(1)は、権限ある公務員は、自己の得た一応の(*prima facie*)証拠に基づいて偽造商標商品と認められる商品を留置し又はその商品の引渡しを留保することができる旨規定する。この点は、職権上の措置として知られている。しかしながら、本規定は、700 条(4)において“権限ある公務員は、(1)に基づく行為を誠実にを行った場合は、その責任を問われない”旨規定するので、注意して用いられるべきである。
2. 商標法 700 条に従う職権上の措置に関してマレーシア税関(RMC)の職員とのやり取りで、職権上の検査を開始する際、大部分のコンテナが商品の共通表記で申告され、商品のブランド又は商標によって申告されていないので、マレーシア税関(RMC)が実践上の困難に直面していることを我々は知った。
3. しかしながら、登録商標の所有者がマレーシア税関(RMC)に対して特定のブランドとして申告された各コンテナを検査する要求をした場合、マレーシア税関(RMC)は検査を行うことが分かった。マレーシア税関(RMC)によれば、模倣品の識別の困難さと時間制約により、マレーシア税関(RMC)が、それらが模倣品であるか否かに関わりなく、ブランドとして申告されたすべてのコンテナを留置することができる点に留意することが重要である。
4. コンテナを留置する効力は 24 時間有効である。そして、その期間内で、留置された商品は、さらなる検査のために登録商標の所有者そして国内商業・消費者問題省(MDTCC: Ministry of Domestic Trade, Co-operatives and Consumerism)に引き継がれ、またはコンテナに戻されなければならない。従って、この方法は、商品が留置された時から 24 時間内に留置した商品が実際に模倣品であるか否か確かめるために、登録商標の所有者に頻繁に、代理人を送ることを要求する。

3.2.1.2 税関差止の対象となる知的財産権及びその法的根拠

1. **国境措置:** 1976 年マレーシア商標法 70D 条は、登録商標の所有者によって模倣品の輸入に関して制限を課す。
2. **職権上の措置:** 1976 年マレーシア商標法 700 条は、職権上の権限をマレーシア税関(RMC)に与え、権限のある職員は、自己の得た一応の(*prima facie*)証拠に基づいて、商品の留置又は商品の引渡しの留保することができる。
3. 我々の知見では、マレーシア税関(RMC)は通常、知的財産の問題に関して十分な知識を備えておらず、及び／又は、訓練を受けておらず、そして、ブランド所有者からの十分な協力及び教育がない場合、商品を留置することを躊躇する。¹⁶
4. 刑事制裁は、1976 年マレーシア商標法及び 1987 年著作権法により与えられる。従って、これらの 2 つのカテゴリーの知的財産は、税関取締の対象、上記の手続の対象になる可能性がある。主要な刑事制裁は、罰金、懲役、及び商品の没収を含む。

3.2.1.3 税関差止対象の貨物種別(輸出、輸入、通過)

1967 年マレーシア関税法の 31 条によれば、大臣は貨物をマレーシアに輸入、又はマレーシアから輸出されるのを禁止することを命令することができる。税関(輸入禁止)命令 2017¹⁷は、いくつかの貨物種別;すなわち、

¹⁶ http://www.apaaonline.org/pdf/APAA_59th_council_meeting_Manila/AntiCounterfeitingCommitteeReports2011/3-SpecialTopic2011-MALAYSIA-Anti-CounterfeitingCommittee.pdf at page 3.

¹⁷ [http://pdk.dagangnet.com/doc/Customs%20\(Prohibition%20of%20Imports\)%20Order%202017.pdf](http://pdk.dagangnet.com/doc/Customs%20(Prohibition%20of%20Imports)%20Order%202017.pdf)

完全に輸入されることが禁止される貨物、輸入されるために輸入ライセンスを要求する貨物、所定の方法を除いて輸入されることが禁止される貨物、そして、マレーシアの基準が満たされる場合に輸入される貨物;の輸入を禁止している。

輸入の禁止/制限

以下の貨物は、無条件にマレーシアへの輸入を禁止される。

- ▶ いずれかの国で現在発行されている紙幣、銀行紙幣、硬貨の複製品
- ▶ わいせつな印刷物、絵画、写真、本、カード、彫刻、フィルム、ビデオテープ、レーザーディスク、カラーライド、コンピュータ・ディスク、その他の媒体
- ▶ マレーシアに悪影響を与え得る、又は快適さに不向きなデバイスの
- ▶ すべての種類のピラニア
- ▶ カメの卵
- ▶ カカオ豆、ランブータン、プラサン、ロンガン、及び、フィリピン・インドネシア産のナムナムフルーツ
- ▶ 1リットル当たり3.46mg以上の鉛又は銅化合物を含有する酒
- ▶ 麻薬及び押しボタン式ナイフ
- ▶ 68-87MHz 及び 108-174MHz の2つの周波数帯内で無線を受信できる放送受信機
- ▶ ヒ酸ナトリウム
- ▶ コーランの一節をインプリント又は複写された布地
- ▶ 注射器に類似する、ペン、鉛筆、その他の物品
- ▶ 有害性化学物質
- ▶ 放射性物質を含有する避雷器

以下の貨物の輸入は、輸入ライセンス、又は、関係機関の許可がある場合を除き、禁止されている。

- ▶ カニの卵
- ▶ 肉、骨、皮膚、足、角、臓物、又は、動物・家禽の一部
- ▶ サル、キツネザル、ガラゴ、ポットー等を含む生きている霊長類
- ▶ 爆薬及び花火
- ▶ イミテーションの武器、玩具銃、ピストル
- ▶ イミテーションの手りゅう弾
- ▶ 善意の旅行者によって輸入された個人武器弾薬以外の武器及び弾薬
- ▶ 防弾チョッキ、鉄製ヘルメット、及び、その他の攻撃に対する防護用衣類
- ▶ 病気を生物に起こす、生きている昆虫、ネズミ、貝、及び栽培植物を含む、土及び害虫
- ▶ 安全ヘルメット(オートバイ運転手又はオートバイ同乗者によりかぶられるようなものは除く)
- ▶ テレビ受信機と共に使用するゲームウォッチ及びビデオゲームを除くビデオ機器
- ▶ 自動車
- ▶ バチックサロン(Batik sarong)
- ▶ 米、及び、米加工品を含むパジ(padi)
- ▶ 公衆通信網に接続する装置
- ▶ 3000GHz未達の周波数の通信用無線
- ▶ サッカリン及びその塩
- ▶ アウトドア用のパラボラアンテナ
- ▶ 植物に有害である害虫及び生物
- ▶ 生きている魚
- ▶ 動物油及び動物脂肪
- ▶ 植物加工品に含まれる植物
- ▶ 家庭用・農業用殺虫剤

- ▶ 50 ボルト又は 120 ボルト以上を使用する家庭内電気機器
- ▶ 毒性及び/又は危険性廃棄物
- ▶ 生きている、又は死んでいるサンゴ
- ▶ 家庭内でビールを醸造する装置
- ▶ 医薬品

輸出の禁止/制限

以下の貨物は、無条件に輸出が禁止される。

- ▶ カメの卵
- ▶ マレーシア半島のトウ(Rattan)

以下のものは、輸出ライセンス、又は、関係機関の許可が必要である貨物である。

- ▶ 生死に関わらず、動物、鳥、それ以外の国内動物、国内家禽
- ▶ ウシ属の生きている動物
- ▶ 家禽
- ▶ ウシ属の動物の肉
- ▶ ザルガイ(Cockles)
- ▶ ランを含む植物
- ▶ 委託貨物毎に、3kg を超える、新鮮な、チルドの、又は凍った野菜
- ▶ パームカーネル及びパームの種実
- ▶ 戦闘服及び備品
- ▶ 武器及び弾薬
- ▶ マレーシアの成文法で定義又は記載された遺物
- ▶ 砂糖及び米
- ▶ 生きている、又は死んでいるサンゴ
- ▶ 生きている車エビ/エビ/魚
- ▶ 動物学、植物学、鉱物学、解剖学、歴史学、考古学又は民族誌学の観点からの貨幣のコレクション

違法薬物(例えば、モルヒネ、ヘロイン、大麻等)の輸入及び輸出はともに、厳しく禁止されている。

上述の薬物は、マレーシアの厚生労働省で発行されたライセンスによってのみ、輸入又は輸出のみができる。

上記の特定物品のすべては¹⁸、マレーシア税関(RMC)の差止及び留置の対象である。さらに、必要な通関手続又承認なく、マレーシアに輸入される商品も、マレーシア税関(RMC)の差止及び留置の対象である。上述した通り、商標権及び著作権を侵害する商品は、マレーシア法によって犯罪であると認められ、従って、これらの商品は、正規の手続が進められれば、差止及び留置の対象となり得る。

3.2.2 事前登録制度の概要

フィリピン、タイ、ベトナム等の国々とは異なり、マレーシアは登録商標の登録制度をマレーシア税関(RMC)に有していない。

¹⁸ http://www.customs.gov.my/en/tp/pages/tp_ie.aspx

3.2.3 税関における知的財産関連法規の問題点

3.2.3.1 税関における知的財産関連法規の問題点及び留意事項

- 1967 年関税法 31 条は、“禁制品(prohibited goods)”の輸出入を禁止し、それにもかかわらず、既存の規則は知的財産を明確に言及しておらず、“禁制品”のリストには模倣品が明示されていない。
- 関税法に類似する税関命令 1998(輸入禁止)もまた、特定物品の一つとして模倣品を定義していない。
- さらに、1967 年関税法には、税関職員が模倣品の輸入・輸出を禁止することを明示的に規定する条項が存在せず、また、既存の条項は国境で模倣品の疑いのあるものを差止し留置する権限を税関職員に十分に与えていない。
- 国境措置に対して、マレーシア税関(RMC)によって実施される識別手続が存在しない。マレーシア税関(RMC)は、マレーシアに模倣品が輸入された疑いがある場合、国内商業・消費者問題省(MDTCC)、あるいは、直接ブランド所有者のいずれかに連絡し、入港地に付き添い、商品について予備的な目視検査を行う。マレーシア税関(RMC)は、商品が模倣品であるという知的財産権所有者の確認に基づいて、更なる措置のために、国内商業・消費者問題省(MDTCC)にその商品を手渡すのみで、それ以外は、商品が輸入業者に解放される。
- 1976 年マレーシア商標法の 700 条は、職務権限をマレーシア税関(RMC)に与えている。権限のある職員は、自分が獲得した一応の証拠(*prima facie*)に基づいて模倣品であると判断した商品を差止又はその解放を保留することができる。しかしながら、どのように職員がこの条項を実施するのかについての規定は存在しない。実際に、職員は通常、知的財産権の問題について十分な知識を備えておらず、訓練も受けておらず、ブランド所有者の十分な協力及び訓練なしでは商品を留置することを躊躇する。
- 1976 年マレーシア商標法の国境措置の要件及び条項は、実現困難であり、そして、知的財産権者の面倒なものとなっている。上記 3.2.1.1 で説明した通り、知的財産権者は、広範囲に渡りかつ特定の積荷の詳細を提供しなければならず、そのことが多くの時間を費やし、そのような情報を得るために莫大なリソースを費やすであろう。
- 上記 3.2.1.1 で説明した通り、知的財産権者は、民事訴訟が開始された日から 30 日以内に商品を輸入業者に解放することを禁止する裁判所命令(仮処分: *interlocutory injunction*)を得なければならない。裁判所への裁判所命令の請求が一方だけの理由で判断されない場合、知的財産権者は、実際的な問題を知的財産権者に潜在的に引き起こす非常に短期間な期限に直面する。マレーシアの訴訟の性質のため、時間制限内で仮処分を得ることが困難である場合がある。仮処分が解かれ、又は失効した場合、知的財産権者は重大な結果に直面する。そして、侵害訴訟が退けられた場合、裁判所も知的財産権者に補償を支払うことを命令する可能性がある。1976 年マレーシア商標法は、差止した商品を解放することを禁止する命令を得るための期間として、30 日間を規定している。しかしながら、1976 年マレーシア商標法は、上記の期間が延長可能であるか否かについては規定していない。
- 申請者に申請承認を知らせる、登録のための規定された定められた期間は存在しない。商品輸入の特定期間の後、決定され、あるいは決定を受けると、申請の目的全体が無効化される。
- 知的財産権者は、十分な担保を登録官に預けなければならない。このことは、預けられる担保の額に関して登録官が決定権を有するので、知的財産権者に面倒な義務を課すことになる。

3.2.3.2 税関への改善要求等

- マレーシア税関(RMC)は、知的財産権者の弁護士が最初に、自分のクライアントを代理して国内商業・消費者問題省(MDTCC)の取締・ユニットに告訴するのを認めることを検討すべきである。そして、取締ユニットは、取締ユニットの職員とともに入港地で商品の押収を支援する税関当局と連絡をとりあう。弁護士はまた同席し、商品の押収を監視する。過去の経験によれば、このような方法は非常にうまくいくことが証明されている。また、この執行全体が知的財産権者を代理する弁護士の行動によって調整されるので、より多く取締りを行える。このため、弁護士が取締ユニットとの緊密な仕事上の関係を維持することが必要不可欠である。¹⁹
- マレーシア税関(RMC)は、申請書をマレーシア税関(RMC)に直接申請できるように検討すべきである。現在、申請は、申請書を検討した後、問題をマレーシア税関(RMC)に付する商標の登録官に行われなければならない。多くの場合、正確に見分けることができない積荷の詳細を知的財産権者が提供する要件は、国境措置の使用を思いとどまらせている。うまくいけば、これにより、商標権侵害商品の輸入を停止する国境措置の役所気質の低減をもたらすであろう。²⁰

3.3 マレーシア税関における運用実態

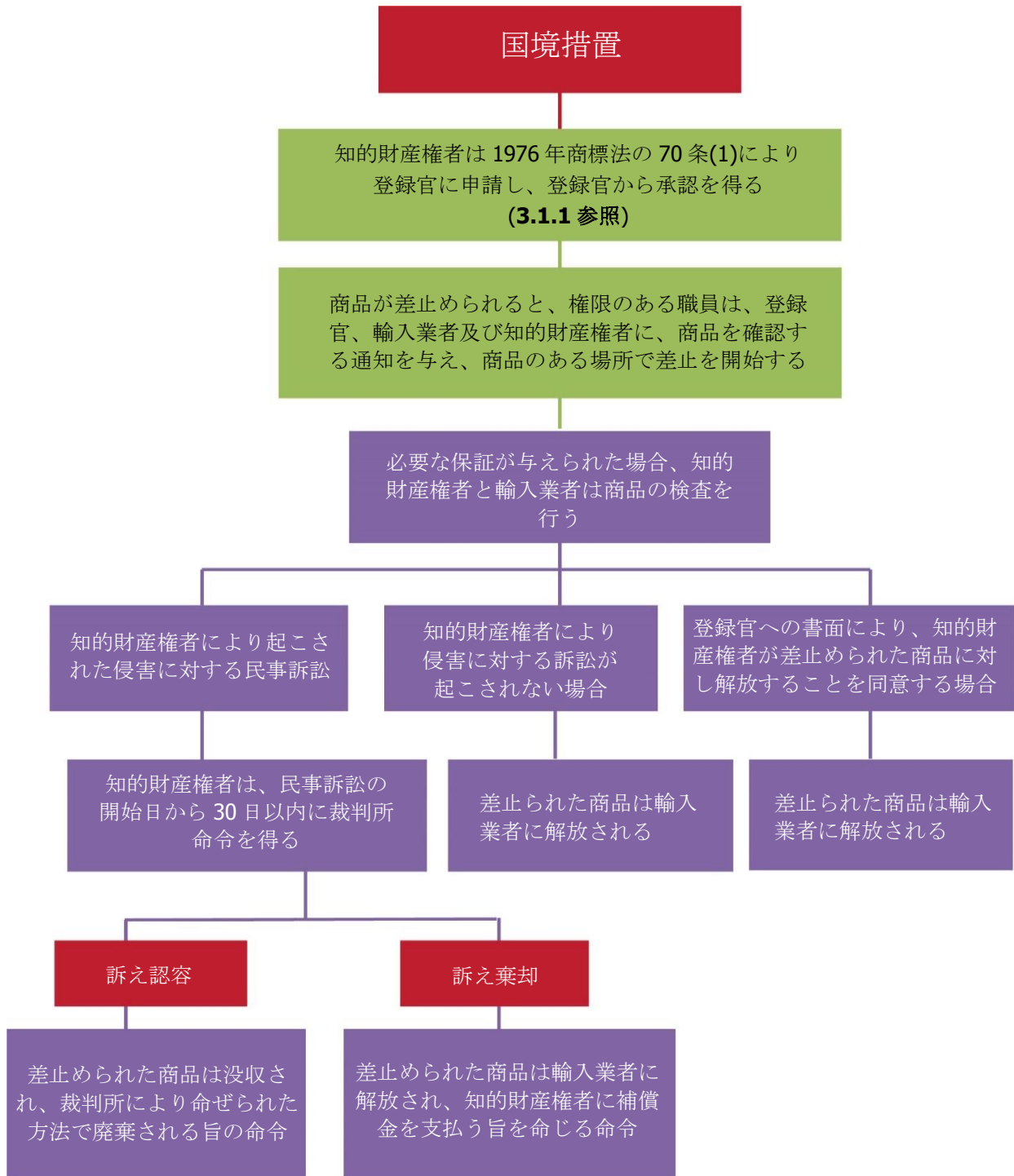
3.3.1 税関による権利侵害品の差止

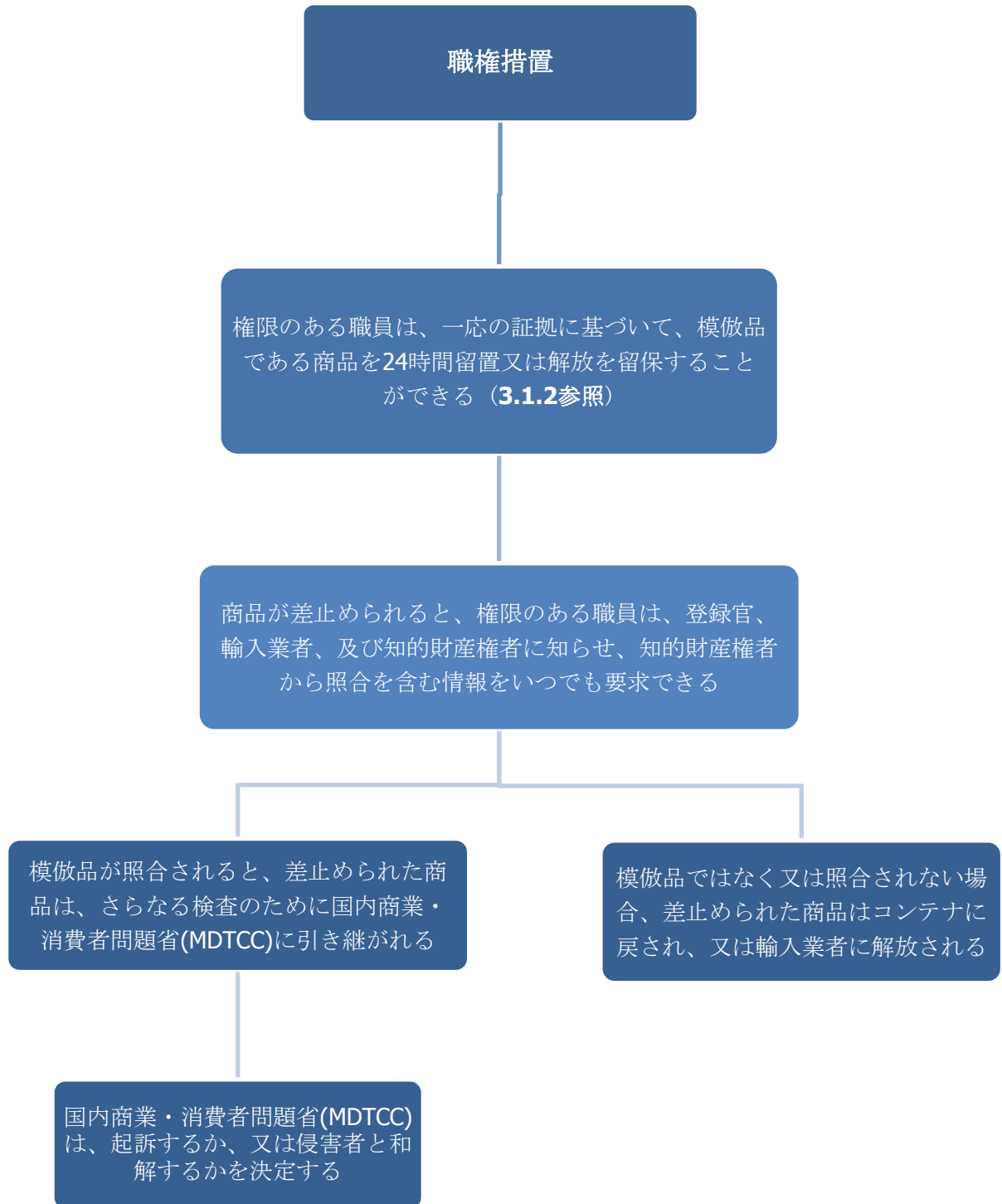
権利侵害品の差止は、1976年マレーシア商標法 70 条(1)の下、知的財産権者から登録官への請求、あるいは、職権により権限のある職員による差止のいずれかによって開始される。

¹⁹ <http://www.mondaq.com/x/44562/Export+controls+Trade+Investment+Sanctions/Border+Measures+In+Malaysia>

²⁰ <http://www.skrine.com/malaysian-intellectual-property--dawn-of-a-new-age>

3.3.1.1 権利侵害疑義製品の発見から廃棄までのフロー





3.3.1.2 権利侵害疑義製品発見の通知とこれに対する権利者側からの回答

注意:これは、職権措置の場合に適用される。

1. 知的財産権者の回答期限
 - 1976年マレーシア商標法には規定されていないが、回答期限は裁量である。
2. 回答期限の延長は可能か？
 - 1976年マレーシア商標法には規定されていないが、回答期限の延長は裁量である。
3. 代理人による回答は可能か？
 - 可能。差止められた商品の照合を行うことができ、知的財産権者によって適切に認められた者は、本通知に回答することができる。権限は委任状によって与えられる。
4. 代理人による回答が可能ではない場合、権利者自らマレーシア税関(RMC)に赴く必要があるか？
 - 必要がある。
5. 権利者が通知に回答しない場合の不利益
 - 知的財産権者が本通知に回答しない場合、マレーシア税関(RMC)が、知的財産権者がブランド保護に協力的ではなく、興味がないとの心証になり、また、マレーシア税関(RMC)のリソースの無駄であるので将来疑義製品を留置しないというおそれがある。

3.3.1.3 権利者の義務

注意:これは、国境措置に適用される。

1. 権利者は担保を提供する必要があるか？
 - 必要。
2. 担保の提供が必要な場合の担保の提供方法
 - 1976年マレーシア商標法では、登録官の承認により、知的財産権者は登録官に担保を預けることを要求される。“担保”は、1976年マレーシア商標法の70C条に、“何らかの金額の現金(*any sum of money in cash*)”と定義されている。
3. 担保の金額等
 - 1976年マレーシア商標法には規定されていないが、マレーシア知的財産公社(MyIPO)の職員に確認したところ、彼らは担保の金額範囲を与えることができないと知らされた。

3.3.1.4 税関の権限

注意:これは、職権措置のみに適用される。

3.3.1.4.1 知的財産権侵害品の捜査権限の内容

1. 侵害品を捜査するマレーシア税関(RMC)の権限
 - これは職権措置として知られ、1976年マレーシア商標法700条で規定され、3.2.1.2で説明した。

2. 刑事訴訟を起こす必要があるか否か？

- 1976年マレーシア商標法の条項は、民事上の救済のみが規定されている。
- しかしながら、差止められた商品が模倣品であると知的財産権者が確認し、事件が国内商業・消費者問題省(MDTCC)に送られると、国内商業・消費者問題省(MDTCC)は刑事訴追の権限を有する。しかしながら、この点は裁量に任されている。

3. 知的財産権者が裁判費用を負うか？

- 通常、敗訴当事者は裁判請求費用を含む費用を負うことを命令される。ある事件では、当事者双方がそれぞれの費用を負った。しかしながら、これは訴訟費用を含まなかった。

3.3.1.5 税関の知的財産権侵害品にかかる取締に資する情報

匿名のマレーシア税関(RMC)職員との話から、我々は、マレーシア税関(RMC)における知的財産権侵害に関する取締についての情報はオンライン又は一般には公表されていないことをが分かった。

3.3.1.6 知的財産権侵害品の差止事例

1. Philip Morris Products SA v. Ong Kien Hoe & Ors [2010] 2 CLJ 106

- 本事例において、原告は世界中で“MARLBORO”の商標を用いたタバコ及びタバコ製品の製造業者・販売業者であった。原告はマレーシアで商標登録していた。
- 2002年9月10日、“MARLBORO”の商標を付したタバコを含む、1,350個の商標が付されていない1,350個の箱を含む2台のコンテナが自由貿易地域で留置された。検査の後、タバコは模倣品であることが判明した。運送業者であり、第3被告とともに請求する第2被告により記載された申告書から、2台のコンテナの送り主は第1被告であった。
- 第2被告は、自分が単なる輸送業者であり、自由貿易地域がマレーシア国外の場所とみなされるので、'通過中の貨物'は押収から除外される旨を主張した。
- 高等裁判所は、自由貿易地域は“すべてが自由な(free for all)”地域ではなく、法律すべてに制限がない地域ではなく、さらには自由貿易地域では無法である訳ではないと判決した。執行機関はこれらの自由貿易地域を所管し、その権限は1990年フリーゾーン法(Free Zones Act)の18条、21条、23条、24条及び26条、並びに、1967年関税法のXI部及びXII部の条項からはっきりと分かる。
- 登録商標に関する原告の権利は物権的権利である。従って、第1被告及び第2被告は、自由貿易地域における模倣品であるMARLBOROタバコを再梱包するという侵害行為の、商標権侵害、及び／又は、詐称通用(passing off)で罪に問われた。
- 本事例は、知的財産権者が自由貿易地域で行われた侵害行為の侵害者に対して手続を進めることができることを確認した。

2. Philip Morris Products SARL v. Goodness for Import and Export [2017] 10 CLJ 337

- 本事例において、原告は世界中で“MARLBORO”の商標を用いたタバコ及びタバコ製品の製造業者・販売業者であった。原告はマレーシアで商標登録していた。
- エジプトの事業体である第1被告所有の貨物の積み換えは、マレーシアで積み換えるために、ベトナムからエジプト向けの12台のコンテナで届けられた。第1被告の12台のコンテナの貨物がクラン港(Klang Port)にあるとき、マレーシア税関(RMC)は12台の中から10台を押収した。

税関申告書には 12 台のコンテナすべてが‘オマーンの大理石(Omani Marble)’(不正税関申告)を含んでいたために押収された。10 台のコンテナは実際に、オマーンの大理石が含まれていたが、‘MALIMBO’ブランドのタバコを含んでいた。

- 原告は、MARLBORO の商標権侵害及び詐称通用の不法行為に基づいて、5 者の被告に対して本訴訟を起こした。
- 被告は提出した。商標 MALIMBO はアラブ首長国連邦で登録され、そのタバコは中東及び北アフリカで自由に販売されている旨を主張した。第 1 被告はマレーシアで古い MALIMBO のタバコを販売していなかったため、マレーシアで MALIMBO のマークを使用していなかった。従って、第 1 被告によれば、MALIMBO 及び MARLBORO タバコに関してマレーシア国民を混乱させ又は欺く可能性はなかった。
- 高等裁判所は、原告の主張を認め、第 1 被告が登録された所有権者でも MARLBORO 商標の登録されたユーザーでもないため、侵害の要件を満たす旨を判決した。
- 高等裁判所はさらに、民事裁判は差止命令を出し、第 1 被告の費用で 10 台のコンテナの MALIMBO タバコを廃棄する旨をマレーシア税関(RMC)に命令した。
- 本事例は、裁判所が裁量権を行使し、マレーシア税関(RMC)によって押収された商品を廃棄することをマレーシア税関(RMC)に命令した、おそらく最初のマレーシアの事件である。

3.3.2 知的財産権の事前登録

3.2 で上述した通り、マレーシアはマレーシア税関 (RMC) に登録商標の登録システムを有していない。

3.3.3 税関における運用実態の問題点

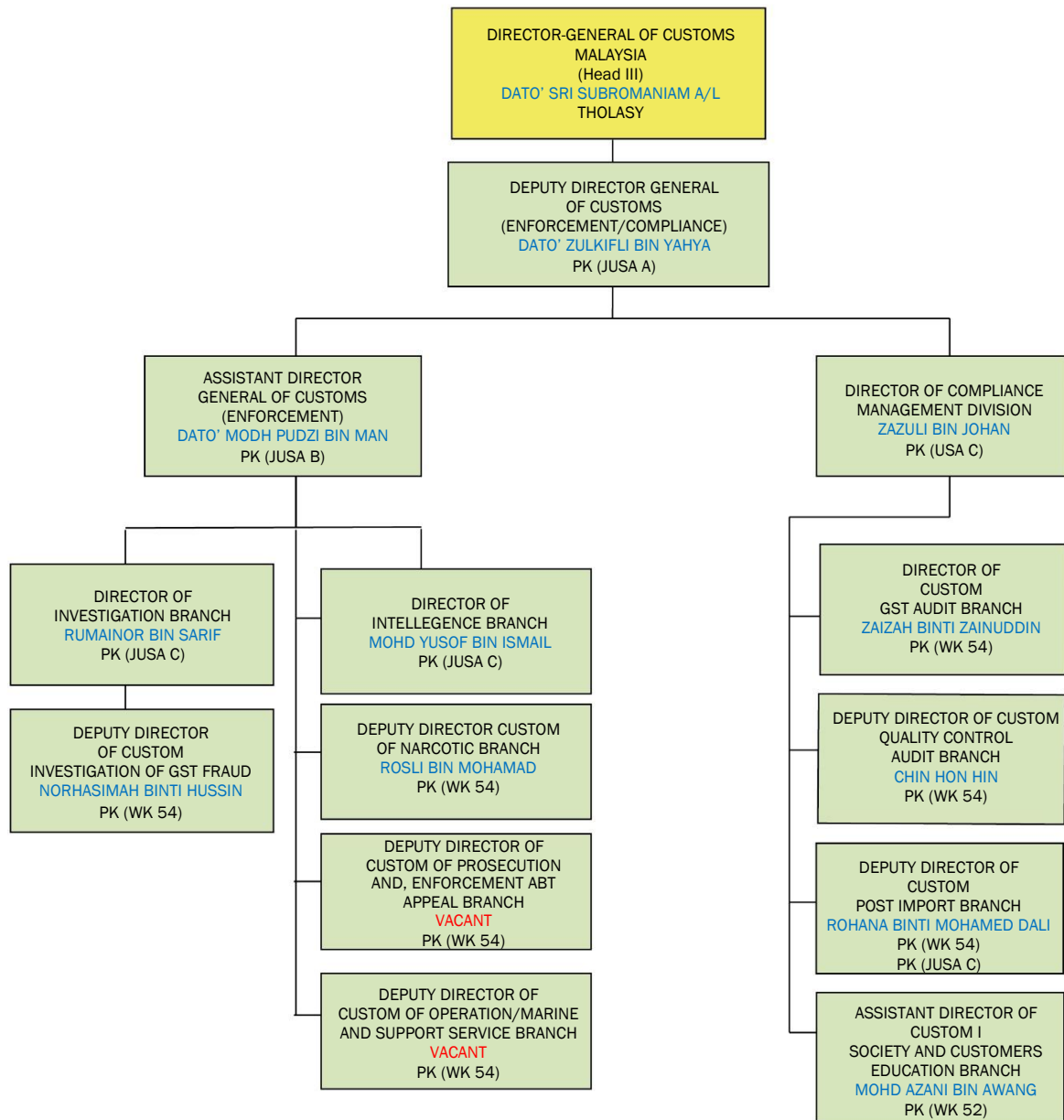
3.3.3.1 日系企業にとっての問題点・留意点

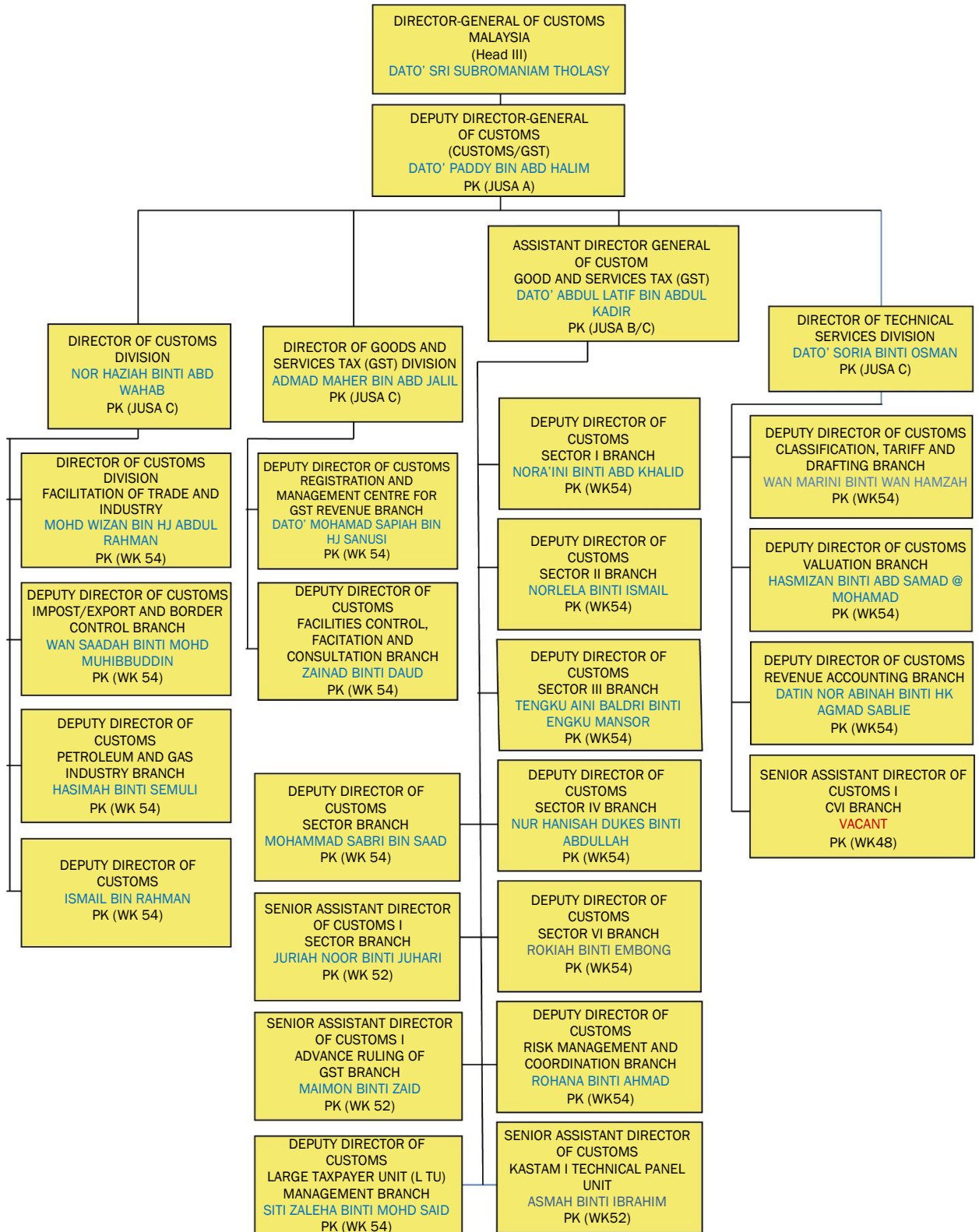
- 国境措置は可能であるけれども、このような措置を講じることにいくつもの実用上の障害がある。
- また、特に知的財産の模倣に関する禁止を規定するマレーシアの法律の条項は存在しない。
- 知的財産権者がマレーシアに輸入された模倣品の疑いのあるものに関する情報を有すると、知的財産権者はマレーシアに赴き、押収された商品について予備的な目視検査を行わなければならない。その商品が模倣品であると知的財産権者が確認すると、マレーシア税関(RMC)は、その商品を国内商業・消費者問題省(MDTCC)に引渡すだけである。
- 従って、日本の知的財産権者は、マレーシアの通関港に赴かなければならないであろう。日本の知的財産権者はまた、疑いのある積荷の広範囲で特殊な詳細を提供しなければならず、場合によっては実行不可能で、莫大な費用がかかるものとなる。
- 日本企業はまた、民事訴訟の開始日から短い 30 日間であることに注意し、商品を輸入業者に解放し戻すのを防止するための裁判所命令を得なければならない。制限時間内に仮処分を得ることが困難である場合がある。日本の知的財産権者は仮処分が認められず、又は失効すると、重大な結果に直面する。そして、侵害措置が棄却されると、裁判所がまた、日本の知的財産権者に補償金を支払うことを命令する可能性がある。1976 年マレーシア商標法は、押収した商品の解放を阻止する命令を得るための期間が 30 日間である旨規定されているが、1976 年マレーシア商標法は上記期間が延長可能であるのか否か規定していない。

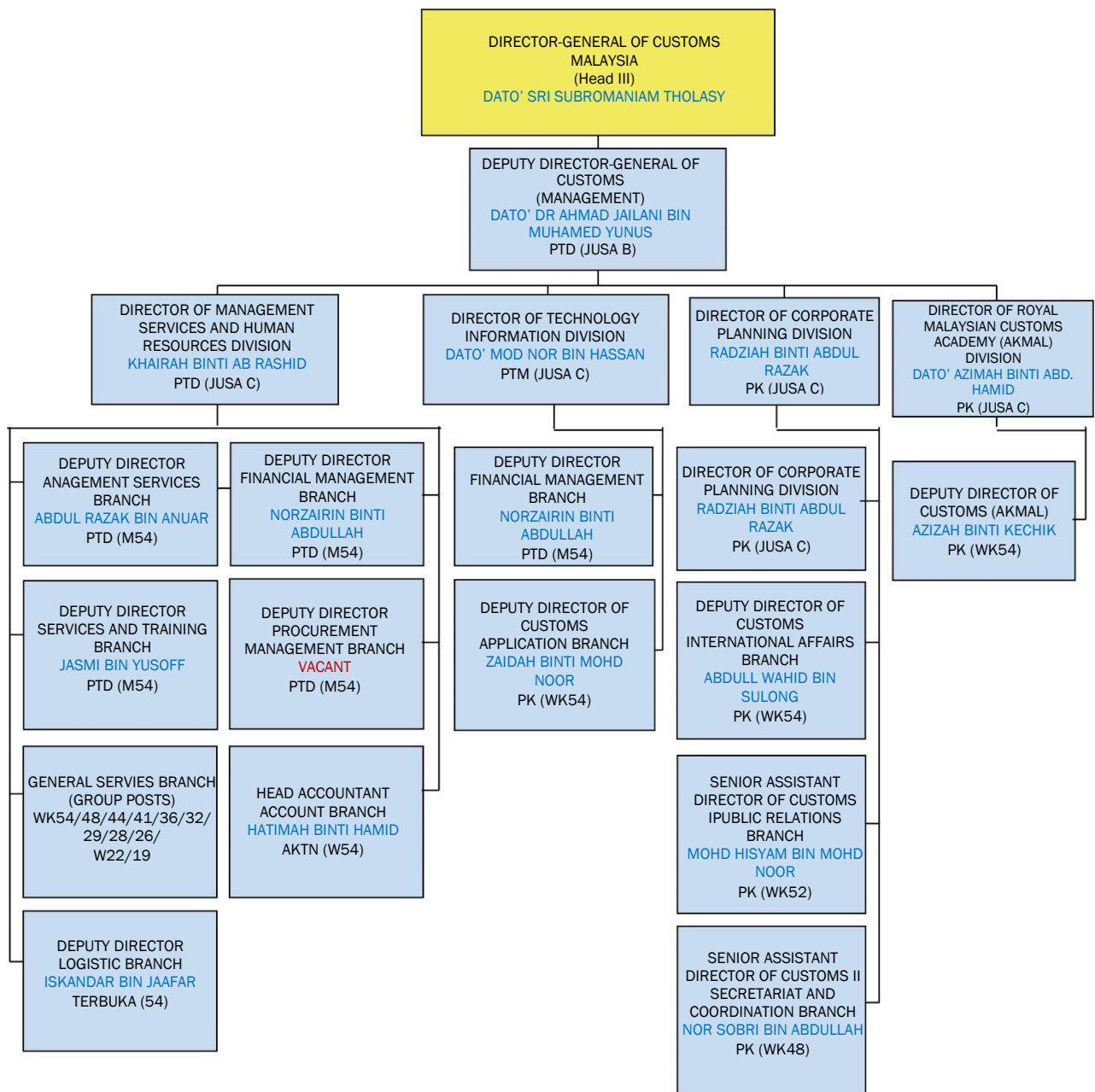
- 日本の知的財産権者はまた、登録官に担保を預ける準備を行わなければならない。そして、登録官は必要な担保の額に関して決定権を有する。

3.3.3.2 税関への改善要求

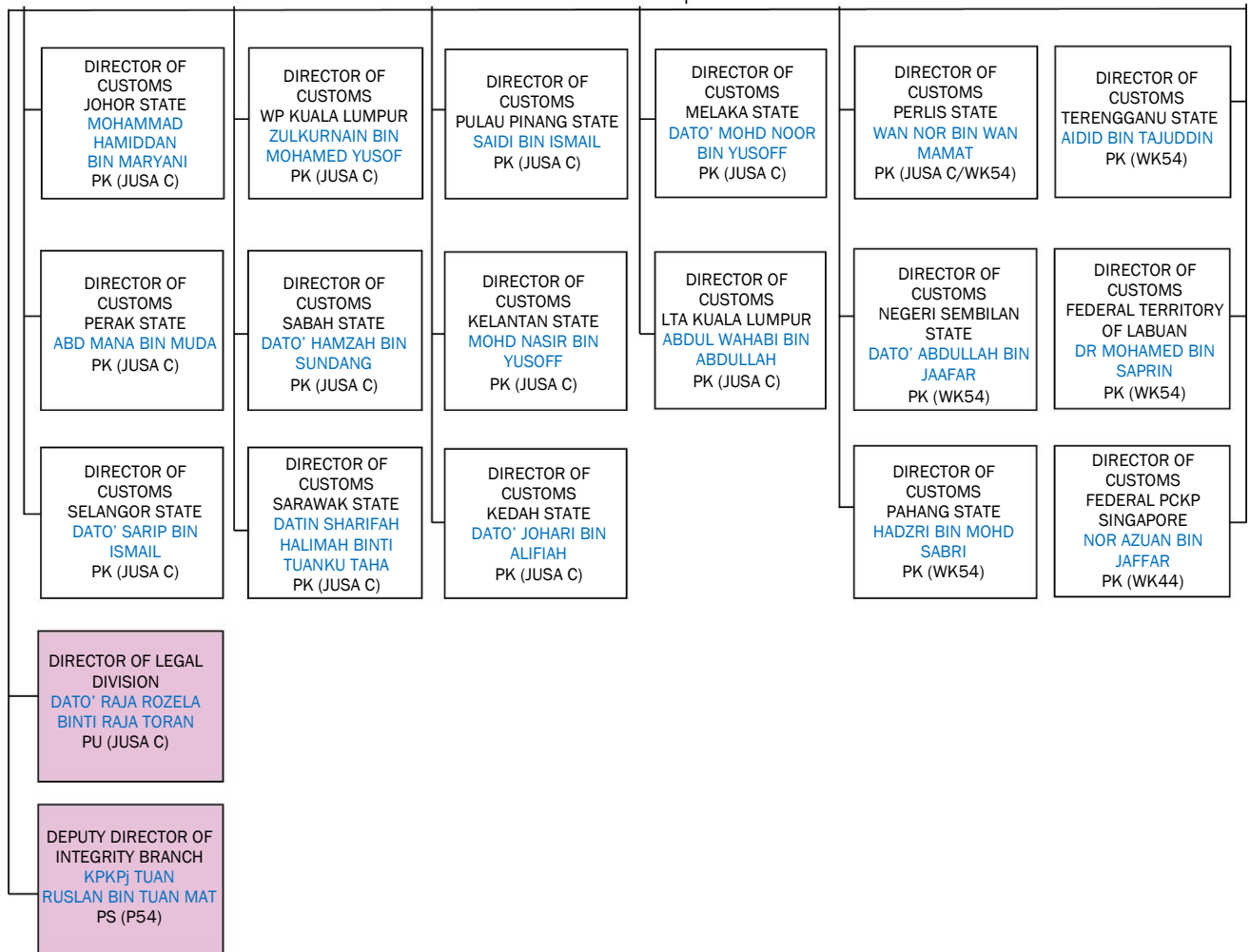
- マレーシア税関(RMC)は、日本の知的財産権者の弁護士が最初にクライアントを代理して国内商業・消費者問題省(MDTCC)の執行にクレームを言うのを認めることを検討すべきである。そして、取締ユニットは、取締ユニットの職員とともに、通関地で商品の押収を支援する税関当局と連絡をとる。弁護士はまた、同席し、商品の押収を監視する。過去の経験によれば、このような方法は非常にうまくいくことが証明されている。また、この執行全体が知的財産権者を代理する弁護士の行動によって調整されるので、より多く取締りを行える。このため、弁護士が取締ユニットとの緊密な仕事上の関係を維持することが必要不可欠である
- マレーシア税関(RMC)は、申請書をマレーシア税関(RMC)に直接請求できるように検討すべきである。現在、申請は、申請書を検討した後、問題をマレーシア税関(RMC)に付する商標の登録官に行われなければならない。多くの場合、正確に見分けることができない積荷の詳細を知的財産権者が提供する要件は、国境措置の使用を思いとどまらせている。うまくいけば、これにより、商標権侵害商品の輸入を停止する国境措置の役所気質の低減をもたらすであろう。







DIRECTOR-GENERAL OF CUSTOMS
MALAYSIA
(Head III)
DATO' SRI SUBROMANIAM A/L
THOLASY



4. フィリピン

4.1 フィリピン税関の組織・体制

4.1.1 フィリピン税関の業務内容及び組織体制

現在、当局には約 2,800 名の職員が勤務している。当局の組織構成に関する報告の付属書“A”を参照されたい。

税関近代化・関税法(CMTA: Customs Modernization and Tariff Act)として知られている共和国法第 10863 号²¹により、当局は 局長によって率いられ²²、以下の権限及び機能を有する。

- a. 財務省の大臣(財務大臣)の検閲を受けることを条件とし、他の政府機関と連携して税関近代化・関税法(CMTA)の条項を解釈する専属管轄
- b. 直接的又は間接的に、税関の権限、職務、及び機能の行使
- c. 税関近代化・関税法(CMTA)の条項に従って実行される税関職員の措置及び判断の検証
- d. 財務大臣及び租税控訴裁判所(CTA: Court of Tax Appeals)の専属上訴管轄権(exclusive appellate jurisdiction)によって再審理する対象である、真贋評価及びそれに関連する他の事項の再審理及び決定
- e. 以下の権限及び機能を除き、部長以上の職位を有する税関職員に税関近代化・関税法(CMTA)で与えられた権限の委任
- f. 規則の発布
- g. 判決の発効、取消、又は、変更
- h. 和解又は税関の職務の無効化
- i. 財務大臣の承認を必要とする税関職員の任命又は配置転換
- j. 本法及び他の税関関係法に不可欠な他の職務及び機能の実行²³

税関近代化・関税法(CMTA)に基づいて、局長は 少なくとも 4 人、最高 6 人の副局長により補助される。²⁴ 現在、以下に説明するように、税関職員を各々が率いる 6 人の副局長がいる。

税関長官直属のオフィス

税関長官直属の 6 つの部局及びグループがある。具体的には、(1)内部統制グループ (Internal Administration Group);(2) 評価・調整調整グループ(Assessment and Operations Coordinating Group); (3)徴収監視グループ(Revenue Collection Monitoring Group);(4)機密情報グループ(Intelligence Group); (5)執行グループ(Enforcement Group);(6)管理情報システム・技術グループ(Management Information System and Technology Group)である。これらの 6 つの部局は各々、副長官によって率いられる。

内部統制グループは、政策立案に関して長官を支援し、税関局の幾つかの局面(aspects)、すなわち、財務、統制、人事、計画、そして管理改善業務に関連した目標設定を担当する。²⁵ 当該グループはまた、打合せ及

²¹ 税関近代化・関税法

²² 税関近代化・関税法第 200 条

²³ 税関近代化・関税法第 201 条

²⁴ 税関近代化・関税法第 200 条

²⁵ <http://customs.gov.ph/offices/>

び会議で長官を代理し、税関覚書回覧(Customs Memorandum Circulars)に署名し、事務局の内部統制に関連する公的通信及び書類を検討することを担当する。²⁶ 内部統制グループは、2つの部署:財務管理オフィス(Financial Management Office)と統制オフィス(Administration Office)とから構成される。財務管理オフィスには、3つの課:予算課(Budget Division)、経理課(Accounting Division)、そして計画・政策調査課(Planning and Policy Research Division)がある。一方、統制オフィスには次の課:人事管理課(Human Resource Management Division)、公的情報・支援課(Public Information and Assistance Division)、一般サービス課(General Services Division)、中央記録管理課(Central Records Management Division)、医科歯科課(Medical and Dental Division)、暫定研修・育成課(Interim Training and Development Division)、計画管理委員会(Project Monitoring Committee)がある。²⁷

評価・調整調整グループは、フィリピンに輸入される商品の収集、その価格の公表を担当する。また、当該グループは、評価を定める規則の実施、輸出品の終了処理、倉庫保管及び支援作業、並びにオークションや廃棄行為を監視する。²⁸ 評価・調整調整グループは、2つの部署:輸入・評価サービスオフィス(Import and Assessment Service Office)と、港湾オペレーションサービスオフィス(Port Operations Service Office)とから構成されている。輸入・評価サービスオフィスは、評価・分類課(Valuations and Classification Division)、評価・調整・監視課(Assessment, Coordination, and Monitoring Division)、倉庫保管調整課(Warehouse Coordination Division)から構成される。一方、港湾オペレーションサービスオフィスは、3つの課:オークション・積荷廃棄監視課(the Auction and Cargo Disposal Monitoring Division)、輸出調整課(Export Coordination Division)、そして港湾オペレーション調整課(Port Operations Coordination Division)がある。²⁹

徴収監視グループは、次の事項:徴収された関税の経理の監視、税関当局の法的要件の処理、収集した統計データの情報及び分析の提供、関税清算(liquidated entries)及び担保の監査そして要求をを遂行する。³⁰ 徴収監視グループは、5つの部署:法律業務オフィス(Legal Service Office)、経理管理オフィス(Account Management Office)、財務業務オフィス(Financial Service Office)、徴収業務オフィス(Collection Service Office)、そして、BATAS、すなわち密輸品に対する税関局行動チームから構成される。法律業務オフィスは、4つの課:決定・研究課(Ruling)、起訴・訴訟課(Prosecution and Litigation Division)、控訴課(Appellate Division)、免税課(Tax Exempt Division)を有する。財務業務オフィスは、管理課(Revenue Accounting Division)と、統計分析課(Statistical Analysis Division)とから構成される。最後に、徴収業務オフィスは、3つの課:徴収・業績・評価課(Collection, Performance, and Evaluation Division)、関税清算・評価・監査課(Liquidation, Assessment, and Audit Division)を監督する。³¹

機密情報グループは、税関及び経済活動に関する機密情報の収集を担当する。また、当該グループは、内部調査及び検査を行い、汚職、密輸、その他の税関の不正行為を防止して対抗する効果的な対抗策を開発する。³² 当該グループは、2つの部署:リスクマネージングオフィス(Risk Management Office)と機密情報・調査業務オフィス(Intelligence and Investigation Service Office)とを有する。機密情報・調査業務オフィスは、3つの課:機密情報課(Intelligence Division)、調査課(Investigation Division)、知的財産権課(Intellectual Property Rights Division)を有する。³³

²⁶ <http://customs.gov.ph/offices/>

²⁷ http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2017/12/BOCOrganizationalChart_Dec11_2017.jpg

²⁸ <http://customs.gov.ph/offices/>

²⁹ http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2017/12/BOCOrganizationalChart_Dec11_2017.jpg

³⁰ <http://customs.gov.ph/offices/>

³¹ http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2017/12/BOCOrganizationalChart_Dec11_2017.jpg

³² <http://customs.gov.ph/offices/>

³³ http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2017/12/BOCOrganizationalChart_Dec11_2017.jpg

執行グループは、フィリピン港湾及び税関施設を保護し、税関ゾーン内の積荷及び財産を保護する警察当局を動かす。³⁴ 当該グループは、2 つの部署：執行・保護業務オフィス(Enforcement and Security Service Office)と X 線検査プロジェクトオフィス(X-ray Inspection Project Office)から構成される。執行・保護業務オフィスは、3 つの課：税関警察課(Customs Police Division)、無線通信課(Radio Communication Division)、水上パトロール課(Water Patrol Division)を有する。³⁵

管理情報システム・技術グループは、税関のためめ進歩及び近代化を確実にすることを司る。当該グループは直接、税関の情報技術設備及び業務を管理する。³⁶ 当該グループは、2 つの部署：計画・システム開発業務オフィス(Planning and System Development Service Office)と技術管理課(Technology Management Service)とを有する。計画・システム開発業務オフィスは、計画・管理情報課(Planning and Management Information Division)と、システム開発課(Systems Development Division)とを有する。他方、技術管理課は、技術支援課(Technical Support Division)と、システム管理課(System Management Division)とから構成される。³⁷

6 つのオフィス及びそれらの各課に加えて、税関長官は、徴収地域と、徴収地域に関連する職務を有する次のオフィス：倉庫監視検査ユニット(Warehouse Monitoring Assessment Unit)、渉外オフィス(External Affairs office)、コンプライアンス監視ユニット(Compliance Monitoring Unit)、そしてプロジェクト管理オフィス(Project Management Office)を監督する。

税関局のオフィス及び徴収地域

長官のオフィスは、G/F OCOM Building, 16th Street, South Harbor, Port Area, Manila に所在する。税関局が関税徴収官を任命する港湾 (Ports) 及び副港 (Sub-Ports) は以下の場所に所在する。³⁸

- a. Ports of San Fernando, Province of Pampanga
- b. Sub-Port of Philippine Economic Zone Authority ("PEZA") Baguio, Mountain Province
- c. Sub-Port of Sual, Province of Pangasinan
- d. Sub-Port of Salomague, Province of Ilocos Sur
- e. Sub-Port of Claveria, Province of Cagayan
- f. Port of Manila, National Capital Region ("NCR")
- g. Sub-Port of Harbor Center, City of Manila, NCR
- h. Sub-Port of Masinloc, Province of Zambales
- i. Customs Postal Office, City of Manila, NCR
- j. Sub-Port of PEZA Cavite, Province of Cavite
- k. Sub-Port of Economic Philippine Zone Authority ("EPZA") Laguna, Province of Laguna
- l. Manila International Container Port, City of Manila, NCR
- m. Sub-Port of North Harbor, City of Manila, NCR
- n. Ninoy Aquino International Airport, Cities of Pasay and Parañaque, NCR
- o. Manila Domestic Airport, City of Pasay, NCR
- p. Airmail Distribution Center, City of Pasay, NCR

³⁴ <http://customs.gov.ph/offices/>

³⁵ http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2017/12/BOCOrganizationalChart_Dec11_2017.jpg

³⁶ <http://customs.gov.ph/offices/>

³⁷ http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2017/12/BOCOrganizationalChart_Dec11_2017.jpg

³⁸ http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2017/12/BOCOrganizationalChart_CD_Dec2017.jpg

- q. Port of Batangas, Province of Batangas
- r. Sub-Port of Siain, Province of Quezon
- s. Sub-Port of Puerto Princesa, Province of Palawan
- t. Port of Legaspi, Province of Albay
- u. Sub-Port of Tabaco, Province of Albay
- v. Sub-Port of Jose Panganiban, Province of Albay
- w. Port of Iloilo, Province of Iloilo
- x. Sub-Port of Palupandan, Province of Negros Occidental
- y. Kalibo International Airport, Province of Aklan
- z. Port of Cebu, Province of Cebu
- aa. Sub-Port of Mactan, Province of Cebu
- bb. Sub-Port of Dumaguete, Province of Negros Oriental
- cc. Port of Tacloban, Province of Leyte
- dd. Sub-Port of Isabel, Province of Leyte
- ee. Sub-Port of San Jose, Province of Occidental Mindoro
- ff. Sub-Port of Catbalogan, Province of Samar
- gg. Port of Surigao, Province of Surigao
- hh. Sub-Port of Bislig, Province of Surigao Del Sur
- ii. Sub-Port of Nasipit, Province of Agusan Del Norte
- jj. Port of Cagayan De Oro, Province of Cagayan De Oro
- kk. Sub-Port of Iligan, Province of Lanao Del Norte
- ll. Sub-Port of Ozamis, Province of Misamis Occidental
- mm. Mindanao Container Terminal, Province of Misamis Oriental
- nn. Port of Zamboanga, Province of Zamboanga
- oo. Zamboanga International Airport, Province of Zamboanga
- pp. Sub-Port of Jolo, Province of Sulu
- qq. Sub-Port of Tawi-Tawi, Province of Tawi-Tawi
- rr. Sub-Port of Basilan, Province of Basilan
- ss. Port of Davao, Province of Davao
- tt. Sub-Port of Dadiangas, Province of South Cotabato
- uu. Sub-Port of Mati, Province of Davao Oriental
- vv. Sub-Port of Parang, Province of Maguindanao
- ww. Port of Subic, Provinces of Zambales
- xx. Port of Clark, Province of Pampanga
- yy. Port of Aparri, Province of Cagayan
- zz. Sub-Port of Irene, Province of Cagayan
- aaa. Sub-Port of Currimao, Province of Ilocos Norte
- bbb. Laoag International Airport, Province of Ilocos Norte
- ccc. Port of Limay, Province of Bataan
- ddd. Sub-Port of Mariveles, Province of Bataan

上記港湾及び副港と、税関局により任命される関税徴収官の構成に関する付属書“B”を参照のこと。

貨物量

2016年1月から12月までの総貨物量は97,107,000トンから104,834,430トンまで8%増加し、2016年1月から12月までの期間の輸入総額は2015年の4,000,426.00ペソ(9,064,334.06円)から4,543,366.00ペソ(10,294,550.42円)まで増加した(換算レート:1円=0.44ペソ)。³⁹

支払われた税金に関する上位商品は、自動車、食品、石油製品、産業用機械及び設備、電気機器及び設備、鉄及び鉄鋼、原油、有機・無機化学品、樹脂／樹脂製品、そして医薬品を含む。⁴⁰

4.1.2 税関取締実績の統計データ

過去5年間、税関取締件数は着実に増加した。

2012年では、税関当局の機密情報グループ(Intelligence Group)は、66件の積荷を差止め、24,500,000.00ペソ(55,681,818.18円)相当の禁制品を没収し、廃棄した。⁴¹

2013年では、当該グループは、132件の積荷を差止め、差止められた密輸品の総評価額は2,500,000,000.00ペソ(5,681,818,181.82円)を超えた。⁴²

2014年では、当該グループは、1,064件の警告を発し、申告間違い、分類間違い、過小評価、及び輸入種類の不足、他の違反に対して命令を発した。そのうちの約725件は政府に良好な結果をもたらした。差止及び留置の令状が発付され、廃棄された商品の評価額は、約3,400,000,000.00ペソ(7,727,272,727.27円)と到達した。⁴³

2015年では、当該グループは、合計350通の差止及び留置の令状を発し、123件の警告を勧告し、そして689,465,437.42ペソ(1,566,966,903.23円)相当の評価額の商品すべてを廃棄する命令を発した。⁴⁴

2016年では、当該グループは、合計413通の警告／留置命令と、申告間違い、分類間違い、過小評価、輸入未許可、知的財産権侵害を含む他の違反等の違反を有すると疑われるフィリピンへの様々な積荷に対する“特別な停止(Special Stop)”の56件の要求とを発した。⁴⁵ 88通の警告／留置命令は差止及び留置の令状をもたらし、その上、24通は積荷に対する廃棄手続にすることになった。差止められた商品の総評価額は、1,116,109,630.00ペソ(2,536,612,795.45円)に達した。⁴⁶ さらに、413通の警告／留置命令は113,620,217.99ペソ(258,227,768.16円)の徴収をもたらした。⁴⁷

³⁹ Bureau of Customs Annual Report 2016, 3頁 <http://customs.gov.ph/wpcontent/uploads/2014/04/BOC-2016-Annual-Report.pdf>

⁴⁰ Bureau of Customs Annual Report 2016, 3頁 <http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2014/04/BOC-2016-Annual-Report.pdf>

⁴¹ Bureau of Customs Annual Report 2012, 35頁 <http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2014/04/BOC-2012-Annual-Report-1.pdf>

⁴² Bureau of Customs Annual Report 2013, 16頁 http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2014/05/BOC_AR2013SECONDrevisedFINAL-fa.pdf

⁴³ Bureau of Customs Annual Report 2014, 11頁 <http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2015/07/BOC-Annual-Report-2014.pdf>

⁴⁴ Bureau of Customs Annual Report 2015, 16頁 <http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2017/01/BOC-2015-annual-report.pdf>

⁴⁵ Bureau of Customs Annual Report 2016, 6頁 <http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2014/04/BOC-2016-Annual-Report.pdf>

⁴⁶ Bureau of Customs Annual Report 2016, 6頁 <http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2014/04/BOC-2016-Annual-Report.pdf>

⁴⁷ Bureau of Customs Annual Report 2016, 6頁 <http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2014/04/BOC-2016->

税関規定に基づいて、知的財産権は、著作権及び関連する権利、商品商標及びサービスマーク、地理的表示、特許発明、実用新案、意匠、集積回路の配置(トポグラフィ)、そして、開示されていない情報の保護からなる。

4.2 フィリピンにおける知的財産関連法規と税関

4.2.1 税関差止制度概要

4.2.1.1 国境措置の根拠法令

フィリピンの水際措置は、フィリピン知的財産法(Intellectual Property Code of the Philippines)(以下、“知的財産法”という。)として知られている共和国法 No.8293、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights Agreement)(以下、“TRIPS 協定”という。)、税関行政手続命令 No. 06-2002(以下、“命令 06-2002”という。)⁴⁸、税関行政手続命令 No. 09-2008(以下、“命令 09-2008”という。)⁴⁹、そして税関近代化・関税法に基づいている。

知的財産法は、知的財産違反に関する税関局に関連する具体的な規定を含む。これらの規定には、知的財産法第 169.2 条を含み、フィリピンへの輸入、あるいは、虚偽の原産地又は虚偽の記載・説明を含む商品が税関に入ることを禁止する。⁵⁰

知的財産法の第 190.3 条⁵¹は、税関の長官に、禁制品の輸入の阻止、および、差止、罪の宣告、禁制品が輸入後に発見された場合に禁制品の廃棄のためにこの規定を作成する権限を与える。

さらに重大なことには、知的財産法第 166 条⁵²は明確に、(i)国内の製品、製造者若しくは販売者の名称を模写し若しくは模倣し、(ii)本法の規定に従って登録された標章を模写し若しくは模倣し、(iii)又は当該物品がフィ

[Annual-Report.pdf](#)

⁴⁸ 税関水際措置に関する税関行政手続命令 No. 07-93 を改正する、TRIPS 協定第 51-60 条に関連するフィリピン知的財産法として知られている、共和国法 No.8293

⁴⁹ “Creation of a Permanent Intellectual Property Rights Division (IPRD), Bureau of Customs”

⁵⁰ 知的財産法第 169.2 条は以下の通り規定する。

“第 169 条. 原産地の虚偽表示 ; 虚偽の説明又は表現. —

xxx

169.2. 本条の規定に反して標章を付し又は貼紙を貼付した商品は、これをフィリピンに輸入し又はフィリピンの税関で通関を許可することができない。本条の規定により税関で通関を拒否された商品の所有者、輸入者又は引受人は、通関を拒否され又は押収された商品について、関税収入法の規定により償還の請求をし又は本法に定める救済を請求することができる。”

⁵¹ 知的財産法第 190.3 条は以下の通り規定する。

“190.3. 財務省長官の承認を得ることを条件として、税関長は、本条の規定及びフィリピンが同盟国となることができる条約及び協定の規定に基づいて輸入が禁止される物品の輸入を防止し、かつ、同物品が輸入された後に発見される場合にそれらを押収し、没収し及び処分するための規則及び規程を定める権限を有する。”

⁵² 知的財産法第 166 条は次の通り規定する。

“第 166 条. 侵害する標章又は商号を付した商品 — 国内の製品、製造者若しくは販売者の名称を模写し若しくは模倣し、本法の規定に従って登録された標章を模写し若しくは模倣し、又は当該物品がフィリピンにおいて製造され若しくは当該物品が実際に製造される国若しくは地方以外の外国若しくは地方において製造されていると公衆を誤認させることを意図した標章若しくは商号を付した輸入商品は、フィリピンの税関で通関を許可されない。関税業務担当官によるこの禁止の実施を支援するために、本法による利益を受ける権利を有する者は、関税徴税官が財務省長官の承認を得て定める規則に従い、その名称

フィリピンにおいて製造され若しくは当該物品が実際に製造される国若しくは地方以外の外国若しくは地方において製造されていると公衆を誤認させることを意図した標章若しくは商号を付した輸入商品は、フィリピンの税関で通関を禁止する。知的財産法第 166 条はさらに、知的財産権者が禁制品に対する執行に関して税関職員を支援できる関連情報を税関に登録することを要求することを認めている。

TRIPS 協定第 51 条⁵³は、正当な理由を有する権利者が、疑いのある物品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう、権限のある当局に対し書面により申立てを提出することができる手続を採用する旨を規定する。権利者は次の手続が要求される。⁵⁴

- a. 輸入国の法令上、権利者の知的財産権の侵害の事実があることの一応確認するに足りる適切な証拠を権限のある当局に提出すること
- b. 税関当局が容易に識別することができるように物品に関する十分詳細な記述を提出すること

税関当局は、合理的な期間内に、申立てが受理されたか、そして、決定される場合、税関当局が措置を取る期間について、申立人に通知する。⁵⁵

命令 06-2002⁵⁶ が税関局によって、知的財産権を侵害する物品の輸入を禁止する知的財産法の規定を実施するために発令された。また、知的財産法に基づいて、禁制品の取扱い及び廃棄を促進させる行政ガイドラインを定めた。特に、命令 06-2002 は、禁制品を特定し、知的財産権の事前登録方法及び警告／留置命令の発布、並びに、禁制品の差止及び廃棄を述べている。

さらに、命令 06-2002 は、税関長官が永続的な知的財産権業務又は部署の創設のためのワークプランを検討し、財務省に提出することを要求した。このような部署の創設前に、長官は暫定的な知的財産ユニットを創設することを命じた。

最終的に、このような永続的な部署は、命令 09-2008 により創設された。命令 09-2008 に基づいて、新設された知的財産権課(IPRD: Intellectual Property Rights Division)の組織、構成、権限及び機能が定められた。実質的には、命令 09-2008 は、知的財産権の事前登録、警告／留置命令の発布、並びに、禁制品の差止及び廃棄に関する命令 06-2002 の規定を維持している。

知的財産権課は、命令 09-2008 に基づいて次の権限及び機能を有する。

及び居所、その商品が製造される地方の名称、並びにその標章又は商号の登録証の写を、関税局がその目的のために保持する帳簿に記録することを請求することができ、また、関税局に対して、その名称、その商品が製造される地方の名称又はその登録標章若しくは商号を写真伝送により提出することができる。関税徴税官は、そのような提出があったときは、その写を作成し、関税局の各徴税官その他適切な官職に送付する。”

⁵³ TRIPS 協定第 51 条は次の通り規定する。

“第 51 条 - 税関当局による物品の解放の停止

加盟国は、この節の規定に従い、不正商標商品又は著作権侵害物品が輸入されるおそれがあると疑うに足りる正当な理由を有する権利者が、これらの物品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう、行政上又は司法上の権限のある当局に対し書面により申立てを提出することができる手続を採用する。加盟国は、この節の要件を満たす場合には、知的所有権のその他の侵害を伴う物品に関してこのような申立てを可能とすることができる。加盟国は、自国の領域から輸出されようとしている侵害物品の税関当局による解放の停止についても同様の手続を定めることができる。”

⁵⁴ TRIPS 協定第 52 条

⁵⁵ TRIPS 協定第 52 条

⁵⁶ 税関水際措置に関する税関行政手続命令 No. 07-93 を改正する、2002TRIPS 協定第 51-60 条に関連するフィリピン知的財産法として知られている、共和国法 No.8293

1. 知的財産権及びそれによりカバーされた製品の事前登録の申請すべてを取り扱うこと
2. 侵害品を含む疑いのある積荷に対して警告／留置命令を発付すること
3. 知的財産権侵害を含む事件の取り調べ、並びに、知的財産法に関連する関税法(the Tariff and Customs Code)違反の訴追のために提言すること提言
4. 知的財産の行使に関するデータの収集及び管理
5. 国家知的財産権委員会(NCIPR: National Committee on Intellectual Property Rights)とのすべての執行活動の調整
6. 知的財産権に関するすべての差止及び没収に関する政府の代表を務めること

税関近代化・関税法は、2016年5月30日、署名され成立した。法の主要目的は、取引の効率性を向上させるために通関手続を近代化し、汚職の機会を低減し、そして、当局のサービスの提供をさらによくすることである。当該法は、密輸品の流入を阻止するために、水際措置を講じる機関を含む当局の機能を説明することである。また、当該法は、知的財産法及び他の関連法で規定されているように、侵害品の輸入・輸出をはっきりと禁止している。

4.2.1.2 税関差止の対象となる知的財産権及びその法的根拠

命令 09-2008 に基づいて、次の禁制品は、自主的に、あるいは、権利者／所有者又はその代理人の申請により、当局による解放が停止される。

1. 権限、あるいは、登録者又は正当に委任を受けた代理人の同意なく、知的財産法により知的所有権庁(IPO)に登録された商標又は商号を模写又は模倣したもの
2. 権限、あるいは、登録者又は正当に委任を受けた代理人の同意なく、所轄官庁によって決定された周知商標を模写又は模倣するもの
3. 登録の如何に関わらず、商標を付した商品と不正に競争すると司法上判断されるもの
4. 公表されているかに関わらず、著作権が存在する著作物の著作権侵害の複写又は類似品として構成されるもの
5. 権限、あるいは、登録者又は正当に委任を受けた代理人の同意なく、知的財産法に基づいて正当に特許された機械、物品、製品又は物質の偽物として示されるもの
6. 輸入品である他人の商品の結び付き・関係・関連性に関して誤認・誤解・詐欺を引き起こす偽の又は誤解を招く記述・シンボル・ラベルを使用するもの;あるいは、性質、特徴、品質又は地理的出所を偽って伝えるもの

税関当局の登録制度は、権利者が、自己の知的財産権について侵害商品の解放停止を申請することを認める。

さらに、当局に自己の権利を登録しなかった権利者は、要求された書類の提出により、税関長官に、または、首都圏外部の通関手続地で、侵害品を含む疑いのある輸入に対して警告・留置命令を発付することを促す地方関税徴収官に申請することができる。未登録の知的財産権者による警告・留置命令の発布の申請の必要条件是、下記 4.3.1.1 で説明される。

4.2.1.3 税関差止対象の貨物種別 (輸出、輸入、通過)

輸入品のみが税関当局による差止対象である。しかしながら、法に反してもたらされ又は企てられた輸出入品、あるいは、輸出入が禁止された商品、あるいは、貨物地域関税徴収官の意見で、輸出入が禁止された商品において器具として用いられるための他のすべての商品は、差止及び没収の対象である。⁵⁷

4.2.2 知的財産権の事前登録制度の概要

4.2.2.1 事前登録制度の有無

事前登録制度は、命令 09-2008 で定められている。事前登録制度に基づいて、権利者は侵害する輸入品の存在を監視する税関を支援する他の関連情報とともに、知的財産権を記録することができる。

登録されると、当局は自主的に疑いのある輸入品を監視・検査し、法に従って差止・没収の対象であるか否かを判断する。

4.2.2.2 事前登録制度がある場合、その法的根拠、登録対象となる知的財産権の種類

命令 09-2008 は、当局内の永続的な知的財産権課の創設に対する要請に応じて、当局によって公布された。TRIPS 協定の加盟国の一つであるフィリピンは、水際対策を強化し、侵害品の持ち込みを防止する既存の手続を強化することに取り組んでいる。

次の知的財産権は税関当局に事前登録され得る。

1. 著作権及び関連する権利 - 公表されているか否かに関わらず、知的財産法第 172 条及び第 173 条に挙げられた著作物

知的財産法第 172 条は文学的及び美術的著作物を規定する。

- a. 書籍、小冊子、論文その他の文書
- b. 定期刊行物及び新聞
- c. 口頭で行うために準備された講演、説教、演説及び学術論文(書面その他の形式にされるか否かを問わない)
- d. 書簡
- e. 演劇用又は楽劇用の作品; 舞踊の作品又は無言劇の演芸
- f. 楽曲(歌詞を伴うか否かを問わない)
- g. 素描、絵画、建築、彫刻、版画、石版画その他の美術作品の著作物; 美術作品のための模型又は下絵
- h. 製造物品のための独創的な装飾的下絵又は模型(意匠として登録することができるものであるか否かを問わない)及び応用美術のその他の著作物
- i. 地理学、地形学、建築学又は科学に関する図解、地図、図面、略図及び模型
- j. 科学的又は技術的性質の図面又は模型
- k. 写真の著作物(写真に類似する方法により製作された著作物を含む); 幻灯スライド
- l. 視聴覚著作物及び映画の著作物(映画に類似する方法又は視聴覚記録物を製作する方法により製作された著作物を含む)
- m. 絵画入りの図解及び広告
- n. コンピュータ・プログラム

⁵⁷ 税関近代化・関税法第 1113 条(f)

- o. その他の文学的、学術的、科学的及び美術的著作物

一方、知的財産法第 173 条は二次的著作物を規定する。

- a. 文学的又は美術的著作物の脚色、翻訳、翻案、要約、編曲その他の改作物
 - b. 文学的、学術的又は技術的著作物の編集物、及び内容の選択若しくは調整又は配列により独自のであるデータその他の素材の編集物
2. 商標及びサービスマーク – 企業の商品(商標)又はサービス(サービス・マーク)を識別することができる可視標識をいい、刻印又は押印した商品の容器を含む。⁵⁸
 3. 地理的表示 – 地理的表示とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価、その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。⁵⁹
 4. 特許発明 – 人間の活動のすべての分野における課題についての、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上の利用可能性を有する如何なる技術的解決をいう。特許発明は、知的財産庁により特許が正式に付与された微生物、及び非生物工学的かつ微生物工学的な方法を含む、物、方法若しくはその何れかの改良であつてもよい。⁶⁰
 5. 実用新案 – 発明の品質を有しないが、形状、配置、構造、構図により実用性を有する、道具又は用具、あるいは、工業製品又はその部品の新規な考案をいう。⁶¹
 6. 意匠 – 線若しくは色と関係付けられるか否かを問わず、線若しくは色からなる構図又は三次元の形状をいう;ただし、それら構図又は形状は、工業上の物品又は手工芸品に特別の外観を与え、それらのための模様として機能することができるものである。⁶²
 7. “回路配置” – “トポグラフィ”と同様の意味であり、その素子に少なくとも 1 つの能動素子を有し、集積回路の一部の若しくは全部が接続されたもの、又は製造を目的とした集積回路の三次元配置図のことをいう。⁶³
 8. 開示されていない情報の保護

4.2.3 税関における知的財産関連法規の問題点

4.2.3.1 税関における知的財産関連法規の問題点及び留意点

2014 年から 2017 年、フィリピンは、アメリカ合衆国通商代表部 (USTR) のスペシャル 301 条の監視国に含まれていなかった。その前の 20 年間監視国であったが、フィリピンにおける知的財産権の保護及び行使を強化するための一連の立法・規制の大幅な改正の後、フィリピンは 2014 年、著作権侵害の多発地域の当該監視国から除外された。知的財産権の行使に関する全体的なアプローチを促進する規制改革は、指令センター・ホットラインの創設;大統領府から追加資金の放出;光メディア製品及び輸入品に関する巡視・検査権限が与えられた知的財産庁職員による代行;模倣品・海賊版

⁵⁸ 税関行政手続命令 No. 09-2008 第 A 条(3)

⁵⁹ 税関行政手続命令 No. 09-2008 第 A 条(11)

⁶⁰ 税関行政手続命令 No. 09-2008 第 A 条(7)

⁶¹ 税関行政手続命令 No. 09-2008 第 A 条(8)

⁶² 税関行政手続命令 No. 09-2008 第 A 条(9)

⁶³ 税関行政手続命令 No. 09-2008 第 A 条(10)

の問題を扱うためにショッピングモールとの協力の増加;を含む。⁶⁴ フィリピンは、2017 年現在、監視国から除外されている。

知的財産権の行使に関する顕著な躍進は、大統領令(Executive Order) No. 736 による、2008 年 6 月 21 日付けの国家知的財産権委員会 (NCIPR) の創設である。国家知的財産権委員会は、フィリピンにおける知的財産権の保護・行使を強化する計画・戦略を立案し実行することを任務とする。

国家知的財産権委員会のメンバーは、貿易産業省(Department of Trade and Industry)、知的財産庁(IPO)、法務省(Department of Justice)、自治省(Department of the Interior and Local Government)、税関局(Bureau of Customs)、電気通信委員会(National Telecommunications Commission)、国家捜査局(National Bureau of Investigation)、フィリピン国家警察(Philippine National Police)、光メディア委員会(Optical Media Board)、国家図書開発委員会(National Book Development Board)、食品医薬品局(Food and Drug Administration)、そして、国際犯罪対策室(Office of the Special Envoy on Transnational Crime)である。

国家知的財産権委員会は、メンバーらの活動を一体化し、知的財産権を保護する首尾一貫した政策を策定するために、メンバー間の戦略的パートナーシップを検討する。国家知的財産権委員会を構成する機関の集団の努力は、2014 年、アメリカ合衆国通商代表部 (USTR) のスペシャル 301 条の監視国からのフィリピンの除外という道を開いた。唯一 2016 年に取られた全体的アプローチと、国家知的財産権委員会のメンバー等の協力は、総評価額 6,200,000,000.00 ペソ (14,090,909,090.91 円)の模倣品及び海賊版の差止という結果をもたらした。差止められた商品は、腕時計・宝飾品類 (2,150,000,000.00 ペソ) (4,886,363,636.36 円)、タバコ・アルコール飲料(1,610,000,000.00 ペソ) (3,659,090,909.09 円)、光メディア(1,050,000,000.00 ペソ) (2,386,363,636.36 円)、ハンドバッグ・靴・コンピュータ/情報通信技術関連部品、そして医薬品がほとんどであった。⁶⁵

国家知的財産権委員会の成功にも関わらず、権利者は、自己の商品の知的財産権の行使において積極的な役割を担うことに努める。特惠関税割合の実施と他国との条約により、フィリピンに入る商品の予想される商品流入が存在し、税関局が監視すべき積荷の数の増加をもたらすであろう。しかしながら、積荷の急増に対応するような活動を監視する職員数を増やすことなく、知的財産権の行使は鈍化する可能性がある。従って、権利者からの慎重なアプローチは、知的財産権の行使に関して当局に役立つことが不可欠である。

他の留意点は、データの不足と、知的財産局と税関当局との間でのシステムの結合である。知的財産庁の電子公報における公報とは別に、知的財産権者による知的財産権の登録に関して、税関当局に通知する特別な手続は存在しない。従って、権利者は、権利者に属する物品を侵害する疑いのある輸入品を効率的に監視するために、知的財産権の所有の証拠と、含まれる製品の十分な説明を税関当局に示さなければならない。

4.2.3.2 今後改善を求めていくべき点等

⁶⁴ Profile of Former IPO Director General Ricardo A. Blancaflor, <http://www.ipophil.gov.ph/8-transparency/68-historical-highlights>.

⁶⁵ “National Committee on Intellectual Property Rights: Key Element of IPR enforcement”, Business Mirror, 2017 年 5 月 8 日 <https://businessmirror.com.ph/national-committee-on-intellectual-property-rights-key-element-of-ipr-enforcement/>, last accessed 03 January 2018.

改善要求を税関当局に連絡する特定的手段は存在しない。何社かの会社が、税関長官に宛てたレターを作成することを選び、自己の懸念事項を示している。しかしながら、長官がこれらのレターに回答又はすぐに対応する保証はない。

当局のウェブサイト(<http://customs.gov.ph/contact-us/>) は、次の部署の窓口の詳細のリストを提供している。(カスタマー支援・回答サービス(Customer Assistance & Response Service)、電子モバイル税関(Electronic-to-Mobile Customs)、フィリピン政府共通窓口(Philippine National Single Window)、アカウント管理室(Accounts Management Office))

現時点では、税関当局は、改良できた幾つかの領域を有する。例えば、税関当局は、処理の透明性と、通関手続に管理する関連規定及び方策のアクセスのし易さを改善できる。

これらの問題は、当局のウェブサイト内の検索のし易さ(navigability)を向上することによって、十分に、扱うことができる。現在、当局のウェブサイトは、ウェブサイトの有用性に関して、ユーザー評価の投票を行っている。ユーザーの 50%未満(具体的には 48.34%⁶⁶)がウェブサイトが有用かつ有益であると感じている。ユーザーの半数以上は、当局のウェブサイトが最小限の情報を提供し、又は全く有用ではないと感じていた。

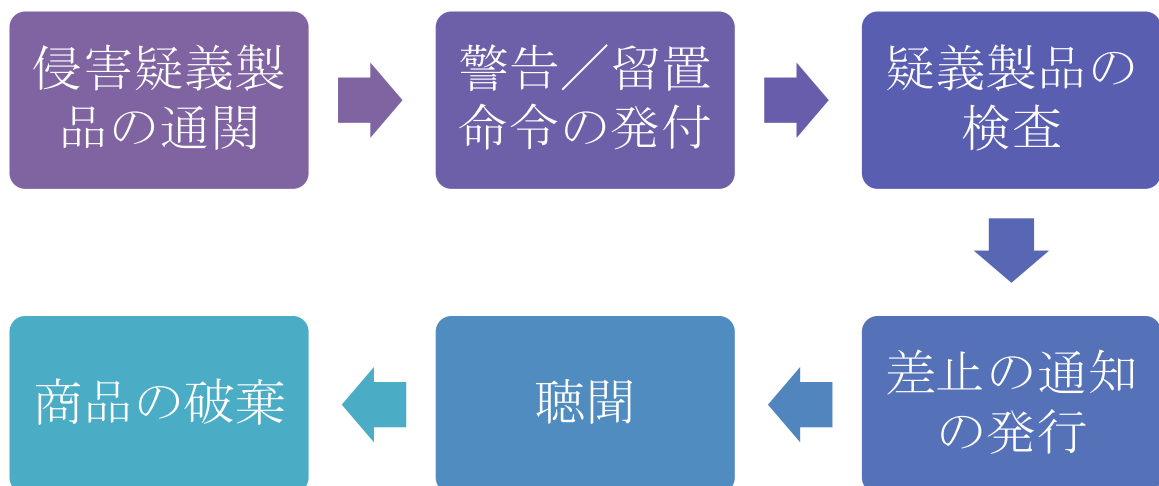
この投票結果は、当局のウェブサイトに利用されたユーザー・インターフェース、機能、リソースを当局が改良する必要性を表している。

4.3 フィリピン税関における運用実態

4.3.1 権利侵害品の差止

4.3.1.1 権利侵害疑義製品の発見から廃棄までのフロー

以下に説明されるように、アクティビティのフローチャート及び付属の詳細は、侵害疑義製品の通関からその廃棄／破壊までの、命令 09-2008 で計画されたプロセスの概要を示す。



⁶⁶ 2017年1月12日にアクセス。

アクティビティ	Action Required or Taken
警告／留置命令の発付	<ul style="list-style-type: none"> 自主的に、または権利者の請求により、税関当局が発することができる。
疑義製品の検査	<ul style="list-style-type: none"> 警告／留置命令の通知受領から 24 時間以内に、知的財産権者／代理店、荷送人／代理店、及び、荷送人／代理人の立ち合いで、指定税関検査官によって行われる。
検査後結果	<ul style="list-style-type: none"> 差止手続を商品に行う理由がない場合、警告／留置命令は直ちに解除され、輸入通関手続が進められる。 差止手続を商品に行う一応の(<i>prima facie</i>)理由がある場合、当該理由が、24 時間以内に、差止及び留置の令状を税関徴収官に差し向けられる。
差止の通知の発付	<ul style="list-style-type: none"> 差止の日から 5 営業日以内に、税関徴収官は、請求人／輸入業者／所有者／その代理店に差止の通知を送り、ヒアリングの機会が与えられる。 権利者又は請求人が不明の場合、通知は、差止が行われる地方の税関庁舎の公共通路に 5 日間掲示することによって、及び税関局長の裁量に基づき、新聞紙における公告又はその他の望ましいものとみなす手段によって行われる。
商品の廃棄/破壊	<ul style="list-style-type: none"> 没収の最終決定により、商品は利用可能な規定により廃棄される(税関近代化・関税法の禁止された輸出入品のリストに関する第 118 条に関連する禁制品の廃棄に関する第 1146 条) 請求人／所有者／その代理店が出頭しない、あるいはつけられない場合、税関徴収官は政府側で没収した財産を申告する。

フィリピン法は、警告／留置命令の発付に関して権利者からの能動的な行動を要求しない。これは、侵害品が当局の地域に入ることを防止する政府の執行機関である当局が、職権で、疑義商品に対して警告／留置命令を発付するからである。このように、例え権利者からの通知又は回答がない場合でも、当局は疑義商品の警告／留置命令に関する手続を開始できる。

しかしながら、権利者又はその代理人が自己の知的財産権について注意を怠らないことが望ましい。知的財産権が当局により登録されなかった場合、命令 09-2008 は、権利者又はその適法な代理人が、税関長官、機密情報・調査業務オフィス長、知的財産権庁の長官、又は(マニラ首都圏外部の通関手続地の場合)税関の地域徴収官に、次の書類の提出により侵害品を含むと疑われる輸入品に対して警告・留置命令を発行することを要求することを認めている。

1. 申請者が登録を要求する知的財産権の正当な所有者であり、かつ、(もしあれば)提出されたリスト中の個人又は法人が、(可能であれば)当局の輸入監視を支援するために、登録を要求する知的財産権でカバーされる製品の十分な説明と、そのサンプルとともに、知的財産権でカバーされる製品の輸入・販売を行う権限が与えられている、または、与えられていないことを裏付ける供述書

2. a) 知的財産庁に登録された知的財産権に対して、知的財産庁によって発行された登録証の証明付き写し 3 通
b) 知的財産権が知的財産庁に登録されていない場合、裁判所又は知的財産権の請求する権利を宣言する又は認める他の所轄官庁の判決又は決定の証明付き写し 3 通
c) 著作権及び関連する権利の場合、(i) その場所にある時点で、著作権が作品中又は他素材中に存在し;(ii)その中に名前が記された人が著作権者であり;(iii)作品の複写物又は付属の他の素材はその真正なコピーである;旨を宣言する、権利者又はその適法な代理人によりサインされた供述書
3. 権利者の代理人又は代理店の場合、請求人を代理して申請する代理権の権限を与えた特定委任状原本も提出されなければならない。

4.3.1.2 権利侵害疑義製品発見の通知とこれに対する権利者側からの回答

1. 回答期限

税関当局が権利者又はその代理人に侵害疑義製品／物品の発見を通知した後、必要とされる正式な回答は存在しない。

疑義品の発見に基づいて、例え権利者又はその代理人の側で回答がない場合でも、税関当局は職権で警告／留置命令を発行することができる。警告／留置命令の発付後、税関検査官による疑義品の検査は、権利者又はその代理人、並びに、荷受人又ははその適法な代理人の立ち合いの下、警告／留置命令の通知受領から 24 時間以内に、行われなければならない。

2. 回答期限の延長は可能か？

4.3.1.2(1) 参照。税関当局が権利者又はその代理人に侵害疑義製品／物品の発見を通知した後、必要とされる正式な回答は存在しない。

3. 代理人による回答は可能か？

4.3.1.2(1) 参照。税関当局が権利者又はその代理人に侵害疑義製品／物品の発見を通知した後、必要とされる正式な回答は存在しない。

4. 回答しない場合の不利益

4.3.1.2(1) 参照。税関当局が権利者又はその代理人に通知した後に回答がない場合でも、警告／留置命令の発付後、税関検査官による疑義品の検査は、権利者又はその代理人、並びに、荷受人又ははその適法な代理人の立ち合いの下、警告／留置命令の通知受領から 24 時間以内に、行われなければならない。

4.3.1.3 権利者の義務

1. 担保の提供の要否

権利者が疑義品の検査のために担保を提供することは要求されない。

2. 必要な場合、その担保提供方法

4.3.1.3(1) 参照。権利者が銀行保証又は担保を提供することは要求されない。

3. 担保金額

4.3.1.3(1) 参照。権利者が銀行保証又は担保を提供することは要求されない。

4.3.1.4 税関の権限

4.3.1.4.1 知的財産侵害品の捜査権限の内容

1. 差止、押収は税関の権限で可能か？

税関当局は、法律に基づいて、侵害品を差止及び／又は押収する権限が与えられている。差止及び／又は押収の手続は事実上行政措置である。

2. 侵害品を差止及び／又は押収するために、検察庁に事件を移送後、刑事訴訟を経る必要があるか？

侵害品を差止及び／又は押収するために刑事訴訟を経る必要はない。

3. 訴訟費用の負担者は権利者か？

聴聞が税関徴収官に対して行われるのみであり、通常の裁判ではないので、訴訟費用は権利者の負担ではない。

4. 訴訟費用の負担以外にも権利者の義務として発生するものはあるか(出廷等)？

4.3.1.4.1(3) 参照。聴聞が税関徴収官に対して行われるのみであり、通常の裁判ではないので、訴訟費用は権利者の負担ではない。

4.3.1.4.2 知的財産権侵害品であると判断された場合の税関または検察庁の措置内容等

疑義品の検査後、当該商品に対して差止手続を行う一応の(*prima facie*)理由がある場合、24 時間以内に、積荷に対して差止及び留置の令状を発付するために、税関徴収官に戻される。

差止では、税関徴収官は、差止の日から 5 営業日以内に、権利を主張する者、輸入業者、差止されら物品の所有者又はその代理人に、差止の通知を送り、聴聞の機会を与える。

- ▶ この通知を送るために、輸入業者、荷受人、又は船荷証券を有する者が船荷証券に記載の所有者とみなされる。同じ目的で、“代理店”には、差止められた財産の所有者の代理店だけでなく、所有者又はその代理店が実際に不明又は連絡が付けられない場合、差止の時点で財産の合法的に所有する者も含むとみなされる。
- ▶ 所有者又は権利を主張する者が不明である場合、通知は、差止が行われる地域の税関の公共通路と、税関局長の裁量で、新聞紙の公告又はその他の望ましいものとみなす手段とに、5 日間掲示される。
- ▶ 前段落の説明した通知期限の後 10 日以内に、権利を主張する者、所有者、又は代理店が姿を見せず、あるいは見つけられない場合、税関徴収官は政府の立場で没収した財産を示すことができる。

通知が送られた後、税関徴収官は直ちに聴聞の機会を設定する。これは、聴聞を設定した日から 20 営業日以内に決定される。税関徴収官の決定により、侵害品は政府に没収又は破壊される。

4.3.1.5 税関の知的財産権侵害品にかかる取締に資する情報(真贋判定マニュアル、ホワイトリスト、ブラックリスト等)、その提供方法、提供先

命令 09-2008 の第 C(1)条は、税関当局が命令 09-2008 の効果的な実施のために使用する他の関連情報とともに各知的財産権を権利者が登録するという知的財産権の登録を維持することを税関当局に要求する。

上記 4.2.2.1 で説明した通り、知的財産権が登録されると、税関当局は職権で疑いのある物品又は積荷を監視・検査する。税関当局はまた、輸入品及び輸出品に対して警察権限の行使、で商品及び／又は積荷の抜き取り検査を行うことができる。

差止められた侵害品の取締に関して情報提供するはっきりとした方法は存在しない。公衆には、日刊新聞等の報道機関を通じて速やかに知らされる。一方、統計データ、その他の情報は税関当局により年次報告で公表され、また、税関当局のウェブサイトに掲載又は更新される。

侵害品の送り先に関して、税関当局は証拠目的のために商品サンプルを維持している。地域税関徴収官の命令により、残った差止及び／又は没収した商品は、長官が他の通関地に送らなければ、当該商品がある通関地で販売又は廃棄される。⁶⁷

4.3.1.6 知的財産権侵害品の差止事例

2014 年、税関当局は、Amazing Glory General Merchandise という名前の会社の積荷を検査した。当該検査は、Nike、Adidas、Sanrio、Gucci、Swatch、Puma、Calvin Klein、Longchamp、Sony 及び Oakley 等の商標を付した 33,000 ピースの 種々雑多な侵害品であることを発見した。これにより、フィリピン関税法違反の輸入業者に対して刑事訴訟が税関当局により訴えられた。⁶⁸

同年、Clurky Trading という名前の会社の他の積荷が税関により差止・押収された。検査により、積荷は 55,000,000.00 ペソ (125,000,000.00 円)相当の密輸模倣品を含んでいたことを発見した。模倣されたブランドは、Levi's、Adidas、Sony、Aeropostale、Diesel、Renrene であった。⁶⁹

2016 年、ニノイ・アキノ国際空港で、人事局が、到着した中国人搭乗客から数箱の疑わしい偽ブランドシューズ、美容化粧品、タバコを取り押さえた差止めた物品は、Adidas、Winston、そして 2 箱の美容化粧品の模倣品であった。⁷⁰

2017 年 10 月 12 日、税関当局は、マニラのビノンド (Binondo) で、約 2,000,000,000.00 ペソ (4,545,454,545.45 円)相当の偽ブランド品を差し押さえた。差し押さえた物品の中には、模倣品である携帯電話、カメラ、そして、Apple、Samsung、Beats、Adidas、Bose、Oppo、Olay、Aveeno 等の他の家庭用品があった。長官は、これらの物品は、差止及び留置の令状が発付された後、破壊されると説明した。⁷¹

⁶⁷ 税関近代化・関税法第 1140 条

⁶⁸ 2015 年 2 月 12 日付け“Customs Raps Importer of Fake Branded Products” GMA News Online, <http://www.gmanetwork.com/news/money/personalfinance/434224/customs-raps-importer-of-fake-branded-products/story/>, last accessed 03 January 2018.

⁶⁹ 2014 年 5 月 29 日付け“BOC Files Smuggling Raps Against Trader, Broker”, The Manila Times, <http://www.manilatimes.net/boc-files-smuggling-raps-against-trader-broker/100153/>, last accessed 03 January 2018.

⁷⁰ 2016 年 7 月 26 日付け“Watch: Fake Shoes From China Seized in NAIA”, ABS-CBN News, <http://news.abs-cbn.com/news/07/25/16/watch-fake-shoes-from-china-seized-in-naia>, last accessed 03 January 2018.

⁷¹ 2017 年 10 月 13 日付け“Customs Seizes P2B in Fake Products”, ABS-CBN News, <http://news.abs-cbn.com/news/10/13/17/customs-seizes-p2b-in-fake-products>, last accessed 03 January 2018.

2017年11月20日、税関当局は、マニラのトンド(Tondo)のコンドミニアムの5部屋で、3,000,000,000.00ペソ(6,818,181,818.18円)相当の化粧品及び香水を差止めることができた。税関による3週間の監視の後、美容化粧品の模倣品を捜索し、押収した。これらの模倣品は伝えられるところによると中国からのものであった。⁷²

最近、2017年12月14日、521,930,000.00ペソ(1,186,204,545.45円)相当の偽物がWarehouse 142の10ユニットで税関当局によって差止められた。差止められらものには、報告によると、中国から輸入された、Nike、Adidas、Under Armour、Vans、Fitflop、Crocs等の幾つかのブランドの衣服の模倣品があった。⁷³

4.3.2 知的財産権の事前登録

4.3.2.1 事前登録方法、登録先

知的財産権の登録申請は、税関局に行く。事前登録の方法は、命令09-2008で定められている。

4.3.2.2 登録のための必要書類

次の書類が知的財産権の登録に必要なものである。

1. 知的財産権の登録用正式添付チェックリスト
2. 正式添付通関業者証明(BOC: BIR Broker Clearance Certificate)-次の幾つかのフォームから構成される知的財産ユニット登録フォーム。(i)一般事項フォーム(Form 1);(ii)製品情報フォーム(Form 2);(iii)輸入業者情報フォーム(Form 2.1)-申請者は製品の輸入業者毎に1通のフォームを提出することが要求される;(iv)供給業者情報フォーム(Form 2.2)-申請者は製品の供給業者毎に1通のフォームを提出することが要求される;(v)仲介業者情報フォーム(Form 2.3)-申請者は製品の仲介業者毎に1通のフォームを提出することが要求される;(vi)販売業者情報フォーム(Form 2.4)-申請者は製品の販売業者毎に1通のフォームを提出することが要求される;(vii)倉庫情報フォーム(Form 2.5)-申請者は製品の倉庫ごとに1通のフォームを提出することが要求される。
3. 申請者の、知的財産権の正当な所有権であることの供述書
4. A)知的財産庁に登録された知的財産権に対して、知的財産庁によって発行された登録証の証明付き写し3通
B)著作権及び関連する権利の場合、裁判所又は知的財産権の請求する権利を宣言する又は認める他の所轄官庁の判決又は決定の証明付き写し3通
C) 著作権及び関連する権利の場合、(i) その場所にある時点で、著作権が作品中又は他素材中に存在し;(ii)その中に名前が記された人が著作権者であり;(iii)作品の複写物又は付属の他の素材はその真正なコピーである;旨を宣言する、権利者又はその適法な代理人によりサインされた供述書
5. 申請者が代理人の場合、請求人を代理して登録申請する代理権の権限を与えた特定委任状原本も提出されなければならない

⁷² 2017年11月21日付け“Customs Seizes P3-B of Smuggled Fake Goods in Tondo, CNN Philippines, <http://cnnphilippines.com/news/2017/11/21/bureau-of-customs-smuggled-fake-good-tondo-manila.html>, last accessed 03 January 2018.

⁷³ 2017年12月15日“P522-M Worth of Counterfeit Products Seized in Pasay”, ABS-CBN News, <http://news.abs-cbn.com/news/12/15/17/p522-m-worth-of-counterfeit-products-seized-in-pasay>, last accessed 03 January 2018.

これらの書類に加えて、登録を要求する知的財産権でカバーされる製品のサンプルと、知的財産権及び製品の電子画像とが提出されなければならない。

当局による決定に応じて、書類の要求は緩和される可能性がある。

4.3.2.3 登録までに要する時間・費用 (代理に依頼する場合には代理人費用)

過去の経験によると、知的財産の登録について権利者の権利を認め、税関当局によって発せられた覚書回状 (Memorandum Circular) は通常、事前登録の申請を行ったときから 4 週～6 週間後、代理人によって受領される。

1 製品につき 2,000.00 ペソ (4,545.45 円) であるが、1 権利者につき 20,000.00 ペソ (45,454.55 円) を超えない登録料を当局に支払わなくてはならない。

代理人が事前登録を申請するための代理人手数料は、変わる可能性がある。権利者は、1 商標 1 製品につき、50,000 円から 60,000 円の事前登録と、政府手数料と自己負担費用を含む総代理人費用を支払うことになる。

4.3.2.4 (1) 登録の有効期間

- 知的財産権及び製品／知的財産権でカバーされる製品の登録は、登録日から 2 年間有効である。

(2) 更新時期

- 登録更新は 2 年ごとに行われる。

(3) 更新方法

- 更新は、知的財産権の更新申請を提出することにより行われる。登録申請の際にすべての必要書類が、登録の更新申請の裏付けとして提出されなければならない。また、これらとは別に、前回の申請の写しと、知的財産権の更新申請を承認する税関覚書回状とが、登録更新の申請に添付されなければならない。

(4) 更新費用

- 更新費用も、1 製品につき 2,000.00 ペソ (4,545.45 円) であるが、1 権利者につき 20,000.00 ペソ (45,454.55 円) を決して超えない登録費用と同じである。

4.3.3 税関における運用実態の問題点

4.3.3.1 日系企業にとっての問題点・留意点

日系企業に起こり得る問題点は、税関局が不正行為疑惑により追跡されているということである。⁷⁴ この点により、結果が予測できないという印象のため、権利者が税関局内の行政手続及び救済を進めて利用する気がな

⁷⁴ 2017 年 8 月 24 日付け“Top-to-Bottom Corruption at BOC”, Inquirer, <http://newsinfo.inquirer.net/925120/top-to-bottom-corruption-at-boc>, last accessed 03 January 2018; “Faeldon ‘Systematized’ Customs Corruption, House Panel Says”, ABS-CBN News, 03 October 2017, available at <http://news.abs-cbn.com/news/10/03/17/faeldon-systematized-customs-corruption-house-panel-says>, last accessed 03 January 2018; “Corruption: An Insider’s Viewpoint Gets Written By A Customs Veteran”, Manila Bulletin, 26 September 2017, <https://news.mb.com.ph/2017/09/26/corruption-an-insiders-viewpoint-gets-written-by-customs-veteran/>, last accessed 03 January 2018; “Customs’ Sevilla: Political Nominees Last Straw”, Rappler, 23 April 2015, available at

くなる。2017 年税関局年末レポート⁷⁵によると、重大な汚職は、プロセスにおいて悪徳雇用者が犯した意図的な遅延であり、手続の迅速化を図るために賄賂を贈るように、税関局と取引を行う利害関係人をし向けたものである。

しかしながら、税関局内における情報通信技術(ICT)インフラの近代化という近年の取り組みが行われている。当該取り組みは、プロセスの効率化及び透明性に影響を与えている。当該取り組みは、通関業者証明(BOC)データセンターの復旧、ネットワーク・リコンフィグレーション、サイバー・セキュリティ・ソリューションの開発、クラウド技術の導入、そして、管理広域ネットワーク(WAN)及びインターネットの開発を介して税関局により行われた。⁷⁶ 特に、汚職を阻止するために、マニラ港は状況検証システム(Status Verification System)を導入するとともに、マニラ国際コンテナ港は貨物申告検証システム(Goods Declaration Verification System)を導入した。これらのシステムは、ランダムに関税査定官及び検査官を指定し、輸入申告の状況についてタイムリーに更新する。⁷⁷

情報通信技術(ICT)インフラを近代化する改善点とは別に、幾つかの組織的取り組みが汚職問題に対処するために行われている。2017 年 12 月、すべての港湾の関税査察官及び検査官が、税関査定評価に関して再訓練を受けた。さらに、2017 年 9 月から 12 月、641 名の人事異動(すなわち、雇用者入れ替え、再配置)があった。過去において、25 名の雇用者が港湾から交代させられ、2 名が職権乱用で解雇された。その上、長官は、汚職行為によって引き起こされる意図的な遅延に対処するため、すべてのクライアントに 5 日間で回答する強制的なタイムフレームを設定した。⁷⁸

日系企業の他の問題点は、税関局が抑圧しようとしているが、知的財産権を侵害する輸入品を含む密輸が行き渡っていることである。2017 年 2 月から 6 月までで、税関局は偽納税印紙を有した、5,400,000.00 ペソ (12,272,727.27 円)以上相当のタバコを差止めた。また、今年、税関局は、141,200,000.00 ペソ (320,909,090.91 円)の高級自動車と、263,000,000.00 ペソ (597,727,272.73 円)の農産物を差止めることができた。これらの例は密輸品に対して税関局の現在進行中の活動の成功を示しているとともに、関連するかなりの数量がフィリピンにおいて密輸が広範にみられる現象であることを示し、自己の製品をフィリピンの市場に出す日本企業の意欲に影響を与えるかもしれない。

4.3.3.2 今後改善を求めていくべき点等

知的財産の行使に関する実効性を高めるために、税関職員に侵害品を検出する方法についてより多くの研修を提供しなければならない。これを達成させるために、税関局は、いつでも侵害疑義製品の解放停止の申請が適用される特定の侵害品を検出する方法について、権利者が研修を行う、検査官のチームを創設するのがよい。

<https://www.rappler.com/nation/90906-customs-sevilla-resign-political-appointments-inc>, last accessed 03 January 2018.

⁷⁵ 税関局. Unofficial Bureau of Customs 2017 Year-end Report
<https://www.facebook.com/BureauOfCustomsPH/posts/2031573710423735>

⁷⁶ Bureau of Customs Annual Report 2016,16 頁 <http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2014/04/BOC-2016-Annual-Report.pdf>

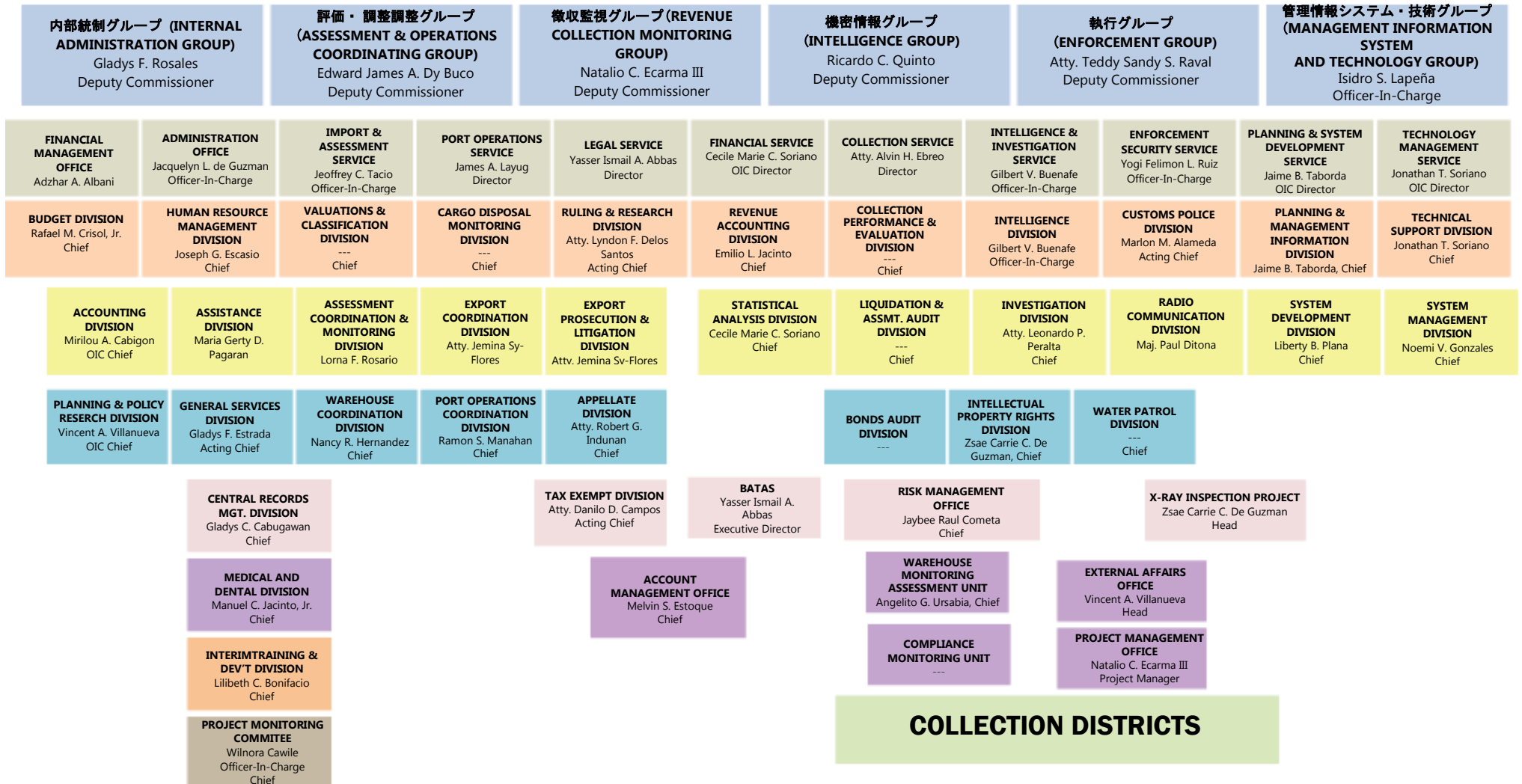
⁷⁷ 税関局. Unofficial Bureau of Customs 2017 Year-end Report
<https://www.facebook.com/BureauOfCustomsPH/posts/2031573710423735>

⁷⁸ 税関局 Unofficial Bureau of Customs 2017 Year-end Report
<https://facebook.com/BureauOfCustomsPH/posts/2031573710423735>

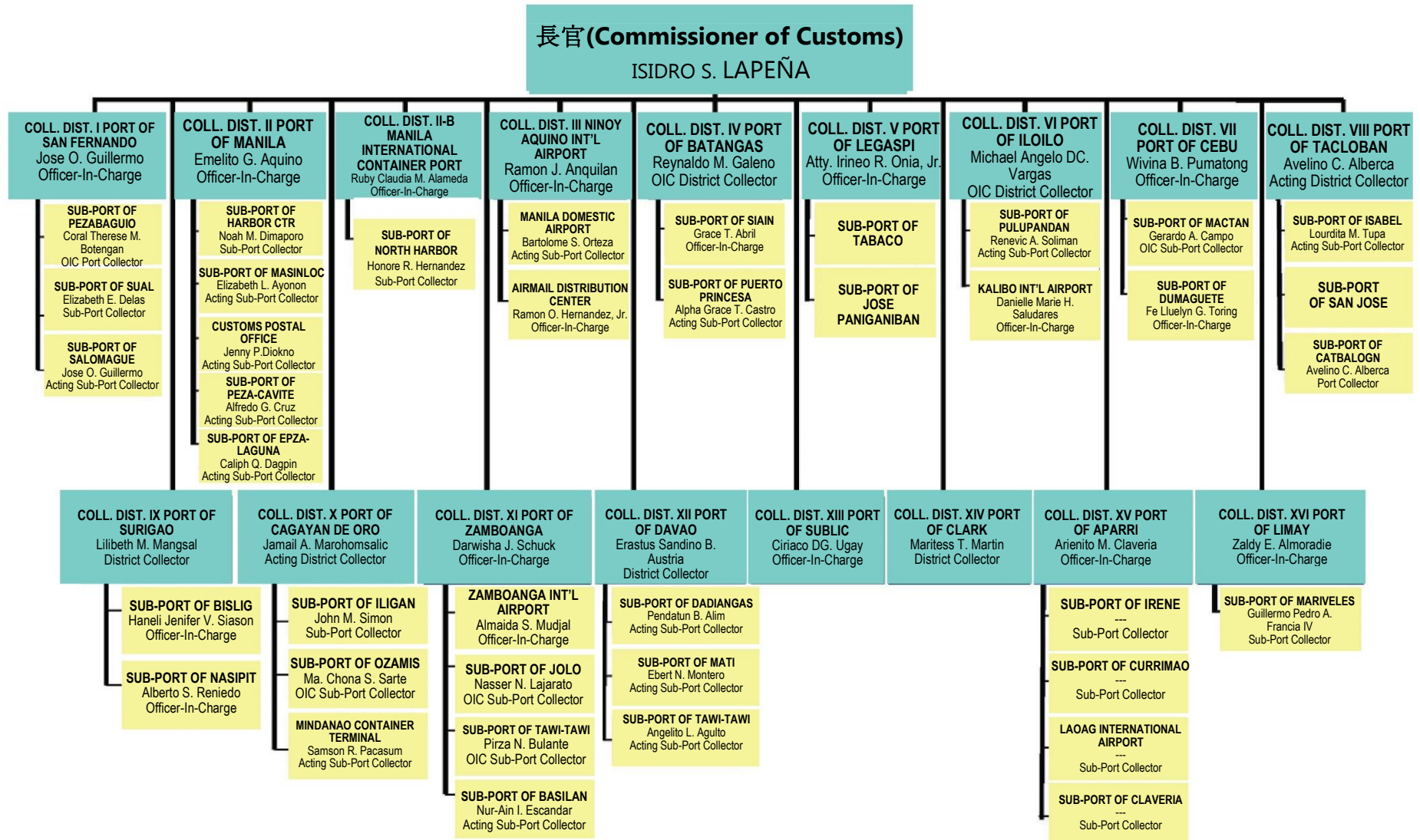
さらに、税関局は、フィリピン産の模倣品はフィリピンに悪い評判を作ることを考えると、輸入だけでなく、侵害品の輸出を禁止する効果的なメカニズムを定めるべきである。

税関局の組織構成

長官(Commissioner of Customs)
ISIDRO S. LAPEÑA



税関局の組織構成 徴収地域



5. シンガポール

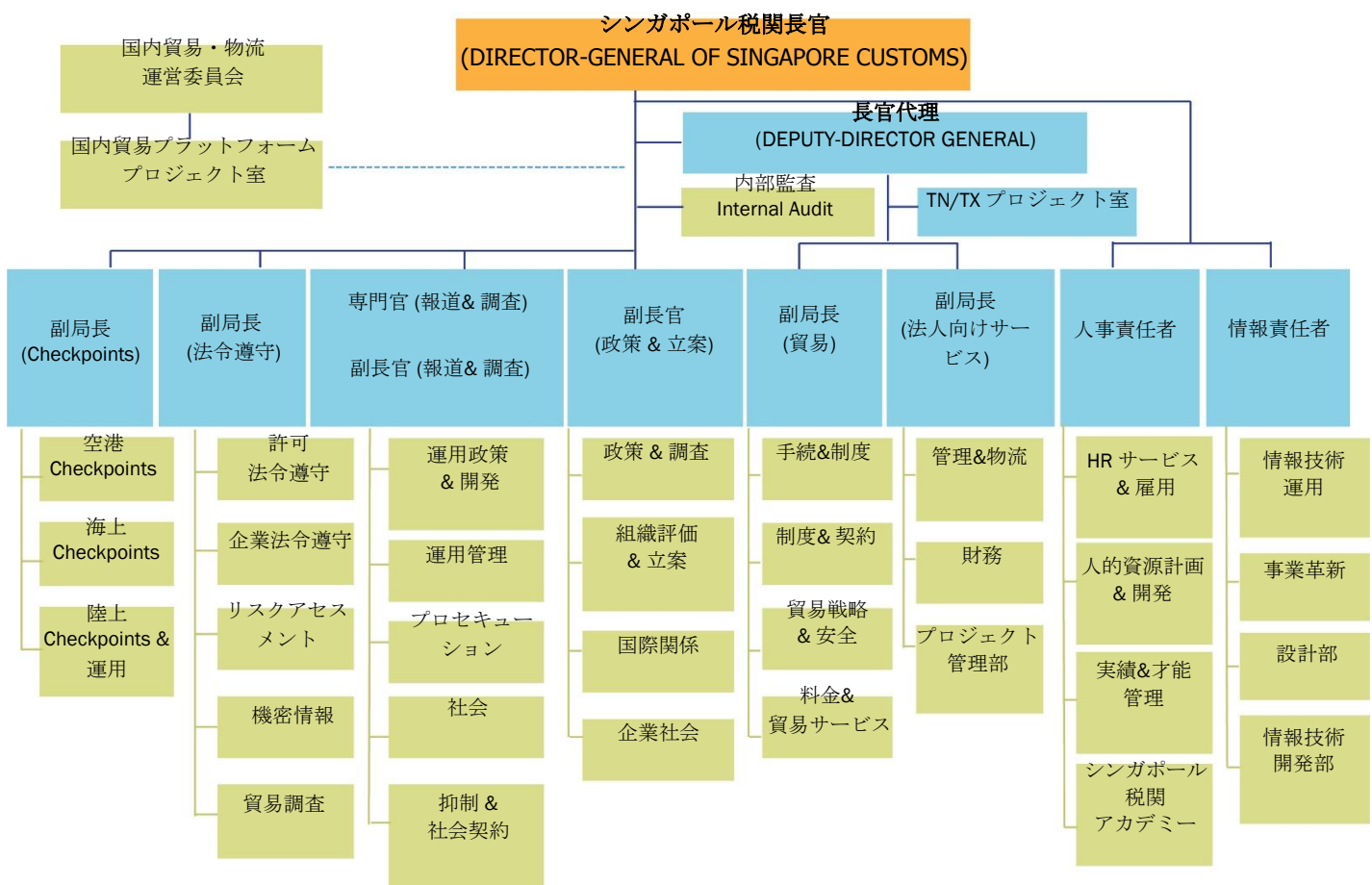
5.1 シンガポール税関の組織・体制

5.1.1 シンガポール税関の業務内容及び組織体制

シンガポール税関の執行の責任を負う機関は、シンガポール財務省の 1 局であるシンガポール税関である。⁷⁹ シンガポール税関は、約 900 名の職員⁸⁰を有し、彼らは 2 ヶ所の主要オフィスとそれ以外の 11 ヶ所の分署に配置されている。⁸¹ 2016 年のシンガポールの総貿易取引額は、約 870 十億シンガポールドルであった。⁸²

シンガポール税関の組織図は、以下の図により確認できる。⁸³

シンガポール税関の組織図(2017 年 9 月 1 日付)



⁷⁹ <https://www.customs.gov.sg/about-us/organisation-overview> (2018 年 1 月 10 日).

⁸⁰ <https://www.ccollege.gov.sg/Knowledge/Documents/Website/Singapore%20Customs.pdf> (2018 年 1 月 10 日) の Annex D.

⁸¹ <https://www.customs.gov.sg/contact-us> (2018 年 1 月 10 日).

⁸² 2017 年 11 月 30 日現在、\$1 シンガポールドルは約 0.75 米ドル、83.25 円である。

⁸³ <https://www.customs.gov.sg/about-us/organisation-overview/organisational-structure> (2018 年 1 月 10 日).

5.1.2 税関取締り実績の統計データ

過去5年間(2012年-2016年)も取締データは以下の表に示されている。⁸⁴

	2012	2013	2014	2015	2016
タバコの罪で起訴された人数	28,502	27,041	23,862	22,763	20,085
押収されたタバコの箱数	1.5 million	2.9 million	3 million	2.9 million	2.8 million
酒類の罪で起訴された人数	1,952	1,268	1,305	1,512	1,196
押収された酒のリットル量	33,020	2,130	90	32,740	14,530
取立てられた関税 (百万シンガポールドル)	2,143.1	2,204.1	2,541.3	2,835.1	2,732.8
取立てられた消費税 (百万シンガポールドル)	5,569.3	5,544.1	5,561.4	5,448.6	5,280.7

シンガポール税関による知的財産関連の取締について入手できる図表は存在しない。

5.2 シンガポールにおける知的財産関連法規と税関

5.2.1 税関差止制度の概要

5.2.1.1 国境措置の根拠法令

知的財産に関して国境取締措置の根拠となる法令は、知的財産のそれぞれの法令において設定されている。従って、国境取締措置の法律は、著作権法(第63章)⁸⁵及び商標法(第332章)⁸⁶に規定されている。留意すべき点として、特許、意匠、地理的表示、回路設計等の他の知的財産に関しては、国境取締措置が規定されていない。

上述の主要な法律に加えて、国境措置に関する補助法も存在しない。著作権法は、著作権(国境措置)規則(第63章規則5)(以下、“著作権(国境措置)規則”という。)⁸⁷によって補われ、商標法は商標(国境措置)規則(第332章規則2)(以下、“商標(国境措置)規則”という。)⁸⁸によって補われている。

5.2.1.2 税関差止の対象となる知的財産権及びその法的根拠

⁸⁴ すべての執行データは、<https://www.customs.gov.sg/news-and-media/publications/statistics> (2018年1月10日現在)で確認することができる。

⁸⁵ <https://sso.agc.gov.sg/Act/CA1987>.

⁸⁶ <https://sso.agc.gov.sg/Act/TMA1998>.

⁸⁷ <https://sso.agc.gov.sg/SL/CA1987-RG5?DocDate=20090331>.

⁸⁸ <https://sso.agc.gov.sg/SL/TMA1998-R2?DocDate=20010131>.

上述した通り、(商品の留置又は差止を含む)国境取締措置により保護される 2 種類の知的財産権は、著作権と商標権である。

シンガポール税関によって商品を差止又は留置し得る法的根拠は以下に順に述べられる。

著作権

著作権法では、シンガポール税関によって商品を差止又は留置し得る 3 種類の方法がある。

第 1 に、138 条(2)の下、税関職員は、令状なしで次の行為を行える。

- a. 著作物を侵害する複製物又は他の題材が中にあると自己が合理的に疑う輸送機関を、強制的若しくは他の方法で、停止する、捜索する及び乗り込むこと;及び
- b. 著作物を侵害する複製物を差止、除去、又は留置すること。

本条には、押収時に、商品が輸入向け、輸出向け、又は通過中であるに関わらず、制限はない。

第 2 に、140B 条には、所有者又は著作権のライセンシーが、シンガポール税関の長官(以下、“長官”という。)に、次のことを記載する書面通知を行うことができる。

- a. 自分が著作物の著作権の所有者又は当該著作権のライセンシーである旨を当局に述べ、その通知を送付し;
- b. 著作物を侵害する複製物が輸入されるおそれがある旨を述べ;
- c. 次のために、十分な情報を提供し、
 - 著作物の複製物を特定し;
 - 当該複製物が輸入されるおそれがある時期及び場所を長官が確定できるようにし;
 - 当該複製物が複製物を侵害していると長官を認めさせ;及び
- d. 自己が当該輸入手続きに反対することを記載すること。

書面の形式は、著作権(国境措置)規則の表の中に定められている。

書面が送付されると、税関職員は著作物の複製物を差止めることができる。しかしながら、複製物が輸送中の商品(一時的にシンガポールに輸入されるが、他国に輸送される商品を意味する)の場合、税関職員は本方法で差止できない。税関職員は、商品が次の目的で輸入される場合のみ差止できる。

- a. 複製物を、販売し、賃貸し、又は、取引によって、販売若しくは賃貸の申出をし、若しくはその販売若しくは賃貸のための陳列をすること;
- b. 取引の目的で複製物を流通させること;
- c. 著作物の著作権の所有者を害する程度に、他の目的で複製物を流通させること; 又は
- d. 取引によって、公衆に複製物を展示すること。

第 3 に、140LA 条の下、税関職員が複製物が著作物の著作権を侵害すると合理的な疑いがある場合、税関職員は、シンガポールに輸入され、又はシンガポールから輸出される著作物の複製物を留置することができる。これには、シンガポールに商業的・物理的に存在する人に引き渡される通過中の商品も含む。

商標権

同様に、商標法でも、シンガポール税関によって商品を差止又は留置し得る 3 種類の方法がある。

第1 に、53A 条(2)の下、税関職員は令状なしで次の行為を行える。

- a. 登録商標が不正に適用された商品がその中にあると自己が合理的に疑う輸送機関を、強制的若しくは他の方法で、停止する、捜索する及び乗り込むこと;及び
- b. 侵害する商品を差止、除去、又は留置すること。

第2 に、82 条の下、登録商標の所有者又は使用権者は、長官に対して、次のことを記載する書面通知を行うことができる。

- a. 自己が登録商標の所有者、又は、登録商標の使用権者であり、当該通知を行う権利を有する者であることを述べ;
- b. 登録商標に関連して侵害にあたる商品である商品が輸入されることが予期されることを述べ;
- c. 次のために、十分な情報を提供し、
 - 当該商品を特定し;
 - 当該商品が輸入されるおそれがある時期及び場所を長官が確定できるようにし;
 - 当該商品が侵害商品であることを長官に認めさせ;及び
- d. 自己が当該輸入行為に反対することを記載すること。

書面の形式は、商標(国境措置)規則の表の中に定められている。

書面が送付されると、税関職員の意見で当該商品に登録商標と同一又は類似の標章が付されているならば、税関職員は当該商品を差止めることができる。商品が輸入されている場合、商品は差止のみ行われる。本条では、通過中の商品は差止されない。

第3 に、93A 条の下、税関職員が登録商標との関連において合理的な疑いがある商品が模倣品である場合、税関職員は当該商品を留置することができる。模倣品とは、商標を侵害する商品をいい、欺すことを意図して、商品に登録商標と同一の又は酷似する標章を有する。本条の下、商品がシンガポールに輸入され、又はシンガポールから輸出される場合、商品は留置される。これには、シンガポールに商業的・物理的に存在する人に引き渡される通過中の商品も含む。

5.2.1.3 税関差止対象の貨物種別

上述した通り、税関によって差止される対象である貨物の種別は、差止される品目を規定する条項に従う。著作権法 138 条(2)及び商標法 53A 条(2)に規定されたすべての品目は差止される。著作権法 140B 条及び商標法 82 条に規定された輸入される品目のみが差止される。最終的には、著作権法 140LA 条及び商標法 93A 条に規定された品目は、当該品目が輸入され、又はシンガポールから輸出することが意図されている場合、留置される。これには、シンガポールに商業的・物理的に存在する人に引き渡される通過中の商品も含む。

5.2.2 知的財産権の事前登録制度概要

5.2.2.1 事前登録制度の有無

侵害品の輸入を回避するために、知的財産権者が自己の知的財産権をシンガポール税関に登録する制度を設けていないという意味で、シンガポールには事前登録制度は存在しない(我々の理解では米国及び中国等の他の地域では事前登録制度を有しているということである)。上述した通り、(著作権又は商標権のいずれかの)知的財産権者に対する主な理由は、侵害品が輸入されることが意図される書面通知を長官に送付するからである。

5.2.3 税関における知的財産関連法規の問題点

1. 上述した通り、シンガポールにおける知的財産関連法規における著しい弱点は、シンガポール税関が著作権法及び商標法の下、差止及び留置する権限を有するのみであるということである。これは、特許権、意匠権、そして他の知的財産権には適用されないという意味である。

他の問題は、事前登録制度が存在しないため、知的財産権者は侵害品が輸入されないようにするためにより積極的にならなければならないということである。知的財産権者は積極的に、輸入貨物を監視し、侵害品が輸入されると知的財産権者が疑う場合、長官に書面通知を送付する。このことは、知的財産権者にさらなる負担を与える。しかしながら、それでも、知的財産権者は、例えば知的財産権者が税関職員に模倣品の識別方法を教える研修会を設ける等、侵害品の輸入を回避することに関してシンガポール税関と協力することに留意すべきである。このような研修会は過去に開催されていた。

2. 改善要求は直接、オンラインフィードバックフォーム又は電話会話のいずれかを介して税関に行うことができる。問題が法律自身に関連する場合(例えば、法律が十分に権利者を保護していないことが懸念される場合、または、権利者をより保護する方法についての提案がある場合)、政府はときおり法律に関して国民の意見の聴取を実施する。提案またはフィードバックは、このような場合、政府に提出される。

5.3 シンガポール税関における運用実態

5.3.1 税関による権利侵害品の差止

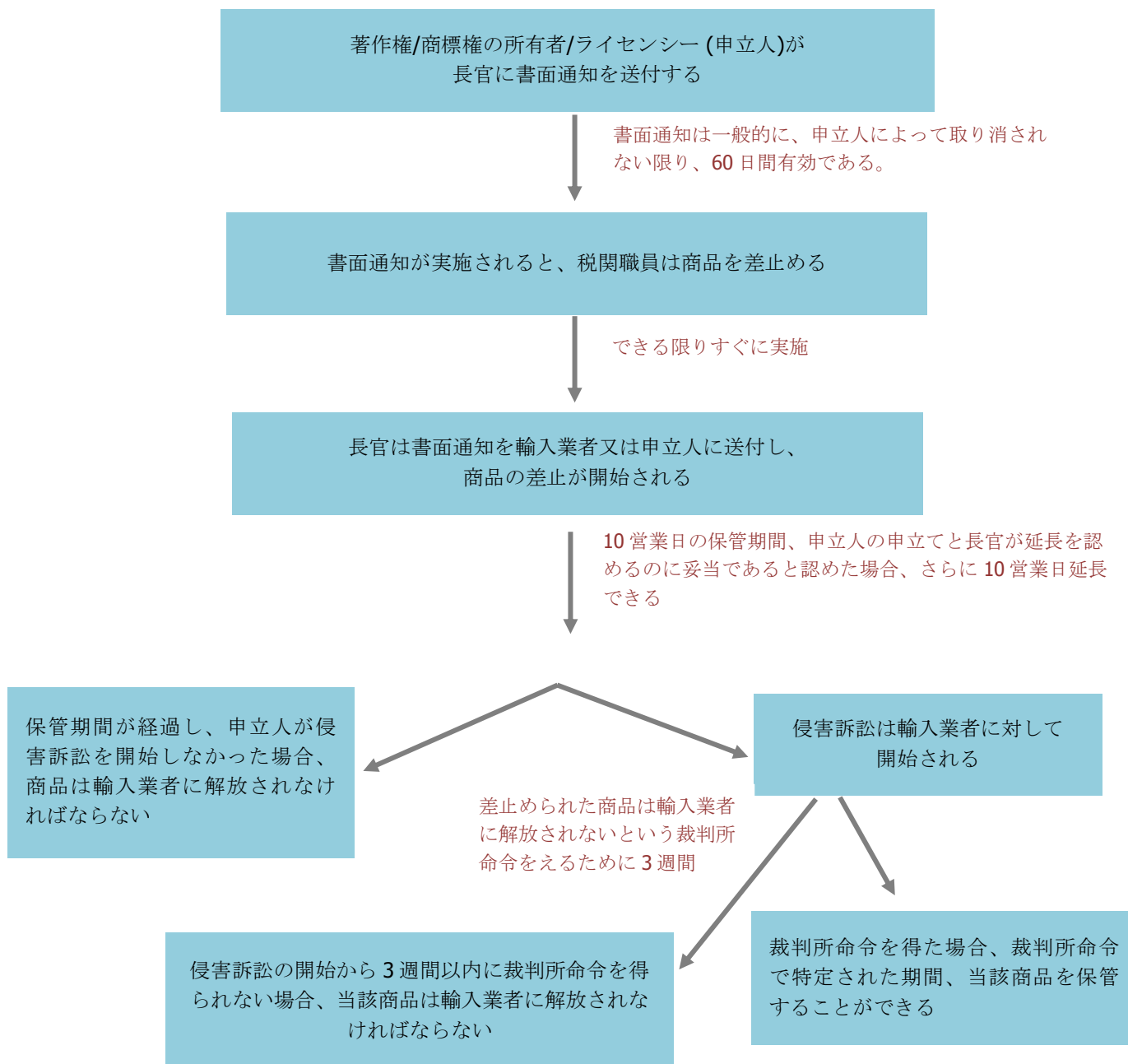
5.3.1.1 権利侵害疑義製品の発見から廃棄までのフロー

差止られた商品についてのタイムラインは、押収品の基準により異なる(例えば、商品が差止られた条項により異なる)。

著作権法 138 条(2)及び商標法 53A 条(2)には、タイムラインは規定されていない。これは、商品が当該条項により差止された場合、押収品が税関によって留置され得ることを漠然と示唆している。

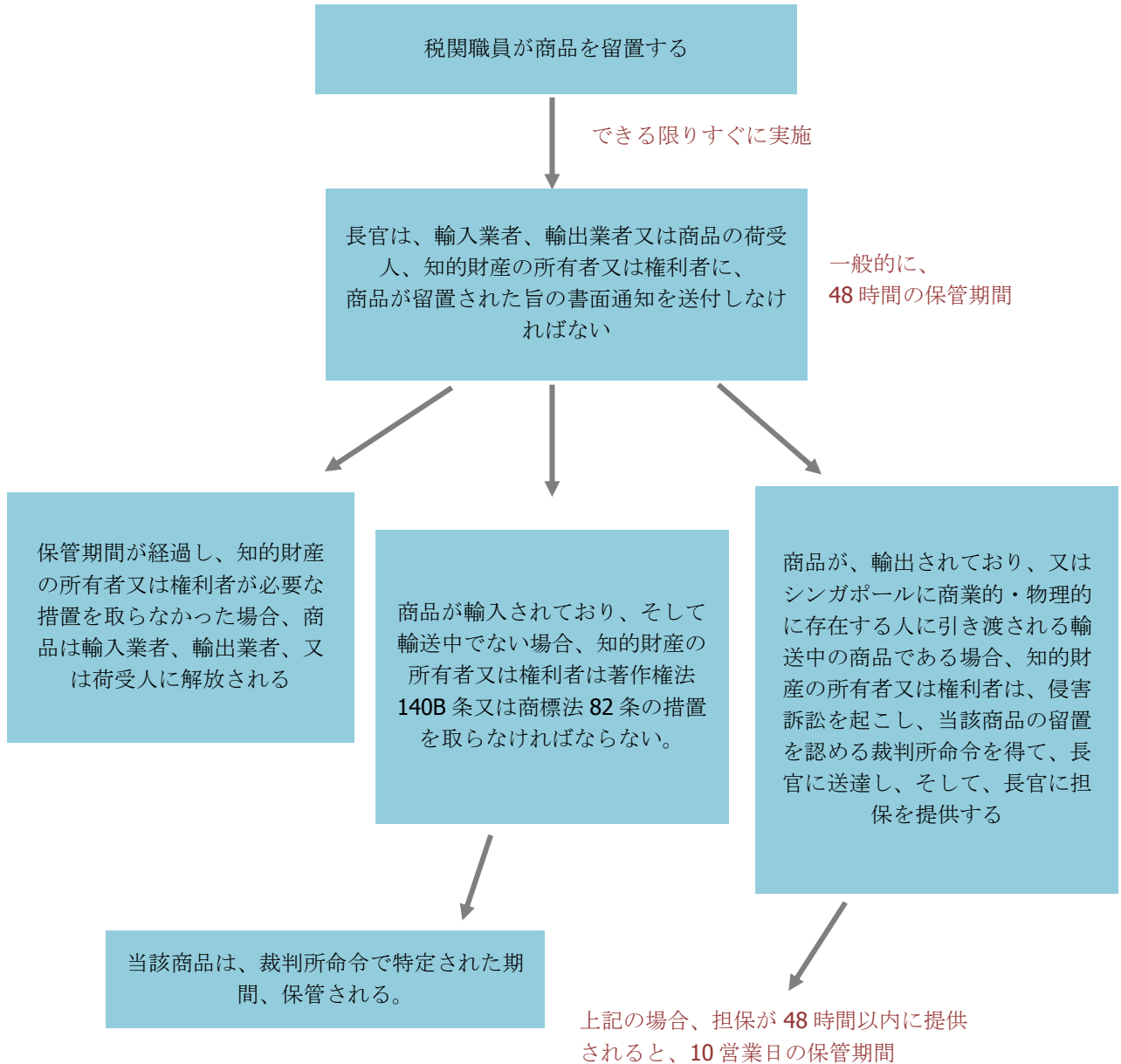
著作権法 140B 条及び商標法 82 条による押収品に対する関連するタイムラインは、以下に示されている。2 つの条項に対するタイムラインは同じである。

著作権法 140B 条／商標法 82 条のタイムライン



著作権法 140LA 条及び商標法 93A 条による押収品に対する関連するタイムラインは、以下に示されている。2つの条項に対するタイムラインは同じである。

著作権法 140LA 条／商標法 93A 条のタイムライン



5.3.1.2 権利侵害疑義製品発見の通知とこれに対する権利者側からの回答

1. 上述した通り、差止又は留置の長官の通知に応答する（そして、侵害訴訟を起こす必要な措置を取るための）期限は、通知において指定されるであろう。唯一のルールは、著作権法 140B 条又は商標法 82 条では、侵害訴訟を起こす期限として通知で指定された日が、通知が送付された日より前であってはならないということである。
2. 応答及び訴訟を起こす期間は、期間の末日前に、書面通知を長官に送付した権利者によって延長され得る。申請を認めることが妥当であると長官が確信した場合、長官は当該期間を延長できる。長官は、申請の日から 2 日以内に決定しなければならない。
3. 権利者の代理人は、権利者を代理して長官に応答することができる。権利者が応答し損なっても不利益はないが、差止められた商品は輸入業者に解放されるであろう。そして、差止に関して権利者によって提供された担保は没収されるかもしれない。

5.3.1.3 権利者の義務

1. 権利者の義務から離れて既に上述した通り、著作権法 140B 条又は商標法 82 条で書面通知を送付した場合、権利者が 200 シンガポールドルの手数料を支払わなければならないということに、権利者は留意すべきである。

権利者はまた、(i)商品の差止の結果として生じるおそれのある債務又は費用を政府に弁済するため、及び(ii)侵害訴訟を行さなかった結果として裁判所により命令された賠償金を輸入業者に支払うために、長官が妥当と認める担保をこれらの条項で提供することを要求されるかもしれない。輸入業者は、賠償金を得るために、輸入業者が差止の結果として損失又は損害を被ったことを裁判所に認めさせなければならないであろう。

2. 担保は、金銭の供託又は保証契約証書によって提供される。
3. 上述の通り、担保の金額について固定されていない。担保は、必要であれば、政府に払い戻す、または輸入業者に補償するのに十分であると長官に認めさせなければならない。従って、担保の額は事件ごとに変化するであろう。

5.3.1.4 税関の権限

5.3.1.4.1 知的財産権侵害品の捜査権限の内容

1. 上述した通り、シンガポール税関は、知的財産法の下、独立した立場で(例えば、知的財産権の所有者、権利者又はライセンシーの書面通知無しで)商品を差止できる。著作権及び商標法の下、税関職員は、差止、捜査、令状なく侵害品であると合理的な疑いがある場合、輸送機関に乗り込み、そして、侵害品を差止める権限を有する。税関職員はまた、上述の規定を条件に、侵害している著作物の複製品又は模倣品であると疑う商品を留置することができる。
2. 商品が税関によって差止された後、刑事訴訟を起こさなければならないという必要はない。
3. 政府により刑事訴訟が起こされた場合、権利者は訴訟費用を負担する必要はない。刑事訴訟が権利者により起こされた場合、権利者は権利者自身の費用を負担しなければならない。

完全を期するために、権利者が民事侵害訴訟を起こす場合、権利者が訴訟費用を負担しなければならない点に留意すべきである。権利者が訴訟に勝訴しなかった場合、権利者はおそらく被告の訴訟費用も支払わせられるであろう。反対に、権利者が訴訟に勝訴した場合、被告はおそらく権利者の訴訟費用を支払わせられるであろう。

4. 裁判費用の支払いを除き、政府が刑事訴訟を起こした場合、権利者は証人として呼ばれるかもしれない。権利者が(刑事又は民事)訴訟を起こした当事者である場合、権利者は訴訟を進行する責任を負い、このことにより生じる義務を遵守しなければならないであろう。義務には、弁護士を雇い、訴訟手続の間に要求される供述書を作成して宣誓し、指示を弁護士に与え、そして、証人として出廷しなければならない。

5.3.1.4.2 知的財産権侵害品であると判断された場合の税関または検察庁の措置内容等

侵害訴訟で、審尋により問題となっている商品が侵害していると判断された場合、裁判所は、侵害品を権利者にまで届ける旨の命令、または侵害品が政府に没収される旨の命令のいずれかを発するであろう。商品が政府に没収される旨の命令が発せられた場合、商品は政府によって処分される。

5.3.1.5 税関の知的財産権侵害品にかかる取締に資する情報

シンガポール税関が知的財産権侵害品を検出する公式識別判定マニュアルを使用しているか否か不明であるが、知的財産権者がシンガポール税関と協同し、税関職員に対して侵害品を検出するための研修を行うことができる。これが、知的財産権者達の知的財産を侵害する商品の取引から先制して自己を守る最善の方法である。知的財産権者はまた、できる限り、侵害品が輸入されたときの情報を得て、著作権法 140B 条又は商標法 83 条による書面通知によってシンガポール税関に当該情報を与えようとする。

同様に、シンガポール税関は、ホワイトリストやブラックリストを有しているかは不明である。

5.3.1.6 知的財産権侵害品の差止事例

事例 1

シンガポール高等裁判所の最近の判決、*Louis Vuitton Malletier v Megastar Shipping Pte Ltd (PT Alvenindo Sukses Ekspres, third party)* [2017] SGHC 305 において、侵害品を発送した運送業者が商標法の侵害規定の下で“輸入業者”であるとみなされず、従って商標権を侵害していない旨、判決された。

本件では、コンテナ 2 台分の積荷の模倣品が、インドネシアのバタム(Batam)に向けて発送されるために、シンガポールに輸送された。模倣品は Louis Vuitton、Gucci、Hermes 等の有名高級ブランドに関するもので、被告に対して侵害訴訟を起こした。差止の前に、Louis Vuitton は、商標法 82 条により、シンガポール税関に所定の書面通知を送付した。他の模倣品は、前記書面通知が他の原告等に送付されたので、商標法 93A 条に従って差止された。

本件では、輸送業者は輸送している商品が侵害している又は模倣品であることを知っているという証拠がなかった点が重要である。さらに、輸送業者は物理的に所有することもなく、または商品を見ることもなく、輸送業者の役割は単に情報をシンガポール港湾庁(PSA: Port of Singapore Authority)のシステムに入力することである。そして、シンガポール港湾庁はコンテナの積卸し等の必要な措置を取るであろう。

知的財産権者は被告である輸送業者に対する侵害訴訟において勝訴しなかったけれども、それにもかかわらず、差止められた商品は侵害品であったので破棄された。本件は、例え商品の侵害者がいない場合でも、商標法の下、商品が差止められ、留置され、廃棄されるということを示した点で重要である。この点はまた、商標法の条項についてかなり掘り下げた議論がある。

事例 2

次の事例、*Public Prosecutor v Li Na* [2015] SGDC 260 は、個人が自分の店で模倣品を販売する目的で当該模倣品をシンガポールに持ち込むものである。本件では、容疑者は、入出国管理局(ICA: Immigration and Checkpoint Authority)によって空港でとめられ、所有物中の商品が模倣品であると疑い、それらを差止める税関職員に向けられた。容疑者は、自分の所有物の中に、約 500 点の模倣品を持っていた。さらに、警察は容疑者の店及び車を捜索し、さらに約 400 点の模倣品を発見した。

捜査の過程で、模倣品によって自己の商標が侵害された会社の代表者に連絡された。これらの代理人はこれらの商品を模倣品であるとして認定した。

容疑者は 6 月間と 2 週間の懲役が宣告された。本件は、いくつかの点で重要である。第一に、権利者がシンガポール税関と協同し、税関職員に模倣品を識別できるように研修を行うことが重要であることを示している。第二に、本件では 3 機関(入出国管理局、シンガポール税関、シンガポール警察)もの当局によって取られた“政府全体の(whole-of-government)”アプローチが必要であることを示している。第三に、権利者が積極的に公的な捜査で意見を求められることを示している。第四に、本件において処せられた禁固刑により、知的財産権者に向けて、シンガポールは厳しい措置を取ることを示している。

事例 3

3 番目の事例、*Pasupthi Nair A/L Balakrishnan v Public Prosecutor* [2002] SGDC 251 は、容疑者が 5,581 枚のコンパクトビデオディスク(VCD: Video Compact Discs)と、6,622 枚の CD-ROM と、462 枚の DVD-ROM をシンガポールに持ち込もうとしたものである。容疑者は、コンパクトビデオディスク、CD-ROM、DVD-ROM を発見し、押収した税関職員によって止められた。

多くの CD-ROM は、(いくつかの著作権者は、Adobe、Symantec、Microsoft である) 著作権を侵害する複製品であった。著作権者の代理人は、捜査に協力し、当該 CD-ROM を著作権者の著作権を侵害する複製品である認定した。当該著作権者の多くの代理人は、様々な会社の代理人、または著作権者が加盟する団体の代理人である。これらの会社又は団体には、ビジネス・ソフトウェア・アライアンス (Business Software Alliance)、インタラクティブ・デジタルソフトウェア協会 (Interactive Digital Software Association)を含む。

容疑者には、33 月の懲役と 43,987 シンガポールドルの罰金という刑が申し渡された。本件は、知的財産権者に向けて、シンガポール当局が講じる厳しい基準を再度示している。捜査手続はまた、著作権者が自分の著作権をより行使し易くなるので、著作権者にとって会社または他の著作権者との団体に入ることを助長させるということを表している。

他の事例

知的財産に関する税関の強制措置の公表された統計は存在しないけれども、シンガポール税関が知的財産に関する強制措置にかなり積極的なアプローチをとっていることは明らかである。

2017 年だけで、シンガポール税関は以下の事件について報告している。⁸⁹

- a. 店頭価格で合計 1,478,479 シンガポールドルの携帯電話及び構成部品を含む 10,660 個の商標権侵害商品の差止と、その商品の販売で容疑を掛けられた 8 人の逮捕。⁹⁰

⁸⁹ 強制措置に関するシンガポール税関により解放されたすべてのメディアは、次の URL で見られる。
<https://www.customs.gov.sg/news-and-media/media-releases>.

- b. シンガポール税関による、200 個のバッグ及び旅行鞆の差止。これに続いて、摘発を行う警察によって捜査された。店頭価格で合計 11,680 シンガポールドルの合計 318 個のバッグが差止められた。⁹¹
- c. シンガポール税関による、180 個の携帯電話の模倣品の差止。これに続いて、摘発を行う警察によって捜査された。捜査で 4 人が逮捕され、店頭価格で合計 288,000 シンガポールドルの 288 個の携帯電話の模倣品が差止された。⁹²

5.3.2 知的財産権の事前登録

上述した通り、シンガポール税関には知的財産権の事前登録制度は存在しない。そのため、商標権者が税関の強制措置手続を利用するために、商標権者が自己の商標をシンガポール知的財産庁(IPOS: Intellectual Property Office of Singapore)に登録しなければならない(但し、著作権はシンガポールでは登録されない)。

5.3.3 税関における運用実態の問題点

1. 日系企業が特に知的財産権の行使の税関手続に関して留意すべき点はない。
2. 上述した通り、改善要求は直接、オンラインフィードバックフォーム又は電話会話のいずれかを介して税関に行うことができる。問題が法律自身に関連する場合(例えば、法律が十分に権利者を保護していないことが懸念される場合、または、権利者をより保護する方法についての提案がある場合)、政府はときおり法律に関して国民の意見の聴取を実施する。提案またはフィードバックは、このような場合、政府に提出され得る。

⁹⁰ <https://www.customs.gov.sg/~media/cus/files/media-releases/2017/syndicate%20busted%20for%20involvement%20in%20the%20sales%20of%20counterfeit%20mobile%20phones.pdf> (10 January 2018).

⁹¹ <https://www.customs.gov.sg/~media/cus/files/media-releases/2017/for%20website%20singapore%20customs%20media%20release%20-%2020011017.pdf> (10 January 2018).

⁹² <https://www.customs.gov.sg/~media/cus/files/media-releases/2017/final%20-%20four%20men%20arrested%20for%20possession%20of%20counterfeit%20mobile%20phones%20for%20trade.pdf> (10 January 2018).

6. タイ

6.1 タイ税関の組織・体制

6.1.1 タイ税関の業務内容及び組織体制

税関局は、水際対策に対して責任を負う政府機関である。その主要な使命は、輸入品及び輸出品に関する税の徴収だけでなく、関税法及び他の関連法の下での関税犯則の予防及び取締である。⁹³ タイに輸入され、そしてタイから輸出される模倣品はタイの法律に違反するので、当該模倣品を効果的に止めることができる主要な機関の一つである。タイは、TRIPS 協定の義務を効果的に履行している。様々なアプローチを通じてタイの知的財産権の保護強化に取り組んでいる。毎年、税関によって 100,000 個以上の疑義製品が差止される。この数字は侵害品の取締に関して税関の強制措置の有効性を示している。

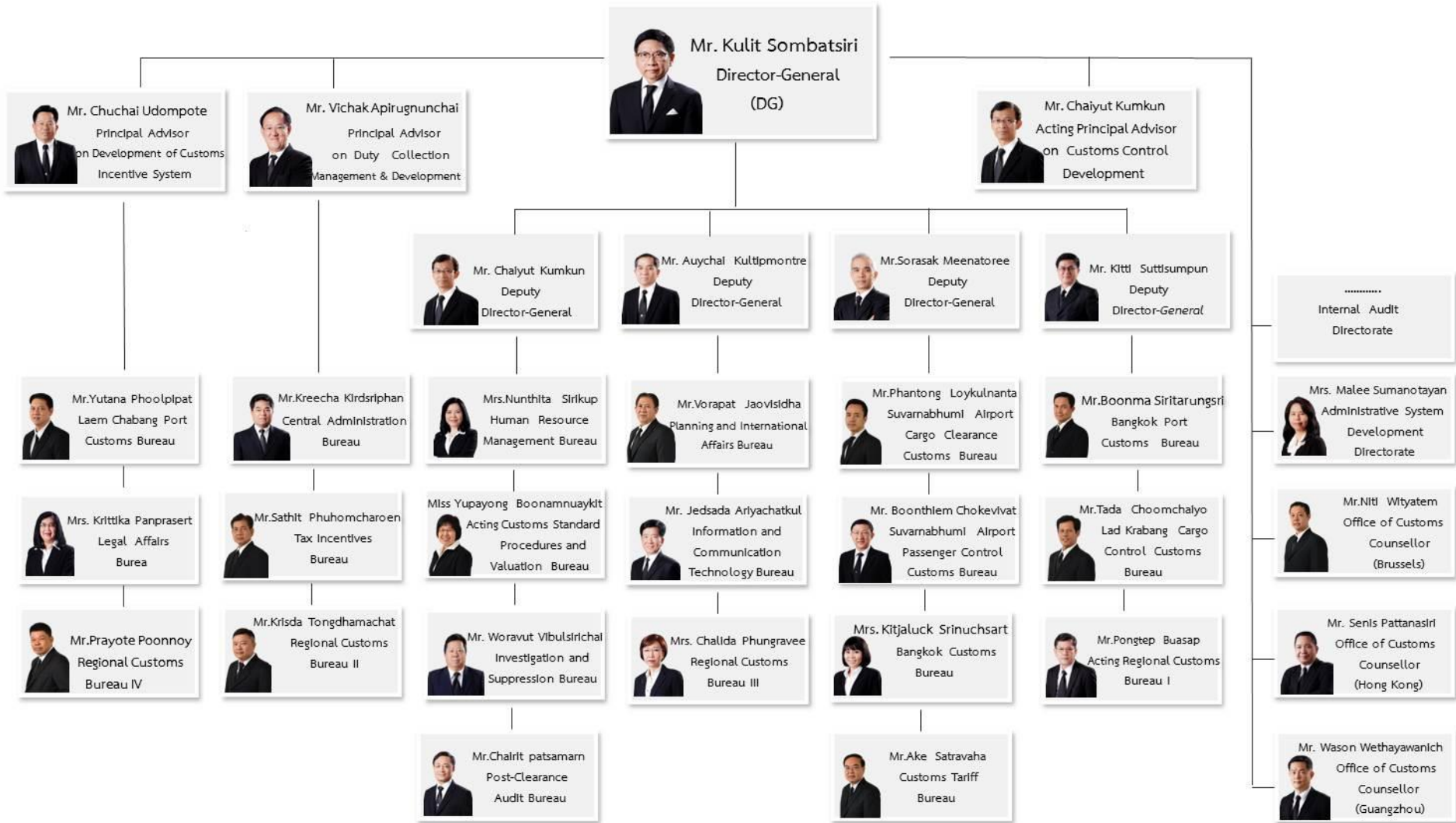
タイ税関の組織構成

2017 年 12 月現在、タイの税関局は、4,808 名の職員を有する。⁹⁴ 組織構成は長官(DG: Director-General) Mr. Kulit Sombatsiri によって率いられている。長官の監督下、関税の徴収の管理・発展に関する最高顧問(Principal Advisor)、税関の管理に関する最高顧問、そして、税関のインセンティブシステムの開発に関する最高顧問、さらに、組織全体を俯瞰する 4 人の副長官で構成されている。この構成は、次の組織図で示される。⁹⁵

⁹³ Customs Annual Report 2015 (P.145)

⁹⁴ <http://hrcustoms.org/wp-content/uploads/2015/03/%E0%B9%82%E0%B8%84%E0%B8%A3%E0%B8%87%E0%B8%AA%E0%B8%A3%E0%B9%89%E0%B8%B2%E0%B8%87%E0%B8%81%E0%B8%A3%E0%B8%A1-6-%E0%B8%81.%E0%B8%84.-60.jpg>

⁹⁵ http://en.customs.go.th/data_files/fa90522fc21a44f514758a4a71d83247.jpg



下表は、税関局のスタッフの数を示している⁹⁶

ポジション/部署	スタッフ数
長官(Director-General)	1
関税の徴収の管理・発展に関する最高顧問(Principal Advisor on Management and Development of Duty Collection)	1
税関管理に関する最高顧問(Principal Advisor on Development of Customs Control)	1
税関インセンティブシステムの発展に関する最高顧問(Principal Advisor on Development of Customs Incentive System)	1
副長官(Deputy Director-General)	4
管理システム開発局(Administrative System Development Directorate)	13
内部監査局(Internal Audit Directorate)	17
海外税関オフィス(Overseas Customs Offices (3 branches))	5
中央管理局(Central Administration Bureau)	148
人事管理局(Human Resources Management Bureau)	106
法務局(Legal Affairs Bureau)	93
立案・国際局(Planning and International Affairs Bureau)	44
関税局(Customs Tariff Bureau)	136
税関基準手続・評価局(Customs Standard Procedures and Valuation Bureau)	77
情報・通信技術局(Information and Communication Technology Bureau)	113
関税奨励局(Tax and Duty Incentives Bureau)	232
事後調査局(Post Clearance Audit Bureau)	140
捜査・取締局(Investigation and Suppression Bureau)	297
バンコク税関局(Bangkok Customs Bureau)	399
バンコク港税関局(Bangkok Port Customs Bureau)	365
ラートクラバン貨物管理税関オフィス(Lad Krabang Cargo Control Customs Office)	177
レムチャバン港税関局(Laem Chabang Port Customs Bureau)	278
スワンナプーム空港貨物調査税関局(Suvarnabhumi Airport Cargo Clearance Customs Bureau)	380
スワンナプーム空港搭乗客管理税関局(Suvarnabhumi Airport Passenger Control Customs Bureau)	241
地方税関局 1-4 (Regional Customs Bureau 1-4)	143
税関支署(48 署) (Customs Houses (48 branches))	1,396
合計	4,808

⁹⁶ 上述の 2 件の脚注と同じ。

税関職員/タイの港及び国境

以下の通り、タイの主要な港に 6 ヶ所の税関局がある。

1. バンコク税関局(Bangkok Customs Bureau) (11 ヶ所の民営税関オフィスを統括)
2. バンコク港税関局(Bangkok Port Customs Bureau)
3. ラートクラバン貨物管理オフィス(Lad Krabang Cargo Control Customs Office)
4. レムチャバン港税関局(Laem Chabang Port Customs Bureau)
5. スワンナプーム空港貨物調査税関局(Suvarnabhumi Airport Cargo Clearance Customs Bureau)
6. スワンナプーム空港搭乗客管理税関局(Suvarnabhumi Airport Passenger Control Customs Bureau)

上記に加えて、タイの 4 地方を統括する 48 ヶ所の支署がある。

- ▶ 地方 1
 - タイ中央部を統括
 - 11 税関支署から構成される
- ▶ 地方 2
 - タイ北東部を統括
 - 10 税関支署から構成される
- ▶ 地方 3
 - タイ北部を統括
 - 9 税関支署から構成される
- ▶ 地方 4
 - タイ南部を統括
 - 18 税関支署から構成される

次の図は、各税関局及び税関支署の位置を示す。



海上輸送による輸入品に対して 2 つの主要な税関所在港がある。1 つは首都に近い税関所在港であるバンコク港であり、他の 1 つはタイにおいて最大かつ取扱量最大の港であるレムチャバン港である。

貨物が陸路で輸入された場合、商品は通常、タイのチェンライ(Chiang Rai)県、ノンカーイ(Nongkai)県、ナコーンパノム(Nakhonphanom)県及びムクダハン(Mukdahan)県のタイーラオス国境と、流入し、サケーオ(Srakaew)県のタイーカンボジア国境と、タイのチェンライ(Chiang Rai)県及びターク(Tak)県のタイーミャンマー国境とを通過する。

貨物量

過去十年間、タイの国際貿易額は年々割合が漸次増加している。下表は、2006年から2016年までの、国際貿易額と、タイからの輸出額と、タイへの輸入額とを示している(単位は百万バーツ)。⁹⁷

年	国際貿易額	輸出額	輸入額	差額
2006	9,880,294.80	4,937,372.20	4,942,922.50	-5,550.30
2007	10,172,305.60	5,302,119.20	4,870,186.40	431,932.80
2008	11,813,853.60	5,851,371.10	5,962,482.50	-111,111.30
2009	9,796,578.50	5,194,596.70	4,601,981.80	592,614.90
2010	11,969,926.80	6,113,335.50	5,856,591.30	256,744.20
2011	13,690,717.60	6,707,989.50	6,982,728.10	-274,738.70
2012	14,863,885.20	7,077,762.20	7,786,123.00	-708,360.90
2013	14,567,177.00	6,909,543.90	7,657,633.10	-748,089.20
2014	14,714,993.80	7,311,089.00	7,403,904.80	-92,815.80
2015	14,131,801.20	7,225,722.80	6,906,078.40	319,644.40
2016	14,438,890.80	7,550,704.10	6,888,186.70	662,517.40

上表の数値は、輸入数量と輸出数量とが増加していることを示している。地域経済全体の向上のためだけでなく、ASEAN 共同体の緊密な協力の効果により、将来の国際貿易量の増加が予見される。

6.1.2 税関取締実績の統計データ

過去、税関局の第一関心事は、輸入/輸出中の模倣品の取締りよりも、脱税であった。以前、模倣品が保管されている場所であるコンテナを知的財産権者が税関に知らせた場合のみ、税関は模倣品を差止めていた。しかしながら、2003年、税関局と、民間企業の知的財産権者と、いつかの地域の法定代理人との間で、侵害品の密輸の予防および抑止のための関係政府当局と民間セクターの協力に関する覚書(Memorandum of Understanding on the Cooperation of the Relevant Government Agencies and the Private Sector to Prevent and Suppress the Smuggling of Infringing Products)(以下、「覚書」という。)が調印された。覚書は、政府機関と様々な民間企業との間で、相互支援及び協力を容易化することが目的である。知的財産権の侵害品を効果的に取り締まるために、税関局及び民間企業が追跡する手続が規定された。覚書実施後、タイ税関局は、職権で侵害品を差止めるようになった。

⁹⁷ <http://www.ops3.moc.go.th>

税関取締件数

過去5年間(2013年-2017年)、タイにおける模倣品の税関取締件数は、一年単位で、約700件から900件で安定している。参考として、下表を参照して欲しい。

年	件数
2013 (1 Oct 2012 - 30 Sep 2013)	769
2014 (1 Oct 2013 - 30 Sep 2014)	770
2015 (1 Oct 2014 - 30 Sep 2015)	847
2016 (1 Oct 2015 - 30 Sep 2016)	900
2017 (1 Oct 2016 - 30 Sep 2017)	770

税関職員が、タイに輸入される、又はタイから輸出される全てのコンテナを検査することは不可能である。大抵、税関職員はすべてのコンテナの約10-20%を検査する。税関は、(1)模倣品が通常輸出元の国々と、(2)法律を違反することが通常認識される種々の商品とを記録する内部データベースを有する。一般的に、税関職員は、内部データベースを検討した後、疑いのあるコンテナをランダムに検査する。さらに、税関職員は通常、疑いのある企業により輸入された商品も検査する。疑いのある企業の例は、様々な事業目的が登録されているが、低額な登記資本金額である企業である。さらに、最近、侵害者は貨物の検査又は留置を回避する方法を会得している。例えば、侵害者は真正品に侵害品を混在させることによって少量の模倣品を隠している。これにより、税関職員が侵害品を発見する機会を低くしている。

税関局により差止められた貨物数量

年	数量(個数)
2013 (1 Oct 2012 - 30 Sep 2013)	627,615
2014 (1 Oct 2013 - 30 Sep 2014)	263,760
2015 (1 Oct 2014 - 30 Sep 2015)	1,859,126
2016 (1 Oct 2015 - 30 Sep 2016)	1,532,924
2017 (1 Oct 2016 - 30 Sep 2017)	903,742

備考: 2014年は平均的な事件数であったけれども、税関によって差止められた貨物数量は劇的に減少した。事件数にあまり差異がない2013年及び2017年に差止められた模倣品の数量と比較して、2014年の数量は際立っている。

税関局によって差止められた貨物の金額

年	金額(バーツ)
2013 (1 Oct 2012 - 30 Sep 2013)	116,247,146

2014 (1 Oct 2013 - 30 Sep 2014)	74,757,165
2015 (1 Oct 2014 - 30 Sep 2015)	170,722,499
2016 (1 Oct 2015 - 30 Sep 2016)	117,624,493
2017 (1 Oct 2016 - 30 Sep 2017)	71,544,098

備考: 特定の年に税関によって差止められた模倣品の金額は、差止められた貨物の種類により変化している。

税関局によって差止められた対象商品

タイの税関局は、特許権を侵害する製品を除く商標権及び著作権を侵害する商品を差止める権限を有することに留意することは重要である。しかしながら、税関局は差止められた商品を分類していない。

6.2 タイにおける知的財産関連法規と税関

6.2.1 差止制度概要

6.2.1.1 国境措置の根拠法令

国境措置の根拠となる法令は、輸出入法(Export and Import of Goods Act) (No. 2) B.E. 2558 (西暦 2015 年)で改正された輸出入法 BE2522(西暦 1979 年)(以下、“輸出入法”という。)と、関税法(Customs Act) B.E. 2560 (西暦 2017 年)(以下、“関税法”という。)である。

各法の関連条文は以下の通りである。

輸出入法

第5条

経済の安定、公共の利益や健康、国家の機密、公共の秩序やその他国家の利益に必要である場合、商務省は、国会の承認を得て、以下の事案に関して官報で告示を設置する権限を有する。

- (1) 輸出入禁止貨物の特定;
- (2) 輸出入の前にライセンスを必要とする貨物の特定;

...

第1段落の規定は、本条に基づく告示の変更あるいは撤廃に準用する。

第5/1条

必要または妥当である場合、商務省は、国会の承認を得て、官報で公表された告示において、輸送貨物が第5条に基づく措置を遵守することを要求し、タイに存在する国際義務の遵守とともに、当該貨物を輸送する際の利便性を考慮に入れる。

第20条

第5条(1)に基づく禁制品または第7条第一段落に違反する貨物を輸出あるいは輸入する者は、10年を超えない懲役あるいはその輸出入品の価格の5倍に相当する額の罰金が科せられ、または併科され、さらに貨物やその貨物の輸送や運搬に使用されたコンテナや乗り物も押収される。

第20/1条

第5/1条に基づく禁制品あるいは第7/1条に違反する貨物として通知された貨物を輸送する者は、5年を超えない懲役あるいは輸送貨物の価格の2.5倍に相当する額の罰金が科せられ、または併科され、さらに、貨物やその貨物の輸送や運搬に使用されたコンテナや乗り物も押収される。第20条第2段落、同条第3段落、同条第4段落及び同条第5段落の条文に準用される。

第5/1条及び第20/1条第1段落に基づいて発せられた通知に違反する又は遵守しない者は、6月を超えない懲役あるいは10,000バーツを超えない罰金が科され、あるいは併科される。

関税法

第4条

“禁制品(Prohibited goods)”は、法により、タイに輸入し、タイから輸出し、タイで積み替え、またはタイを通過することを禁止されたものをいう。

“制限品目(Restricted goods)”は、法により、タイへの輸入、タイからの輸出、タイでの積み替え、またはタイの通過が認められ、あるいは法で規定された要件を満たすことが要求されたものをいう。

第244条

通関手続が行われ又は行われているかに関わらず、タイに貨物を輸入し、タイから外国に貨物を輸出し、あるいは、国境を越え又は詰め替えのためにタイに貨物を持ち込み、そして、当該貨物に関する制限事項又は禁止事項に従わない者は、10年未満の懲役あるいは500,000バーツ未満の罰金が科せられ、または併科される。この場合、裁判所はまた、当該行為を行った者に刑罰を科す判決が言い渡されたかに関わらず、当該貨物を没収することを命じる。

第1段落に基づく当該行為を行おうとする者は、同じ刑罰が科せられる。

第245条

第242条、第243条、または第244条に違反させ、違反するのを助け、または違反することを企てる者は、正犯として同じ刑罰が科せられる。

輸出入法及び関税法により、商標権又は著作権を侵害する商品を有する貨物の輸入又は輸出はタイにおいて禁止されており、そして、税関は通常、法律に違反する輸入業者又は輸出業者に対して措置を講じるために上記条文を用いる。犯罪が両法に違反すると考えられる場合、税関は刑罰がより重い規定を用いる。

6.2.1.2 税関差止の対象となる知的財産権及びその法的根拠

輸出入法第5条により発せられた輸出入品に関する商務省告示 B.E. 2530 (西暦1987年)(以下、“1987年告示”という。)で、No. 4は、“いかなる者も、No.5に基づいて他人が商標権の保護を請求する所有者の偽造物又は模倣物を輸入、あるいは当該偽造物又は当該模倣物を有する貨物を輸入できない。”と規定する。

輸出入法第5条により発せられた輸出入品に関する商務省告示(No. 94)B.E. 2536 (西暦1993年)(以下、“1993年告示 No. 94”という。)で、No. 3は、“録音テープ(音楽テープ)”, コンパクトテープ、ビデオテープ、コンピュータプログラム、書籍、又は他人の著作物から再製・修正された他の商品を、輸出又は輸入できない。”と規定する。

輸出入法第5/1条により発せられたタイを通過することが禁止された貨物に関する商務省告示 B.E. 2559 (西暦2016年)で、タイを通過することが禁止された商品は以下の者を含む。

1. 他人の商標を不正に複製した商標または模倣した商標を付した商品

2. オーディオテープ、オーディオコンパクトテープ、ビデオテープ、コンピュータプログラム、書籍、または、他人の著作物を再製・利用する他の商品

上記 3 つの告示に基づいて、税関差止の対象である知的財産は、不正に複製した商標又は模倣した商標を付した商品、そして著作権侵害品である。

6.2.1.3 税関差止対象の貨物種別

上述の輸出入法及び関税法の規定は、商標権及び著作権を侵害する商品を有する貨物の、輸入、輸出、通過を禁止する。

6.2.2 知的財産権の事前登録制度概要

6.2.2.1 事前登録制度の有無

上述した通り、法は、不正に複製し又は模倣した商標を付した商品及び著作権を侵害する海賊版の輸入、輸出、通過に対して保護を与える。しかしながら、事前登録制度は商標の保護のみに要求される。

商標

輸出入品に関する商務省告示 B.E. 2530 (西暦 1987 年)(以下、“1987 年告示”という。)の No. 5 は、商標権者が自己の商標の保護のための申請を知的財産局 (DIP: Department of Intellectual Property)に行わなければならない旨を規定する。この申請は、権限のある当局である知的財産局(DIP)の商標部に提出されなければならない。不正に複製し又は模倣した商標を付した商品の輸入又は輸出を禁止するために、商標登録官に商標権者の申請が通知される。すべての必要な情報及び書類を提出することによって商標登録官により登録が行われた後、商標登録官は更なる検査のために税関局に通知する。

1987 年告示の“商標”は、そのような申請が国内、国外のいずれで行われたかに関わらず、法の下、商標権者が複数種類の商品に対する登録を申請した商標をいい、商標登録官によって税関局に送られたリストに含まれる。

従って、上記告示に基づいて、商標権者はまず、知的財産局(DIP)に申請を行うことにより水際取締の権利を確立しなければならない。それによる保護は、商標登録を有し、かつ税関登録を申請する商標権者のみに限定されない。外国の商標登録の所有者もタイの税関登録を申請できる。

著作権

輸出入品に関する商務省告示(No. 94)B.E. 2536 (西暦 1993 年)、すなわち 1993 年告示 No. 94 で、商品が著作物の再製又は修正であると疑う理由がある場合、著作権者又はそのライセンシーは、当該商品が輸入業者又は輸出業者に解放される前に、商品の留置を税関職員に申請することができる。

著作権の事前登録制度は存在しない。疑いのある海賊版を発見したときは、著作権者は直接税関に申請することができる。

6.2.2.2 事前登録制度がある場合のその法的根拠、登録対象となる知的財産権の種類

上記 6.2.2.1 を参照。

6.2.3 税関における知的財産関連法規の問題点

新しい関税法が公布され、非常に古い 1926 年関税法と置き換えられた。この新しい 2017 年関税法は、模倣品及び海賊版の通過及び積み替えに対する罰則を含む。この新法は、商標権者又は著作権者が国境で自分の権利を保護するために非常に役立つ手段である。また、タイ税関は、輸入された模倣品又は海賊版を監視そして差止めることに関して非常に積極的である。タイにおける法律及び税関手続は、商標権者と著作権者にとって非常に効果的であると言える。

知的財産権に関して生じている問題は、税関が特許及び意匠に関する差止及び留置について関与しないということである。特許法によれば、特許権者の許可がない特許品及び登録意匠に係る物品の輸入は法律により禁止されている。税関は、上述した通り、関税法第 244 条に基づいて特許権及び意匠権を侵害する製品を検査又は留置する権限を有する。しかしながら、税関が、商標権者及び著作権者と同様に、特許権及び意匠権を侵害する製品を検査又は留置するための手続を規定する規定は存在しない。また、税関が、規範なく、特許品を検査することは現実的ではない。従って、税関はまだ、特許品及び登録意匠に係る物品に関する問題に関して積極的ではない。

6.3 タイ税関における運用実態

6.3.1 税関による権利侵害品の差止

2003 年覚書が調印された後、税関職員は、国境で模倣品に対して職権で措置を講じることができる。タイに入学、又はタイから出国する積荷の監視中に、疑いのある模倣品を発見した税関職員は、さらなる検証のために疑いのある模倣品を押さえることができる。税関職員の職権に加えて、1987 年告示は、No.5 において、税関職員が輸入業者又は輸出業者に商品を解放する前に、被害者は疑いのある模倣品を検査するために申立書を税関職員に提出することができる旨を規定する。しかしながら、実際には、被害者は、税関職員が効率的に疑義模倣品を含む輸入品又は輸出品を監視、停止、そして差止るために、特定の積荷の詳細すべてを提出する必要がある。このような情報は、輸入又は輸出参照番号、輸入又は輸出日、輸入業者名又は輸出業者名等である。

6.3.1.1 権利侵害疑義製品の発見から廃棄までのフロー

備考: 6.3.1.1 は職権行為にのみ適用される。

水際措置(BORDER MEASURES) 職権行為(Ex-officio ACTION)

国境で積荷を監視中に税関職員が疑義模倣品を発見した

税関職員は知的財産権者(又は代理人)に依頼状(request letter)を送り、知的財産権者に差止めた疑義模倣品を検査することを依頼する。しかしながら、依頼状は必須ではない。実際には、通常、税関職員から電話を受け、当該疑義模倣品を検査することを依頼される。

知的財産権者(又は代理人)が差止の知らせを受けた後、知的財産権者(又は代理人)は疑義模倣品を留置するために陳述書(statement)を送付する。

知的財産権者(又は代理人)は、TRIPS 協定第55条及び2003年覚書 No. 2により、差止された商品が真正品又は模倣品であるか税関職員と10日間以内に確認する。

商品が模倣品であると確認されると、当該商品は後日破棄するために差止められる。

商品が真正品であると確認されると、当該商品は輸入業者/輸出業者に解放される。

事件は税関局の法務局の判断に委ねられる。

事件が終結すると、商品は後日廃棄され、輸入業者/輸出業者には刑罰が科される。

6.3.1.2 権利侵害疑義製品発見の通知とこれに対する権利者側からの回答

備考: 6.3.1.2 は職権行為にのみ適用される。

1. 回答期限

形式的には、税関職員は依頼書(request letter)を知的財産権者(又はその代理人)に送り、知的財産権者に差止めた疑義模倣品を検査することを依頼する。しかしながら、この依頼状は必須ではない。実際には、通常、税関職員から電話を受け、当該疑義模倣品を検査することを依頼される。依頼状又は電話による通知を税関職員から受けた後、税関の通知に回答することが推奨され、知的財産権者又は法定代理人である代理人が 24 時間以内に差止められた疑義模倣品を検証する権限者であるか否かを報告する。期限に関する法令は存在しないけれども、税関職員との多くの正式会議で、税関職員は、期限は忠実に守られ、そしてまた民間企業の被害者が協力して要求を遵守することを要求した。

2. 回答期限の延長は可能か？

法令で規定されていないけれども、担当税関職員の裁量で臨機応変に延長可能である。

3. 代理人による回答は可能か？

可能である。法定代理人は委任状により通知に回答することができる。

4. 代理人が通知に回答できない場合、権利者自ら税関に赴く必要があるか否か？

上記 1 参照。

5. 権利者が通知に回答しない場合の不利益

知的財産権者が通知に回答しない場合、差止められた商品は輸入業者/輸出業者のもとに後日解放される。そして、担当税関職員は、知的財産権者がブランド保護に協力的でも関心もないと考え、将来知的財産権者の商標を付した疑義品を留置しないおそれがある。

6.3.1.3 権利者の義務 (担保の提供の要否、必要な場合その担保提供方法、担保金額等)

TRIPS 協定第 53 条及び 2003 年覚書 No. 2 は、“担保は疑義模倣品を留置するために提供されるべきである”旨を規定する。しかしながら、実際には、知的財産権者又はその代理人は担保を提供する必要はない。

6.3.1.4 税関の権限

6.3.1.4.1 知的財産権侵害品の捜査権限の内容

備考: 6.3.1.4.1 は職権行為のみに適用される。

1. 差止、押収は税関の権限で可能か？

可能である。2017 年関税法に基づいて、税関は国境で知的財産権侵害品を差止、押収できる。

2. 知的財産権侵害品を差止、押収するために、検察庁に事件を移送後、刑事訴訟を経る必要があるか？

輸入業者/輸出業者は税関職員により事件を解決したい場合、担当税関職員は 2017 年関税法に基づいて決定することができる。しかしながら、輸入業者/輸出業者は訴えに同意しない場合、さらなる検証のために事件は警察又は検察庁に送られる。その後、事件はさらに裁判に進む。

3. 訴訟費用の負担者は権利者か？

税関の事件は刑事事件である。別に民事事件を起こさなければ、権利者が訴訟費用を負担する必要はない。

4. 訴訟費用の負担以外にも権利者の義務として発生するものはあるか(出廷等)？

権利者(又は代理人)は、被害者又は証人として、押収された模倣品の検証又は権利者の製品の詳細又は価格について供述することを要求される可能性がある。

6.3.1.4.2 知的財産権侵害品であると判断された場合の税関または検察庁の措置内容等

商品は破棄され、そして、罰金又は懲役が輸入業者/輸出業者に科される。

6.3.1.5 税関の知的財産権侵害品にかかる取締に資する情報(真贋判定マニュアル、ホワイトリスト、ブラックリスト等)、その提供方法、提供先

このような情報は税関局の内部機密情報であると考えられるので、当該情報は一般に公開されていない。タイ税関局及び担当税関職員の裁量の範囲であるが、このような情報を請求できる。

6.3.1.6 知的財産権侵害品の差止事例

事件 1

実施日:	2015 年 2 月 25 日
輸入業者名:	KRAIKAN CO., Ltd.
輸入 no.:	A0250580202386
輸入元国:	バングラディッシュ
船舶名:	SINAR SUBANG
船荷証券:	SSLCGPATCB0124
押収品:	商標“ZARA”を付した 950 枚の T シャツ
他のブランド:	DICKIES 及び GUESS
状況:	終結。罰金 156,863 バーツが 2015 年 3 月 13 日に科された。

事件 2

輸入日:	2015 年 4 月 13 日
実施日:	2015 年 5 月 14 日
輸入 no.:	A022-0-5804-05842
船舶名:	WAN HAI 165
船荷証券 no.:	0245A07979
輸入元国:	中国
輸入業者名:	EXO TRADING Co., Ltd.
輸入業者住所:	144/56 Trok Sapanyaw, Nares Rd, Sipraya, Bangrak, Bangkok, Thailand 10500

押収品: 商標“ARMANI”を付した 5,300 枚の T シャツ
状況: 終結。罰金 425,646 バーツが 2015 年 6 月 19 日に科された。

事件 3

輸入日: 2016 年 9 月 27 日
輸入業者名: Somboonsub Intertrade Co., Ltd.
輸入 no.: A003-0-5910-09243
船舶名: HYUNDAI FUTURE
輸入元国: 中国
通関手続地: レムチャバン(Laemchabang)港
押収品: 商標“BABY MILO”と著作権を有するキャラクタを使用した 1,500 枚のブランケット
状況: 終結。罰金 72,615 バーツが本件の輸入業者に科された。

事件 4

輸入日: 2016 年 1 月 18 日
輸入業者名: IS China Trading Co., Ltd.
輸入業者住所: 525/97 Prachauthit Road, Trungku, Trungku, Bangkok
輸入 no.: A019-0-6001-06839
船舶名: SITC HEBEI
輸入元国: CHINA
通関手続地: バンコク税関港
押収品: 商標“BREMBO”を使用する、400 個のオートバイ用ブレーキポンプ、200 セットのオートバイ用ハンドブレーキ、及び、100 個のブレーキカバー
状況: 終結。罰金 49,648 バーツが 2017 年 1 月 26 日に科された。

6.3.2 知的財産権の事前登録

6.3.2.1 事前登録方法、登録先

商標権者はまず、1987 年告示に基づいて法律上の権利が認められ、商標登録官に申請することにより達成され得る。この申請は、所轄官庁である知的財産局(DIP)に提出されなければならない、そして、偽造商標を付した輸入品/輸出品を禁止するために、商標権者の申請は商標登録官に送付される。

6.3.2.2 事前登録のための必要書類

商標権者は、申請書とともに次の証拠書類を提出しなければならない。

1. 商標登録証の謄本又は商標登録公報の証明付き写し
2. 商標権者を代理する者に権限を与える場合、委任状の原本/証明付き写し
3. 商標権者が法人である場合、6 月以内に発行された法人の登記簿の謄本/証明付き写し
4. 保護申請により生じた損害の責任を負う商標権者からのレター (責任を負う旨の同意書(Letter of Consent to Bear Liability))
5. 商標権者の製品に使用された実際の商標ラベルのサンプル

商標権者がタイに住んでおらず、上記(2)、(3)及び(4)に挙げられた書類を外国で署名した場合、これらの書類は公証人により公証されなければならない。タイに住んでいないが保護を申請したい商標権者は登録官が連絡できる現地オフィスをタイに有さなければならない。

6.3.2.3 登録までに要する時間 (代理人に依頼する場合には代理人費用を含む)

税関登録の提出は、要求されるすべての書類が完成した日から1-2週間以内に行われなければならない。

税関局への提出のために税関登録申請を準備する代理人費用は、1商標につき約500米ドルである。同一商標権者でさらに2番目の申請は、各商標申請のために税関登録申請を準備する必要があるため、1商標申請につき減額した250米ドルである。当該費用には、雑費、コピー代、送料、7%消費税は含まれない。

6.3.2.4 登録の有効期間、更新時期、更新方法、更新費用

登録された税関登録は、商標が有効に登録されている限り存続する。現在のところ、更新方法は存在しない。

6.3.3 税関における運用実態の問題点

1. 日系企業にとっての問題点・留意点

税関の手續実施に関する日系企業特有の問題は存在しない。しかしながら、タイ税関登録は外国の登録商標が知的財産局(DIP)に登録され得る点に留意されるべきである。

2. 今後改善を求めていくべき点

実際には、税関職員がタイにおいて、特許又は意匠の模倣品を職権で差止める場合、知的財産権者に大きな利点になるであろう。

7. ベトナム

7.1 ベトナム税関の組織体制

7.1.1 ベトナム税関の業務内容及び組織体制

税関法第 12 条では、ベトナム税関は以下の権限を有する。

- ▶ 商品および輸送手段を検査・監視し、
- ▶ 国境を越える商品の密輸・不法運送を予防・防止し、
- ▶ 輸出入品に対する税務法を履行し、
- ▶ 輸出入品に関する統計を公表し、
- ▶ 輸出・輸入・出国・入国・通過の活動に対する税関の政策及び行政措置、並びに、輸出入品に対する税務政策を提案する。

ベトナム税関は、集約された統一された規定に基づいて行動する。特に、税関の長官は一様に、あらゆるレベルで税関当局の行動を管理し、当該行動に指示を行う。同時に、上位の税関当局は、その税関職員の管理を行う。

ベトナム税関の構成は、3 つのレベルに分割される。具体的には、(i)税関総局(General Department of Customs)、(ii)各省の税関局、(iii)税関局、税関管理チーム及びそれと同等のユニットである。首相決定 No. 65/2015/QĐ-TTg に基づいて、税関総局は財務大臣の管理下にある。税関総局は、唯一人の長官と、最大 4 人の副長官を有する。長官及び副長官は、財務大臣により任命・解任される。

ベトナムの税関職員総数に関する入手可能な公表された情報は存在しない。しかしながら、2015 年 4 月 17 日付けの政治局決議第 39 -NQ/TW 号に基づいて、ベトナム税関は現在、幹部、公務員、職員を改変し、再構築している。

ベトナム税関の現在の構成は次の表で示される。

税関長官 (General Director of Customs)

税関総局 (General Department of Customs) 総務部は管理機能を果たす

Department of Information Technology and Customs Statistics	Department of Import - export tax
The anti-smuggling investigation department	Offices
Department of Customs Supervision and Management	Department of International Cooperation
Department of Customs Inspection	Department of Legal Affairs
Department of Post-Customs clearance Inspection	Department of Inspection and examination
Department of Customs risk management	Department of Staff organization
Department of Finance - Administration	Modernization Committee

税関総局機構 (General Department of Custom's organizations)

The Customs newspaper	Vietnam customs school
The Customs research Institute	

税関局 (Customs Departments) (各省、各省管間、中央直轄都市)

The Customs Department of Hanoi	The Customs Department of Ha Nam Ninh	The Customs Department of Hai Phong
The Customs Department of Can Tho	The Customs Department of Binh Dinh	The Customs Department of Ca Man
The Customs Department of Cao Bang	The Customs Department of Dien Bien	The Customs Department of Gai lai - Kon Tum
The Customs Department of Dak Lak	The Customs Department of Da Nang	The Customs Department of Nghe An
The Customs Department of Dong Nai	The Customs Department of An Giang	The Customs Department of Quang Binh
The Customs Department of Ha Giang	The Customs Department of Ba Ria - Vung Tau	The Customs Department of Quong Nam
The Customs Department of Khanh Hoa	The Customs Department of Binh Duong	The Customs Department of Quong Ninh
The Customs Department of Bac Ninh	The Customs Department of Binh Phuoc	The Customs Department of Quong Ngai
The Customs Department of Long An	The Customs Department of Dong Thap	The Customs Department of Quong Tri
The Customs Department of Ho Chi Minh City	The Customs Department of Ha Tinh	The Customs Department of Tay Ninh
	The Customs Department of Kien Giang	The Customs Department of Thanh Hoa
	The Customs Department of Lang Son	The Customs Department of Thua Thien Hue
	The Customs Department of Lao Cai	

税関局、税関管理チーム、それと同等のユニット

7.1.2 税関取締実績の統計データ

過去 5 年間の取締件数、数量、金額価値、対象となった知的財産権(例えば著作権もしくは商標権)等

税関総局によれば、IPR Program Phase II 2012-2015 (以下、“プログラム”という。) が実施された 4 年間、8 つの他省庁とともに税関総局は、広範囲の知的財産権の違反行為を検査、調べ、取り扱った。

当該プログラムが実施された 4 年間、執行当局は、約 26,000 件の疑義のある知的財産権侵害及び模倣品を共同捜査した。これらの事件で、当局は 25,543 件の疑義のある侵害事件を公表し、合計で約 970 億ドンの罰金を侵害者に科した。当局はまた、383 件で 553 人の被告を刑事告訴し、その 55 件は公判に進んだ。

同時に、管轄官庁は、あらゆる種類の 980 トンの機能性食品、80,900 トンの化学肥料、45,678 個の化粧品箱、約 27,000 個の医薬品、523,000 箱のタバコ、160,559 枚の密輸 CD/VCD、10,000 本の外国産ワイン、及び、100 万個の電気電子製品・ハンドバック・靴・衣服・食品を、押収し、及び／又は、廃棄の命令を下し、あるいは、上記の品々から侵害品を除去した。

税関総局は、過去数年間に渡り、知的財産権侵害を理解させ、模倣品の流入を止めさせるために、特定の職員に対して多くの集中研修を行ったことを報告している。また、税関総局は報道機関と協同し、知的財産権の保護に関する広報プログラムを実施し、そして、国境でも偽造品の輸出入と戦っている。

さらに、税関総局は、世界税関機構、国際刑事警察機構そして多くの他の外国機関と協同し、実際の経験と解決策とを情報交換して共有している。実施中、ベトナム税関は、産業界における、知的財産権及び模倣品対策の有効性を向上しようとした。

結果として、ベトナム税関は、国境検問、監視そして没収に対する知的財産権者から多くの要求に応じ、また、タバコ、アルコール、化粧品、機能性食品、ファッショングッズ、コンピュータ部品等の知的財産権を侵害する大量の模倣品を扱った。例えば、有名な事件としては、ベトナム税関が様々な商標(例えば、Louis Vuitton、Ray Ban、Calvin Klein 等)を付したファッション製品の約 2,000 個の模倣品を差止め、総額 238 百万ドンの罰金を科し、そして、侵害者に 1,821 個以上の侵害製品から侵害部分を取り除かせた。他の事件では、侵害者が商標 Sony を付した模倣品を輸入し、ベトナム税関はこれを差止め、4,000 個の製品を破棄し、罰金 225 百万ドンを科した。

2017 年、ベトナム税関は医薬品に関するいくつかの密輸品事件を扱った。特に、ベトナム税関はベトナム市場に輸入された約 400 キロの違法薬物を発見した。実際、これらの薬物は、ベトナムを通過してカンボジアに輸送される。しかしながら、ベトナムとカンボジアとの間の国境で、積荷の薬物は実際、ベトナムに戻され、カンボジアには運ばれなかった。また、他の注目を集めた事件は、タンソンニャット国際空港で起き、そこでベトナム税関は 27.6 億ドン以上相当の密輸医薬品の積荷を差止めた。

全体的に見て、ベトナム税関によって扱われた多くの知的財産権事件は、商標権侵害及び密輸品に関する。

7.2 ベトナム税関における知的財産関連法規

7.2.1 差止制度概要

7.2.1.1 国境措置の根拠法令

現在、以下の法律文書がベトナムの国境措置に関する。

- ▶ TRIPS 協定;
- ▶ 2009 年に改正された 2005 年知的財産法 (以下、“知的財産法”という。)
- ▶ 2014 年 6 月 23 日付け税関法 No. 54/2014/QH-13 (以下、“税関法”という。)
- ▶ 税関手続、検査、監督及び管理手続に関する規定及びガイダンスを提供する、政令 No. 8/2015/ND-CP (以下、“政令 No. 8”という);
- ▶ 産業財産に関する行政義務違反に対する措置に関する、政令 No. 99/2013/ND-CP (以下、“政令 No. 99”という。)
- ▶ 知的財産権を侵害する輸出入品に対する税関の検査、監督、留置手続を規定した、通達 No. 13/2015/TT-BTC (以下、“通達 No. 13”という。)

基本的に、法的枠組みは、国際条約及び基準を守っている。

7.2.1.2 税関差止の対象となる知的財産権及びその法的根拠

法的に、税関による差止は、商標権、特許権、著作権を含むが、これらに限定されない、すべての種類の知的財産をカバーする。しかしながら、実際には、税関の監視はしばしば、商標権及び著作権の分野において最も効果的であることがわかる。

一般的に、ベトナム税関が、侵害疑義品を見るだけの税関輸入申告の 2、3 時間内で特許権侵害を判断するのは困難である。そのため、知的財産権者が税関に侵害疑義品の詳細な説明を提供することは、より効果的に特許権に関する税関差止を行わせるために不可欠である。このような情報に基づいて、税関当局は、侵害品をより早く認識できる。

7.2.1.3 税関差止対象の貨物種別 (輸出、輸入、通過)

ベトナム法に基づいて、輸入貨物及び輸出貨物は、税関による差止の対象である。そして法律に従い、輸出入品が侵害を構成する。税関差止の後、実際には、税関当局は侵害品を輸入する輸入業者に刑罰を科す。

しかしながら、最近、幾つかの税関当局において、当該当局は輸出品が知的財産権侵害を構成しないと考えていることを示した。当該当局によれば、輸出品は知的財産法第 124 条の知的財産権の主題を侵害しない。従って、当該当局は、現在外国向け貨物を監視しているが、輸出貨物の知的財産権侵害を追求しなくなる。

この点はいくつかの当局間でのトレンドであるが、他の所轄官庁は別に自己の見解に基づいて問題を調査する機会がある。特に、税関は輸出品に対して制裁措置を取らないけれども、外国向け疑義貨物を我々にしばしば知らせてくる。従って、税関登録は差止に有効である。その証拠に、権利者は侵害品の製造業者に対して措置を取ることができる。

税関差止は、次の物品には適用されない。

- ▶ 人道的救済品
- ▶ 所持品

- ▶ 特権及び免除を受けた商品
- ▶ 免税範囲の手荷物、寄付及びお土産
- ▶ 通過貨物

7.2.2 知的財産権の事前登録制度の概要

7.2.2.1 事前登録制度の有無

ベトナムには、整備された事前登録制度が存在する。原則として、知的財産権者は(商標権、意匠権を含む)自己の知的財産権を税関に登録できる。知的財産の弁護士はしばしば、この手続を“税関登録(Customs recordal)”と呼ぶ。

登録に基づいて、税関は登録された知的財産の主題を侵害する商品を監視し、疑いのある積荷を検査に来るように、知的財産権者又はその法定代理人に知らせる。

7.2.2.2 事前登録制度がある場合のその法的根拠、登録対象となる知財権の種類

ベトナムは、事前登録制度を使用する体制を備える。特に、税関法第 74 条 1 項及び通達 No.13 の第 6 条は、知的財産権者が税関総局の税関管理・取締局に税関登録の申請を行うことを認めている。

原則としては、すべての種類の知的財産が税関登録可能である。しかしながら、原理上、知的財産権者はしばしば、自己の商標権の税関登録を要求する。また、化合物特許を有する製薬会社はその特許の登録を要求している。

7.2.3 税関における知的財産関連法規の問題点

1. 知的財産関連法規及び税関登録に関する問題点・留意点

一般的に、国境での知的財産保護に関するベトナムの法的枠組みは比較的、国際的基準に合致している。しかしながら、未だに、水際措置の実効性を高めるために取り組まなければならない多くの欠点が存在する。これらの欠点は以下の通りである。

- 税関差止のために繰り返される書類の提出: 通達 No. 13 の第 9 条によれば、特定の積荷の税関差止を求めするためには、権利者が税関当局に所定の書類を提出しなければならない。当該書類は基本的に、問題の知的財産の主題の登録証、権限を与えられた輸入業者／輸出業者のリスト、及び侵害品と真正品との識別方法に関するガイドラインを含む、税関登録の必要書類と同じである。

実際、通達 No. 13 の上記規定は、税関法 76 条 1 項に規定された要件を超えている。税関法は単に担保により保証される税関差止の申請を要求し、通達で記載された追加書類を要求していない。税関法と通達との間のこのような不一致は、侵害疑義貨物を取り扱う税関当局に混乱を生じさせる。実際、いくつかの税関当局しか、この点に関して税関法を遵守していない。従って、権利者の書類の負担はある程度緩和されている。

- 税関差止の申請を提出する権利者にとって短いタイムフレーム: 法は税関差止のために重畳する書類一式を要求するけれども、権利者が当該書類を集め提出するのに短いタイムフレームを法は規定する。特に、権利者は、通知を受けた日からたった 3 営業日以内に、差止を行うために必要書類を収集しなければならない。

通常、営業日は平日である。しかしながら、幾つかの税関当局は、ベトナム税関が土曜日も稼働しなければならないので、土曜日を営業日として計算する。従って、幾つかの事件では、タイムフレームが短縮されている。

- **輸出品に関する税関の権限:** 知的財産法及び税関法は、知的財産権に関して輸入品及び輸出品を管理及び監督する権限を税関に与えている。すなわち、これらの法律は、知的財産権に関連する輸入品及び輸出品の水際取締は税関の権限下にあることを規定する。しかしながら、これらの法律は、輸出に関する知的財産権侵害に対する制裁措置を取る権利を当該当局に与えていない。

さらに、知的財産法では、輸出が知的財産権の主題の合法的使用に挙げられていない。従って、許可を受けていない商品の輸出は違法な使用を構成せず、侵害を構成しない可能性がある。

税関は未だ外国向けの積荷を監視しているが、税関が現在の法的手段では輸出侵害品を取り扱うことが困難になる。

- **通過貨物に関する知的財産法及び税関法との間の対立:** 税関法は、税関当局が知的財産に関する通過貨物を監視し差止めることを認めていない。すなわち、通過貨物に対して、貨物が知的財産権を侵害している疑いがある場合でも、税関当局は当該貨物を差止めない。

一方、知的財産権が侵害されている場合の行政的救済を規定する政令 No. 99 は、通過貨物に対する制裁を規定する。明らかに、当該規定は、税関法と衝突する。原則として、政府により公布された法律は、政令として下位の規定より優先される。従って、税関当局はこの点に関して税関法に従うと思われる。

- **自動貨物通関情報システム (VNACCS :Vietnam Automated Cargo Clearance System):** 日本政府によって資金提供された自動貨物通関情報システムは、ベトナムの税関手続に顕著な改善をもたらしている。自動貨物通関情報システムは飛躍的に、通関手続の時間を短縮化し、そしてベトナムにおける輸出入活動を促進させた。しかしながら、知的財産に関して、当該システムは、知的財産権侵害品、特に商標権侵害品を監視・停止する税関に関する問題を引き起こしている。現在、法律は、輸入業者／輸出業者に自己の積荷の商標を示すことを要求していない。積荷の商標に関する情報がない場合、当該システムは知的財産を侵害する積荷を通過させる可能性がある。従って、将来、ベトナムは、自動貨物通関情報システムの最もうまく活用させるだけでなく、商標権侵害品を効率的に取り締るために、輸入業者／輸出業者に積荷の商標を示す要求項目を導入することを検討すべきである。

他の関連する注意点: 税関差止に関して、税関法と知的財産法(並びに TRIPS 協定)との間にはまだギャップがある。税関法及び通達 No. 13 は、税関差止の時間を、通知日から数えて 10 営業日であると規定している。これに対して、上述した通り、知的財産法(並びに TRIPS 協定)では、知的財産権者が通知を受けた日後 10 日間であると規定している。通知が郵便で送られた場合、通知の配達には 1 週間程度かかるので、實際上、税関差止の時間を数日分短縮される。

税関差止の担保に関して、原則として、権利者は問題となる商品の価格の 20%を支払う必要があるだけである。しかしながら、実際には、疑義品がしばしば、他の商品と一緒にコンテナに積み込まれている。従って、幾つかの事件では、税関当局は、コンテナの商品全体の価格の 20% 相当の担保を要求している。このような要求は、権利者が預ける金額をかなり増加させる。

2. 税関に対する改善求めていくべき点

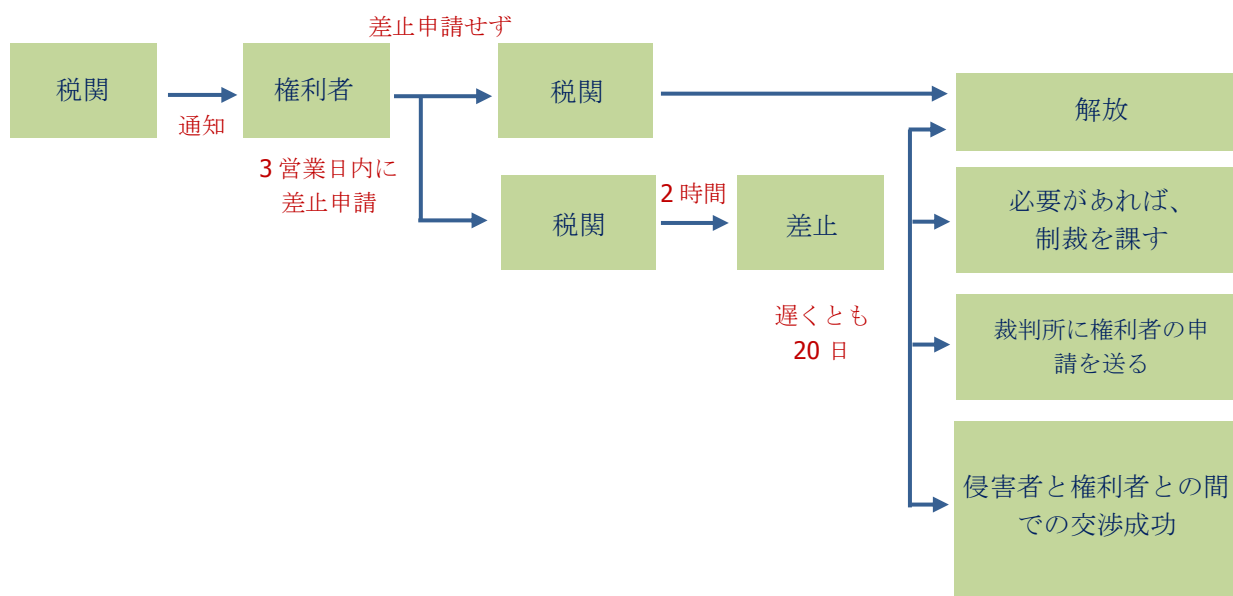
将来、税関は、関連するタイムフレーム、通過貨物の取り扱い、そして輸出に関して、税関法と知的財産法との間のギャップを埋めるべきである。また、税関は、自動貨物通関情報システムの実効性を高

めるとともに、商標を示す要求を表明すべきである。また、潜在的な法的手段は、税関登録及び税関差止に必要な書類、そして担保証券を明らかにすべきである。一般的な注釈として、ベトナムの法律は、TRIPS 協定と合致する国内法に統一して、水際措置の現在の落とし穴を修復するように、改正すべきである。さらに、ベトナム税関は、知的財産権侵害品の拡散をより取締強化するように、他国の税関当局と緊密に協力及び調整できるようにすべきである。

7.3 ベトナム税関における運用実態

7.3.1 税関による権利侵害品の差止

7.3.1.1 権利侵害疑義製品の発見から廃棄までのフロー



7.3.1.2 権利侵害疑義製品発見の通知とこれに対する権利者側からの回答

回答期限

侵害疑義品を発見すると、税関は商品の通関手続を停止し、知的財産権者又はその権限を委任された知的財産代理人に通知する。通達 No. 13 によれば、この通知には、税関が強制措置を取ることに要否に関してより正確かつ多くの情報に基づく判断を権利者が行えるために、(もしあれば)問題の商品の写真を含む。

税関法第 76 条 1 項(b)に基づいて、権利者が差止を求める場合、権利者は税関の通知を受けた日から 3 営業日以内に税関に申請を行わなければならない。しかしながら、通達 No. 13 によって概説された通知の書式によれば、税関はしばしば、権利者からの回答に対して、通知日から 3 営業日の期限を設定する。

知的財産法第 219 条に基づいて、知的財産権者が 3 日間以内に差止申請を提出しない場合、税関は積荷を解放する。

税関法は、通知送付後、税関の追跡行動に対する最終タイムフレームを規定していない。この落とし穴は手続の透明性に関する問題を引き起こす。しかしながら、本制度は現在、税関が商品を公的に差止又は解放するか否かを判断するために通知日から 5 営業日の期間を指定する通達 No. 13 により、変更された。知的財産

権者が税関差止を求める場合、税関に権利者の申請が受理されると、税関は申請書を受理した時から 2 時間以内に公的な商品の差止又は通関手続に関する判断を行わなければならない。

回答期限の延長

現行法は、権利者が回答期限の延長を請求できるか否かについて触れていない。従って、原理的には、権利者は回答期限の延長を請求できる。しかしながら、我々の知見によれば、税関当局は、権利者の回答期限の延長を認めない。従って、権利者は、要求されるように、通知から 3 営業日以内に回答を提出すべきである。

上述した通り、通達 No. 13 は、税関に、通知の送付後、次のステップについて判断するために 5 日間を与えている。従って、実際には、申請が 5 日間以内であれば、いくつかの税関当局は権利者からの遅れた申請を受理している。

代理人による回答

通達 No. 13 に基づいて、(知的財産代理人等の)権利者が権限を与えた者は、権利者を代理して税関の通知に回答することができる。

通常は、侵害疑義品が特定されると、税関は権利者の代わりに権利者の代理人に通知する。ほとんどの場合、当該代理人は権利者を代理して税関登録を行った者である。

実際には、税関は通常、権利者からの委任を証明するために、公証及び認証された委任状を提出することを代理人に要求する。

通知に回答しない場合

知的財産法第 219 条に基づいて、回答しない場合、問題の商品が税関により模倣品であると確認されない限り、税関は疑いのある積荷を解放する。多くの場合、送品が模倣品であるか否か特定するために、税関は権利者からの検証を要求する。従って、回答も権利者からの検証もない場合、事実上、税関は商品を解放する。

しかしながら、通達 No. 13 の第 13 条に基づいて、権利者が回答しない場合でも、模倣品という観点から、税関は税関自身で検証手続を行うことができる。税関は、事件手続を進めるために、税関の検査及び所見を基準として、(品質関連の模倣品等を含む)模倣品に関する現行法に適用する。

7.3.1.3 権利者の義務

権利者は、差止を求める場合、担保を提供しなければならない。税関法 74 条 3 項に基づいて、権利者は、商品の申告価格の 20%の相当の担保又は銀行保証、あるいは総額を判断できなければ少なくとも 20 百万ドン(約 880 米ドル)を預けなければならない。実際には、税関は通常、税関申告書で輸入業者／輸出業者により申告された価格に基づいて担保を算出する。我々の知っている限りでは、商品価格が決定できない場合はなかった。

現在、銀行保証は、多くの税関当局にとってかなり珍しいものである。我々は、差止のために担保として銀行保証を受領した事件を把握していない。

商品が不当に留置された場合、担保／銀行保証は商品の所有者に賠償するものである。疑義品が模倣品及び／又は侵害品であると判明した場合、税関は担保を返却する。実際には、この目的のために、権利者は以下のものを証明する関連証拠を税関に申請しなければならない。

- ▶ 積荷が正しく留置されていること
- ▶ 権利者が商品所有者を補償する義務がないこと

7.3.1.4 税関の権限

7.3.1.4.1 知的財産権侵害品の捜査権限の内容

税関の職権行為

事前登録が行われていない場合、税関は疑義侵害品の一応の証拠を獲得すると、今までも自発的に行うことができた。しかしながら、税関法の第 76.2 条によって、職権行為の後、税関は通常、担保と共に差止の申請を提出することを知的財産権者に要求するであろう。通達 No.13 の第 13 条及び第 14.2(B)に従って、積荷が模倣品又は海賊版であると疑われる場合、税関は権利者から申請も担保も要求しなくともよい。当局は通常、権利者による問題の商品の検査を必要とする。税関が権利者が特定できず、権利者に連絡を取れない場合、税関は自身で検査を行うことができる。

刑事訴訟

税関は、刑事訴訟に係属しない場合でも、知的財産権を侵害する積荷を差止/押収する職権を有する。すなわち、刑事訴訟は税関によって差止の前提条件ではない。

ベトナムの現行刑法では、知的財産に関して、模倣品(例えば、商標、地理的表示)と海賊版のみが刑事訴訟の対象である。税関は、事件を刑事告訴し、警察及び/又は検察庁に事件を送る権利を有する。

訴訟費用

刑事訴訟において、一般的に、権利者は訴訟費用を支払う義務はない。むしろ、犯罪者等に裁判費用が負わされる。

刑事事件の期間、権利者は模倣品の結果として損害賠償金を請求する権利を有する。この目的のために、権利者は実際の損害額を立証しなければならない。

多くの事件では、権利者は出廷する義務はない。しかしながら、権利者が損害賠償を請求する場合、出廷により損害賠償請求の意見を示すことができることを考慮すべきである。

税関による差止の後、事件を扱う税関当局に要求する代わりに、権利者は紛争解決する民事裁判を選ぶことができる。訴訟を開始するために、権利者は、判決 No. 326/2016/UBTVQH14 で示された要件に従って、裁判費用を預けなければならない。権利者が訴訟に勝訴した場合、裁判所は権利者に預け金を戻し、敗訴者に裁判費用を支払うことを命令する。

7.3.1.4.2 知的財産権侵害品であると判断された場合の税関または検察庁の措置内容等

手続又は救済は、事件の強制措置により変化する。権利者は税関に侵害品を行政による制裁措置を取ることを要求する場合、税関は政令 No. 99 により次の救済措置を与える。

- 最大 500 百万ドン(約 22,800 米ドル)の罰金
- 知的財産権侵害品の押収
- 最大 3 ヶ月間の企業活動の停止

- 知的財産権侵害品の強制破壊、あるいは、非営利目的の当該侵害品の販売又は使用

刑事訴訟の場合、(著作権侵害罪に関する)刑法第 225 条及び(知的財産の模倣罪に関する)刑法第 226 条に基づいて、裁判所は各犯罪者に次の刑罰を命令することができる。

- 最大 3 年の懲役
- 最大 200 百万ドン(8,800 米ドル)の罰金
- 最大 5 年間の特定職位からの追放

以下の刑罰は法人(会社)に適用される。

- 最大 50 億ドン(219,300 米ドル)の罰金
- 最大 2 年間の企業活動の停止
- 最大 3 年間の、特定事業分野における営業からの追放、あるいは、資金動員 (capital mobilization)からの追放調達

民事訴訟では、次の救済が適用される。

- 侵害行為の強制停止
- 公の謝罪及び訂正
- 民事上の義務の強制遂行
- 損害額の強制支払い
- 強制破壊; 商品、原材料及び他の材料、あるいは、強制破壊、販売、使用が権利者の権利に影響しない場合、知的財産権を侵害する商品の製造・取引に主に使用された設備の非営利目的の販売又は使用

7.3.1.5 税関の知財権侵害品にかかる取締に資する情報(真贋判定マニュアル、ホワイトリスト、ブラックリスト等)、その提供方法、提供先

今までのところ、税関の差止事件に関する情報は公表されていない。

我々が把握している限りでは、ホワイトリスト及び/ブラックリストは税関局内部のみで回覧されている。ベトナムでは、輸入品/輸出品は、貿易業者(輸入業者/輸出業者)のリスクレベルによって、3 つの分類—グリーン、イエロー及びレッド—に分けられる。

各ゾーンにおける貿易業者は、以下のように取り扱われる。

- ▶ レッドゾーン: 税関法に違反した記録又は違反するおそれがある貿易業者が現地での現物検査対象である。
- ▶ イエローゾーン: イエローゾーンの貿易業者は書類検査の対象である。
- ▶ グリーンゾーン: グリーンゾーンはホワイトリストを考慮したもので、当該ゾーンの貿易業者は検査の対象ではない。

真贋判定マニュアルに関して、そのような情報は知的財産権の税関登録として存在しない。また、情報は、ベトナムのすべての税関局に配布されている。真正品と模倣品との間の相違に関する情報は、税関職員に対する研修で示され得る。権利者は、より有効性の高い税関の監視にするために、模倣品及び模倣品の部品を優先させ、侵害品について税関の認識を高めると同時に、税関職員に対して研修を開催し、あるいは、参加者自身によって企画されたセミナーに参加することができる。

我々はしばしば、研修の開催／研修への出席に多くのクライアントをアシストする。研修において、我々は、クライアントを代理して、真正品と模倣品との間の差異について税関職員に資料を準備・配布する。

7.3.1.6 知的財産権侵害品の差止事例

事例 1: 税関登録によって阻止された修復品

2017 年 6 月初旬、税関は、会社の商標を付した 1,000 個の新品のハードディスクを含む疑いのある輸入貨物についてブランド所有者に連絡した。当該ハードディスクは一個につきたったの 3 米ドルで販売され、当該ハードディスクは真正品ではない旨が示された。また、商品はベトナムのその会社の正規代理店によって輸入されたものではなかった。このような不審情報を考慮し、ブランド所有者の委任代理人である Tilleke & Gibbins は、さらなる検証のために積荷の差止を請求した。積荷から抜き取られたいくつかのサンプルハードディスクの検証後、ブランド所有者は、すべてのハードディスクが使用済み／修復済みであったことが分かった。

ハードディスクの部品の一部及び／又はすべてが真正品であり、実際にブランド所有者あるいはその許可の下で製造されていたことが分かった。しかしながら、産業財産の分野における違反者に対する制裁措置に関する科学技術省の通達 No. 11/2015/TT-BKHCN の第 20 条により、保護される商標を付した使用済み、修理済み、又は修復済みの商品は、商品の出所又は製造者を消費者に誤認させる場合、商標権侵害としてみなされる。従って、税関は、商標権侵害品を輸入した輸入業者に対して罰金 78 百万ドン(約 3,500 米ドル)を科した。

また、税関は、(i)侵害部分を商品から取り除くことができない、又は(ii)取り除いても更なる侵害を完全に防止することができないので、当該商標を付した 1,000 個すべてのハードディスクを廃棄することに決定した。

事例 2: 仮処分後、真正品が解放された

2016 年 9 月、ハイフォン港(Hai Phong Port)のゾーン 3 の税関局は、我々に、クライアントの製品に関して通過中の疑義積荷について知らせてきた。我々のクライアントは、通知日から 3 営業日以内に積荷を差止することを決定した。

差止請求にもとづいて、税関は 10 日間積荷を差止める決定をした。その後、我々はクライアントの検証のためにサンプルを抜き取るために税関に直接赴いた。

クライアントが商品の出所を確認した後、我々は、補償金がない旨の誓約書を考慮して、10 営業日の期限前に積荷の解放のために商品所有者との和解契約に署名した。最終的に、問題の積荷は、クライアントによって了承されたように、商品の所有者から補償金の請求なく解放された。

7.3.2 知的財産権の事前登録

7.3.2.1 事前登録方法、登録先

国境での侵害している積荷を阻止するため、ベトナムの法律は、税関に登録制度を提供している。この方法は、“税関登録(Customs recordal)”と呼ばれている。税関登録のおかげで、税関は権利者の知的財産権を税関のデータベースに加え、従って税関職員が知的財産権者の製品の侵害品を容易に識別することができる。

理論的には、商標権、地理的表示、特許権、意匠権、著作権、及びこれらに関連する権利を含むすべての知的財産権がベトナムの税関当局で登録され得る。しかしながら、実際には、税関は主に本システムに商標を登録する。

税関登録の要件の一つは、登録された知的財産の主題がベトナムで保護されなければならないということである。保護は、知的財産登録機関(国家知的財産庁(National Office of Intellectual Property)又はマドリッド議定書を介した世界知的所有権機関(WIPO)等)での登録という形をとる。商号又は著作権等の知的財産権の主題は、登録なしで保護され、また税関登録の対象となる。しかしながら、権利者は保護される権利を示すために十分な証拠を集めなければならない

7.3.2.2 登録のために必要書類

ベトナム国境を超える侵害品の流れを監視するために、知的財産権利者は関税管理監督局 (Department of Customs Control and Supervision) に申請を行うことによって税関登録を行わなければならない。

次の書類は、必須であり、登録申請に添付しなければならない。

- 申請者の権利を証明する書類(登録証の証明付き写し又は他の適切な書類)
- 権限の与えられた輸入業者／輸出業者のリスト;真正品の輸入方法／輸出方法;真正品と侵害品との識別方法に関する記述;真正品の出所及び真正品の写真に関する書類を含む、商品の登録に関連する書類
- 認証及び公証された委任状 (国内知的財産代理人により申請された場合)

申請者は(あれば)次の付属書類を提出すべきである。

- 輸入及び輸出の予定時刻・場所
- 侵害品に関する鑑定
- 知的財産権者の権利に関する侵害の類似事件における執行機関による制裁措置

7.3.2.3 登録までに要する時間・費用(代理人に依頼する場合には代理人費用)

実際には、税関登録の申請の受領から 20 日以内に、関税管理監督局は権利者に(通常代理人を介して)、申請を受理又は却下するのか通知される。

税関登録とは別に、権利者は、税関監視のより高い実効性を導く、侵害品に対する税関の認識を高めるための参加者自身により企画されたセミナーの参加者又は税関職員に対して、研修を開催すべきである。

7.3.2.4 登録できた場合の登録の有効期間、更新が必要な場合の更新時期、更新方法、更新費用

登録の有効期間は、税関局による承諾通知(acceptance notice)の日から 2 年である。当該期間は、申請によりさらに 2 年延長可能である。

延長期間が満了した後、知的財産権者は再度税関登録を更新することはできない。知的財産権者が税関登録を継続したい場合、知的財産権者は新規の申請を行わなければならない。

税関法に基づいて、登録期間は、知的財産権の有効期間を超えない。有効期間が税関登録の期間(例えば、2 年)内に満了した場合、税関登録は知的財産権が失効する日まで有効である。その時は、知的財産権が自己の商品の税関登録を継続したい場合、知的財産権は国家知的財産庁又は世界知的所有権機関に最初に自己の知的財産権の更新手続を進めなければならない。税関が更新登録の認証付き写しを受け取ると、税関は大抵、税関登録の更新を許可する。いくつかの場合、我々が税関登録の満了日から 1、2 週間以内に上記の認証付き写しを提出できる場合、税関登録を更新することを許可する

現在、税関登録又は更新の公的手数料は存在しない。

7.3.3 税関における運用実態の問題点

1. 日系企業にとっての問題点・留意点

一般的に、税関で差別はなく、日系企業及び国内企業は税関では等しく扱われる。少なくとも外国製品が国内市場に入った場合、輸入品及び国内製造品は等しく取り扱われる。この点は、外国企業と国内企業のサービス、外国企業と国内企業の商標・著作権・特許に適用される。

現在、税関法は、税関登録及び税関差止手続に対して包括的な条項を有する。関税管理監督局の評価によれば、税関法は輸出活動及び多くの税関作業に関して好影響を与えている。税関法及びその実施を詳述する他の書類は、企業の輸出活動及び税関活動全体、特に税関作業に関して、広範囲かつ重大な影響を与えている。

従って、税関登録方法及び税関差止方法は、税関当局に提出され提供される書類から通関手続に要する時間まで、より簡素化している。現在の通関作業は、リスクマネージメントの行動規範に影響し、税関の全体検査及び監督作業に適用される。通関管理に関する要求を保証するためにして通関後の監査が強化された。

また、税関法は、密輸防止作業の効率化を促進かつ向上させると同時に、国境を超えて移動する違法な通過品を防止する状況を作り出し、国家主権及び安全を守ることに寄与している。

しかしながら、税関書類に関する問題が未だに存在し、そして、知的財産の水際措置規定の実施は様々な税関ユニットを繋ぐことについて成功していない。また、事業拠点毎で一定しない結果等をチェックするための設備を整備するのは困難である。特に、幾つかの大きな問題は次の通りである。

a. 製品輸出の監視

知的財産法及び税関法は、知的財産の観点から輸入及び輸出に両方の規制を提供している。これらの規制の具体策は、政令 No. 08 及び通達 No. 13 に包括的に規定されている。税関は、知的財産権侵害に対して政令 No. 99 に記載されているように制裁措置を取る。しかしながら、政令 No. 99 のみは、輸入行為が他人の知的財産権を侵害する場合、輸入行為に関する制裁措置を提供する。侵害品の輸出行為は当該政令では制裁措置を取ることに必要ない。従って、権利者により、知的財産の観点から輸出品を規制及び監督する税関の目的に関して、問題が引き起こされる。

侵害品の輸入に対する救済不足は、輸出がベトナムにおける知的財産の主題の合法的使用を構成しないということになる。従って、立法者は、今のところ、侵害品の輸出に影響を及ぼす刑罰を導入しなかった。さらに、政策の観点から、立法者は、輸出品がベトナム市場に流入しないので、一般購買者の権利又は権利者の知的財産権に害を引き起こさないと考えているかもしれない。従って、原則に従って、侵害品の輸出に対する制裁措置を含まないことは、ある程度立法者には理にかなっているようにみえる。

さらに、ベトナム国境で輸出要商品を規制する手続を適用することを決定すると、侵害品の輸出行為に対して制裁措置を与えることなく侵害品に関する通関手続を監督し停止する所定の税関職員の権利は、知的財産の所有者に重大なリスク及び問題を引き起こす。ベトナムの法令のこの不一致は、知的財産権侵害に対する法的措置を取る際に知的財産権者に時間及び費用を費やすだけでなく、知的財産権者が侵害者に対して法的措置を取り損ない、通関手続の一時差止から受ける全ての費用を侵害者に補償しなければならないというおそれがある。

b. 通関手続の差止継続の期限

知的財産権者は、例え明確な侵害の証拠を持っていたとしても、検査を継続し、通関手続の差止期間中(20 営業日以内)、ベトナムの法令で侵害品を製造及び／又は通過及び／又は保管する侵害者を処遇するために、税関職員が管轄権を有する知的財産権執行機関に事件を送らない場合、侵害者に対して法的措置を取らないおそれがある。この場合、ベトナムの管轄権のある知的財産権執行機関の一つが、税関が侵害品に一時差止を行った後、さらに検査のために事件を受理しないと、侵害者に対する補償として、知的財産権者は通関手続の一時差止から生じる費用すべてを負担しなければならない可能性がある。また、知的財産権執行機関が侵害者の侵害品を製造及び／又は通過及び／又は保管する証拠を得ることができない場合、知的財産権者は通関手続の一時差止による費用すべてを侵害者に補償しなければならない可能性がある。

また、実際には、最大 20 営業日以内で、知的財産権者が、申立書を作成し管轄裁判所に当該申立書を提出し、同時に、税関による侵害品の一時差止を継続させるために、事件の受理の決定と暫定的緊急措置の申請の決定の両方を発することを裁判所に承認させることは困難である。

c. 職権行為に関する税関の権限

様々な条件が、一般的な法律の効果的な執行、知的財産権の保護、そして特に知的財産権の行使を可能にするために要求される。これらの条件の中で、十分かつ矛盾のない法制度は、最重要な手段と考えられる。従って、上記障害は、将来ベトナムの知的財産権の行使の実効性を強化するために十分に対処されるべきである。

水際措置を促進することに関する他の課題は、税関法及び知的財産法の幾つかの落とし穴と、水際措置に関連する知的財産法に明確ではない規定が存在することである。知的財産法によれば、税関当局は、例え知的財産権者の申請がなくとも、税関当局が侵害品を発見した場合、模倣品／侵害品の取り扱いのために、自分自身の裁量で、警告、罰金、人・侵害品・物的証拠の一時的な勾留等の行政措置と予防措置を講じるか否か決定できる。しかしながら、税関当局の結論が好ましくない場合、これらの措置に関する基準、あるいは、補償に関する責任を定める規定が明らかにされていない。さらに、税関法はこれらの問題についての基準を提供していない。

実際、いずれの日用品又はブランド品も、ベトナムにおける販売の申出を行う、あるいは外国に輸出されるための準備が行われるために製造又は加工されるので、法的根拠が不足する、あるいは根拠を支えられないこれらの観点から、組立用、加工用、パッケージング用そして輸送用の材料を調達して、ベトナムの外に日用品又はブランド品を輸出する等の複数のプロセスに適用した場合に耐えられるものでなければならない。従って、侵害品の製造、加工、パッケージング、取り付け、輸送又は引き渡しの行為は典型的な知的財産権侵害行為と同じように知的財産権侵害を構成するという意見を税関当局が主張し続けた場合、税関当局の意見は無効になるであろう。

d. 通過中の侵害品はもはや通関差止の対象ではない

通過中の商品が税関差止申請の対象であるか否かは、上述の通り、税関当局、知的財産権者、そして税関申告者間での争点となっているトピックである。知的財産権者又は知的財産弁護士は、知的財産法が行政的、民事的又は刑事的救済の責任から通過中の商品を除外したと主張する。実際、政令 No. 99 により、税関が通過中の商品に対して差止、制裁措置を科すことができる。さらに、彼らは、2001 年税関法の第 57 条に基づいて、知的財産権の侵害品を差止のための一般的ルールに記載された制限も例外も存在しない旨、主張した。

しかしながら、2006年1月1日、2005年改正税関法の施行日から、とりわけ、通過中の知的財産権侵害品はもはや差止手続の対象ではない。他の拡張した例外とともにこの新しい変更はまた、2015年1月1日施行の2014年の税関法で明らかにされている。本税関法の第73条(3)は、“本法に規定する知的財産権侵害の疑いがある輸出入品に対する税関手続の一時停止に関する規定は、人道援助品、所持品、優遇政策や免除の対象品、免税対象の手荷物・ギフト・贈物、そして通過品に適用されない”旨規定する。

通過品を除く、ベトナムの知的財産権水際措置規定は、パリ予約及び TRIPS 協定に基づいている。パリ条約第9条(4)は、“当局は、通過の場合には、差押えを行うことを要しない”と規定し、一方、TRIPS 協定第54条によれば、税関当局による差止された積荷の解放の停止範囲は、通過品に及ばない。そして、TRIPS 協定は、権利者によって若しくはその承諾を得て他の国の市場に提供された物品の輸入又は通過中の物品については、この手続を適用する義務は生じないと了解すると認めている。さらに、世界的所有権機関は、通過中の模倣品の分野における重要な実務的問題は、当該模倣品が他国に向けられているので、その国に流入する商品は税関取締の対象ではないということであると述べている。税関取締の外になると、当該商品は流通し、それにより税関の責務だけでなく、模倣品、麻薬取引、武器の密輸等を防止するための税関検査をかくぐるおそれがある。

2. 今後改善を求めていくべき点等

- a. 税関は知的財産を侵害する輸出品(例えば、他国向けの知的財産を侵害する商品及び模倣品)を取り扱うべきである。

ベトナムは、税関に侵害輸出品に対して制裁措置を取る権限を付与するために、現行法を改正及びを補足することを検討すべきである。このようなアプローチは、ベトナムにおける知的財産権の行使の実効性を強化・向上させることができる。

しかしながら、税関が侵害する輸出に対して制裁措置をとることができない場合でも、税関は少なくとも侵害する外国向けの積荷を差止可能にすべきである。原則として、ベトナム領域内で商品を輸送及び/又は製造する行為は知的財産権の問題に影響を及ぼす。使用が認められない場合、税関エリア内の輸送、並びに侵害品の製造に対して、制裁措置が取られるべきである。このような状況で、税関以外の当局が輸送又は製造の行為に対して制裁措置を科すと、商品は証拠としてみなされる。結果として、疑いのある輸出品は留置されべきであり、また目的地の国に向かわせることを認めるべきではない。

- b. 税関は **transit 通過中の侵害品**を通関手続を行う規定を有するべきである。

国 A で製造され、国 C に向けられる商品は、国 C に到着する前に国 B を通過できる。商品が国 A 及び国 C で真正品であるが、当該商品が国 B において他人の商標権と衝突することがあった。これは、知的財産権が属地主義に従うからである。従って、商品は国 B(通過国)において模倣品と考えられることがあった。

上記理由のために、政令 No. 99 の通過中の商品に対する救済規定の存在にも関わらず、ベトナムにおける保護される知的財産を侵害する通過中の商品の行為は未だ合法であり、税関差止の対象ではない。知的財産の有効性を向上させるために、税関は知的財産権者又は商品の最終目的地に関連する税関所在港と必要な情報を交換及び提供すべきである。

- c. 税関は将来的に、知的財産に関するすべての疑義製品を検査する権利を行使すべきである。

税関法は、税関職員が将来的に積荷を監視し続けることを認める方法を規定するべきである。しかしながら、この点は不明であり、かなり曖昧なままである。制度を理解して利用するために、具体的なガ

イダンスが不可欠である。従って、本制度の実務的な利用を確実にするために、具体的なガイダンスは(i)税関が権利を行使するために利用可能なタイムフレーム、(ii)税関が水際措置を進めるための条件、(iii)税関職員将来的に積荷を差止める際に税関職員が要求し実行しなければならない書類／手続、(iv)具体的な事件を取り扱う異なる税関間での調整制度等の問題について焦点を合わすべきである。

- d. 税関は即時検査を命令する権利を有するべきである。

現在、税関は、日本政府によって資金提供を受けた自動貨物通関情報システム(VNACCS)を使用している。新システムは、ある程度、税関の知的財産監視に影響を与えている。

過去、税関手続は、税関職員によって直接実施されていた。その当時、輸入業者／輸出業者は、輸入／輸出の関係書類に積荷の商標を申告しなければならなかった。従って、税関職員が積荷を監視する場合、税関職員は申請書に輸入業者／輸出業者によって与えられた情報を頼りにすることができた。現在、税関登録の商標の情報を信頼することにより、輸入業者／輸出業者が申請書の商標を挙げると、税関は商標登録商品のみを見つけることができる。しかしながら、自動貨物通関情報システム(VNACCS)の使用増加を考慮すると、税関職員のいくつかの現在の職務はこの新しい技術にとって代わられる。現行法は、輸入業者／輸出業者に書類中に輸入品の商標を申請することを要求しない。従って、実際には、自動貨物通関情報システム(VNACCS)が侵害疑義品を特定することについて100%正確ではない可能性がある。

従って、知的財産権の効果的な保護を確実にするために、自動貨物通関情報システム(VNACCS)を効果的に利用する手続に関する具体的な規定が必要である。積荷が侵害品を含むことを疑う場合、税関は即時積荷を検査する権利を有するべきである。これにより、税関当局が、捜査と、検証と、知的財産権の保護に関して税関と知的財産権者の調整の容易化とについてイニシアチブを取ることを確実にする。

- e. 税関は、権利者の回答及び税関差止のタイミングの矛盾を修正し、また、担保預け入れを明確にすべきである。

上述の通り、(i)権利者が税関差止の申請を提出するタイミングと、(ii)税関差止のタイミングとの間に矛盾がある。従って、ベトナム税関は、国境で知的財産の行使を促進するために、この問題を解決することに関心を持つべきである。

さらに、ベトナム税関は内部的に、担保預入に要求される金額と、何日の営業日が認められるのかという回答期間と、他の関連問題とについて税関職員を誘導すべきである。実際には、多くの税関職員が営業日の問題と、差止申請に必要な担保の金額について異なる理解をしている。税関職員が正しく法律を適用し、タイムリーに知的財産権を行使するのを手助けするために、税関の長官はできる限り早期にこれらの問題についてガイドラインを提供すべきである。

参考文献

インドネシア

ウェブサイト:

<http://www.beacukai.go.id/arsip/abt/struktur-organisasi.html>

http://sipp.pn-jakartapusat.go.id/statistik_perkara

マレーシア

ウェブサイト:

Top Management of RMC taken from http://www.customs.gov.my/en/ci/Pages/ci_tm.aspx

<https://data.worldbank.org/indicator/IS.AIR.GOOD.MT.K1?locations=MY>

<http://www.mot.gov.my/en/Statistik%20Tahunan%20Pengangkutan/Transport%20Statistics%20Malaysia%202016.pdf> 40 頁

<http://www.mot.gov.my/en/Statistik%20Tahunan%20Pengangkutan/Transport%20Statistics%20Malaysia%202016.pdf> 70 頁

<http://www.customs.gov.my/ms/mp/Documents/LAPORAN%20TAHUNAN%20JKDM%202016.pdf> 120 頁

<http://www.customs.gov.my/ms/mp/Documents/LAPORAN%20TAHUNAN%20JKDM%202016.pdf> 121 頁

<http://www.customs.gov.my/ms/mp/Documents/LAPORAN%20TAHUNAN%20JKDM%202016.pdf> 121 頁

<http://www.customs.gov.my/ms/mp/Documents/LAPORAN%20TAHUNAN%20JKDM%202016.pdf> 64 頁

<http://www.customs.gov.my/ms/mp/Documents/LAPORAN%20TAHUNAN%20JKDM%202016.pdf> 113 頁

<http://www.customs.gov.my/ms/mp/Documents/LAPORAN%20TAHUNAN%20JKDM%202016.pdf> 113 頁

https://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/27-trips.pdf

http://www.apaaonline.org/pdf/APAA_59th_council_meeting_Manila/AntiCounterfeitingCommitteeReports2011/3-SpecialTopic2011-MALAYSIA-Anti-CounterfeitingCommittee.pdf 3 頁

[http://pdk.dagangnet.com/doc/Customs%20\(Prohibition%20of%20Imports\)%20Order%202017.pdf](http://pdk.dagangnet.com/doc/Customs%20(Prohibition%20of%20Imports)%20Order%202017.pdf)

http://www.customs.gov.my/en/tp/pages/tp_ie.aspx

<http://www.mondaq.com/x/44562/Export+controls+Trade+Investment+Sanctions/Border+Measures+In+Malaysia>

<http://www.skrine.com/malaysian-intellectual-property--dawn-of-a-new-age>

法律:

1976 年商標法第 70C 条 Section 70C of the TMA 1976

フィリピン

雑誌論文:

税関水際措置に関する税関行政手続命令 No. 07-93 を改正する、TRIPS 協定第 51-60 条に関連するフィリピン知的財産法として知られている、共和国法 No.8293.

TRIPS 協定第 51 条

TRIPS 協定第 52 条

ウェブサイト:

<http://customs.gov.ph/offices/>

http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2017/12/BOCOrganizationalChart_Dec11_2017.jpg

<http://customs.gov.ph/offices/>

http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2017/12/BOCOrganizationalChart_Dec11_2017.jpg

<http://customs.gov.ph/offices/>

http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2017/12/BOCOrganizationalChart_Dec11_2017.jpg

<http://customs.gov.ph/offices/>

http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2017/12/BOCOrganizationalChart_Dec11_2017.jpg

<http://customs.gov.ph/offices/>

http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2017/12/BOCOrganizationalChart_Dec11_2017.jpg

<http://customs.gov.ph/offices/>

http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2017/12/BOCOrganizationalChart_Dec11_2017.jpg

http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2017/12/BOCOrganizationalChart_CD_Dec2017.jpg

Bureau of Customs Annual Report 2016,3 頁 <http://customs.gov.ph/wpcontent/uploads/2014/04/BOC-2016-Annual-Report.pdf>

Bureau of Customs Annual Report 2016, 3 頁 <http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2014/04/BOC-2016-Annual-Report.pdf>

Bureau of Customs Annual Report 2012, 35 頁 <http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2014/04/BOC-2012-Annual-Report-1.pdf>

Bureau of Customs Annual Report 2013, 16 頁 http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2014/05/BOC_AR2013SECONDrevisedFINAL-fa.pdf

Bureau of Customs Annual Report 2014, 11 頁. <http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2015/07/BOC-Annual-Report-2014.pdf>

Bureau of Customs Annual Report 2015, 16 頁. <http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2017/01/BOC-2015-annual-report.pdf>

前知的財産局長官 Ricardo A. Blancaflor のプロフィール, <http://www.ipophil.gov.ph/8-transparency/68-historical-highlights>

“National Committee on Intellectual Property Rights: Key Element of IPR enforcement”, Business Mirror, 2017 年 5 月 8 日, <https://businessmirror.com.ph/national-committee-on-intellectual-property-rights-key-element-of-ipr-enforcement/>

“Customs Raps Importer of Fake Branded Products” GMA News Online, 2015 年 2 月 12 日, <http://www.gmanetwork.com/news/money/personalfinance/434224/customs-raps-importer-of-fake-branded-products/story/>

“BOC Files Smuggling Raps Against Trader, Broker”, The Manila Times, 2014 年 5 月 29 日 <http://www.manilatimes.net/boc-files-smuggling-raps-against-trader-broker/100153/>

“Watch: Fake Shoes From China Seized in NAIA”, ABS-CBN News, 2016 年 7 月 26 日 <http://news.abs-cbn.com/news/07/25/16/watch-fake-shoes-from-china-seized-in-naia>

“Customs Seizes P2B in Fake Products”, ABS-CBN News, 2017 年 10 月 13 日 <http://news.abs-cbn.com/news/10/13/17/customs-seizes-p2b-in-fake-products>

“Customs Seizes P3-B of Smuggled Fake Goods in Tondo, CNN Philippines, 2017 年 11 月 21 日, <http://cnnphilippines.com/news/2017/11/21/bureau-of-customs-smuggled-fake-good-tondo-manila.html>

“P522-M Worth of Counterfeit Products Seized in Pasay”, ABS-CBN News, 2017 年 12 月 15 日 <http://news.abs-cbn.com/news/12/15/17/p522-m-worth-of-counterfeit-products-seized-in-pasay>

“Top-to-Bottom Corruption at BOC”, Inquirer, 2017 年 8 月 24 日 <http://newsinfo.inquirer.net/925120/top-to-bottom-corruption-at-boc>

“Faeldon ‘Systematized’ Customs Corruption, House Panel Says”, ABS-CBN News, 2017 年 10 月 3 日 <http://news.abs-cbn.com/news/10/03/17/faeldon-systematized-customs-corruption-house-panel-says>

“Corruption: An Insider’s Viewpoint Gets Written By A Customs Veteran”, Manila Bulletin, 2017 年 9 月 26 日, <https://news.mb.com.ph/2017/09/26/corruption-an-insiders-viewpoint-gets-written-by-customs-veteran/>

“Customs’ Sevilla: Political Nominees Last Straw”, Rappler, 2015 年 4 月 23 日 <https://www.rappler.com/nation/90906-customs-sevilla-resign-political-appointments-inc>

Bureau of Customs. Unofficial Bureau of Customs 2017 Year-end Report <https://www.facebook.com/BureauOfCustomsPH/posts/2031573710423735>

Bureau of Customs Annual Report 2016, 16 頁. <http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2014/04/BOC-2016-Annual-Report.pdf>

Bureau of Customs. Unofficial Bureau of Customs 2017 Year-end Report
<https://www.facebook.com/BureauOfCustomsPH/posts/2031573710423735>

Bureau of Customs. Unofficial Bureau of Customs 2017 Year-end Report
<https://www.facebook.com/BureauOfCustomsPH/posts/2031573710423735>

法律:

税関近代化・関税法(An Act Modernizing the Customs and Tariff Administration)

税関近代化・関税法第 200 条

税関近代化・関税法第 201 条

税関近代化・関税法第 200 条

知的財産法第 169.2 条

知的財産法第 190.3 条

知的財産法第 166 条

税関近代化・関税法第 1113(f)条

税関行政手続命令 No. 09-2008 第 A(3)条

税関行政手続命令 No. 09-2008 第 A(11)条

税関行政手続命令 No. 09-2008 第 A(7)条

税関行政手続命令 No. 09-2008 第 A(8)条

税関行政手続命令 No. 09-2008 第 A(9)条

税関行政手続命令 No. 09-2008 第 A(10)条

税関近代化・関税法第 1140 条

付属書

付属書 A: 税関局の組織構成

付属書 B: 税関局の組織構成・徴収地域

シンガポール

ウェブサイト:

<https://www.customs.gov.sg/about-us/organisation-overview>

<https://www.ccollege.gov.sg/Knowledge/Documents/Website/Singapore%20Customs.pdf> Annex D.

<https://www.customs.gov.sg/contact-us>

<https://www.customs.gov.sg/about-us/organisation-overview/organisational-structure>

すべての執行データ <https://www.customs.gov.sg/news-and-media/publications/statistics>

<https://sso.agc.gov.sg/Act/CA1987>

<https://sso.agc.gov.sg/Act/TMA1998>

<https://sso.agc.gov.sg/SL/CA1987-RG5?DocDate=20090331>

<https://sso.agc.gov.sg/SL/TMA1998-R2?DocDate=20010131>

強制措置に関するシンガポール税関により解放されたすべてのメディア <https://www.customs.gov.sg/news-and-media/media-releases>

<https://www.customs.gov.sg/~media/cus/files/media-releases/2017/syndicate%20busted%20for%20involvement%20in%20the%20sales%20of%20counterfeit%20mobile%20phones.pdf>.

<https://www.customs.gov.sg/~media/cus/files/media-releases/2017/for%20website%20singapore%20customs%20media%20release%20-%20011017.pdf>

<https://www.customs.gov.sg/~media/cus/files/media-releases/2017/final%20-%20four%20men%20arrested%20for%20possession%20of%20counterfeit%20mobile%20phones%20for%20trade.pdf>

タイ

雑誌論文:

Customs Annual Report 2015 (P.145)

ウェブサイト:

<http://hrcustoms.org/wp-content/uploads/2015/03/%E0%B9%82%E0%B8%84%E0%B8%A3%E0%B8%87%E0%B8%AA%E0%B8%A3%E0%B9%89%E0%B8%B2%E0%B8%87%E0%B8%81%E0%B8%A3%E0%B8%A1-6-%E0%B8%81.%E0%B8%84.-60.jpg>

http://en.customs.go.th/data_files/fa90522fc21a44f514758a4a71d83247.jpg

<http://www.ops3.moc.go.th>